



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.31 4月15日号 平成11年(1999年)

日本介護福祉士会

厚生省が専門職の教育課程を見直し

高い質の人材確保へ

現在、社会福祉基礎構造改革が進められているが、この改革においては、利用者本位の利用制度への転換、社会福祉事業の推進、地域福祉の充実と並んで、質の高い福祉サービスの拡充を図ることが改革の大きな柱のひとつになっている。

介護福祉士教育課程等の見直し

1 介護福祉士の養成等をめぐる現状及び課題
介護福祉士登録者は資格制度創設後順調に増加し、平成十一年一月末現在、約十三万二千人となっている。そのうち約六万人は介護福祉士養成施設の卒業生であり、平成十年度には養成施設が二百九十校(三十三課程)、入学定員数は一万九千七百六人となっている。

第十一回介護福祉士国家試験 最高の合格者数

第十一回介護福祉士国家試験の合格者が三月二日に発表された。受験者総数は四万一千二百五名のほり、合格者は三万七千五百八名(合格率は五〇・二%)で、合格者数は過去最高となった。

2 要介護者等の状況を判断し、それに適した介護を計画的に実施しその結果を自ら評価できること。
3 介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、自立支援の観点から介護できること。
4 他保健医療福祉従事者等と連携し、協働して介護できること。
5 質の向上を図るために自己研鑽とともに後進の育成に努めること。

6 訪問介護実習先については、現在認められている老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に加え、訪問入浴サービス、在宅介護支援センター等の在宅サービス施設・事業を対象として位置づけるとともに、実習の内容、方法及び指導者の要件を規定する必要がある。
7 資格取得後の継続研修
介護福祉士が専門職として生涯に渡り職務を続けるための評価を得るためには、実務経験年数等による段階別研修、指導者・管理者に対する研修、新しい知識等に対する研修を目的とした研修、専門性を高める研修等を体系化して実施する必要がある。

8 卒業時の共通試験
養成施設卒業生は卒業と同時に介護福祉士となる資格が得られる仕組みとなっている。各養成施設における教育や卒業生の質に格差が生じないようにするため、卒業試験等を学則等に規定し実施することにより、養成施設が自らの教育を評価し質を高める努力をすることを促進する必要がある。
9 訪問介護員(ホームヘルパー)等関連職種の養成制度との整合性
(1) 前述のように、訪問介護実習、ケアマネジメントに関する内容を関連科目において追加することによって、介護福祉士教育課程の科目の内容がホームヘルパー級の養成研修内容を全て包含することとする。
(2) 介護福祉士養成施設における履修科目を評価し、他の資格取得に活用することについては、看護婦養成施設において平成十一年度から介護福祉士養成課程の一般教養科目(看護婦養成課程の基礎分野相当)の履修を評価し、当該科目を履修免除とする方向で検討されている。
10 展望
二年間の養成課程で介護福祉士の登録資格を得ること前提とするが、ゆとりある教育を推進するために三年課程及び四年課程の設置が進められることを期待する。

スクランブル

二一世紀まであとわずか。そしてまもなくまな期待と不安をかかえて出発する介護保険スタートまでも、あとわずか。今年四月は、今までの違った気持ちで、満開の東京の桜を見上げていくが、何とも色あせて見える。平成六年二月二日、大雪の東京からスタートした日本介護福祉士会は、昨年度の最重点目標であった社団法人の認可を得ることができなかった。このことは会員一人ひとりが深く受け止め、職能団体の意義と役割を再認識していただき、今年こそはと願っている。しかし、このような状況下でも、介護保険制度を支える実践者としての介護福祉士に寄せられる期待は、布つし程に大きい。と実感している。本会も又、胸をはってその期待に答えられると言いたい。私は今、法人設立祝賀パーティーの夢を見ている。会場は超満員のお客様であふれている。会長が宮下厚生大臣と握手している。そして記念写真をとっている。舞台は花で埋めつくされ、待ち望んだこの日を皆で心から喜んでいよう。まるでお祭りのようだ。今年こそ、真に新しい第一歩と認識してスタートすると宣言したい。二三十万人の同志がいる団体なのだから、結果すれば恐いものはないはずである。今年もまた、約三万七千人の同志が誕生する。資格を育てるのはあなたです。



三十二年前、二十六才で授けられた長男は重度の先天性脳性マヒ。常に病気がちでホームヘルパーさんのお世話を受けていた。医者にも「六才までは無理と危がまされたが、必死の介護の甲斐あって国立病院内の小学校に入学。長男の巣立ちでばかり

長男に導びかれて

宮崎県介護福祉士会会長

鬼束 幸子さん



と空いてしまった心に「一緒に仕事をしませんか」というヘルパーさんの誘いは救いだった。「子供を預けて仕事をしたい」とは抵抗があまりありませんでしたが、長男は人様のお世話をしに生まれるらしいのです。ならば同じ不幸を背負った方たちのお世話をしてお返ししようと思ってきました。

長男は十九才までを生きてこの世を去った。「自宅にいたらどうだったか。辛かったけどあの時、思い切った本当に良かったと思えました」

一人の障害者の親の立場に立てば、ああもしてあげたい、こうもしてあげたいと思いが膨らむ。その思いをホームヘルパーの仕事にぶつけてきた。宮崎県支部の設立は平成五年八月。鬼束さんはヘルパー協議会会長だった経験を生かして初代会長に就任。さらに平成九年からは『みやまき障害者支援センター』に「じい」所長と、多忙な毎日を送

「ときどき、今の時代にあの子が生まれていれば、と思うこともありますが」

「ときどき、今の時代にあの子が生まれていれば、と思うこともありますが」

新人スタッフの紹介



日本介護福祉士会事務局に、介護福祉士の三井祐司さんが加わりました。三井君は日本社会事業大学社会福祉学部を三月に卒業した二十四歳。田中会長曰く「シャニース系のいい男」です。

第五回近畿ブロック研修会を開催

専門官 佐藤美穂子氏を講師に迎え、「介護福祉教育と職能団体の役割」をテーマに、特別講演に桃山学院大学社会学部教授の北野誠一氏による「利用者の権利擁護と介護福祉士の役割」と題しての講演があった。

佐藤氏の講演では、「今後、社会福祉基礎構造改革が進む中で、福祉を担う人

材の養成は必須であり、介護福祉士を始め、福祉専門職の教育の見直しを実施し、二世紀の福祉社会に求められる人材の養成を行うことが求められている。特に、日本介護福祉士会などの専門職団体には卒業後の教育や生涯教育を体系的に担う役割がある」と等、日本介護福祉士会の役割の重要性についても話された。また、講演終了後には懇親会もあり、会員同志の交流も活発に行われた。

十三日は、日本医科大学教授、竹内孝仁氏を迎え、「介護福祉士のための介護基礎学」を学び、二日間の研修を終了した。

第6回全国研修会の発表事例を募集

第六回全国研修会が平成十一年十一月十二日(金)十三日(土)長野県軽井沢プリンスホテルで開催されるのを機会に、下記の分科会テーマに添った、実践研究事例を募集します。原稿の締め切りは七月末日とし、ワープロによりA4(四十六×二十四)四枚以内とさせていただきます。詳細を知りたい方は日本介護福祉士会事務局(江畑)までご連絡下さい。

◆午前 介護保険制度における介護福祉士
第1分科会「訪問調査における介護福祉士」
第2分科会「施設ケアプランの実践と考察」

◆午後 介護サービスの質の向上を目指す
第3分科会「日本介護福祉士会方式によるケアマネジメンツの実践と考察」
第4分科会「施設ケアプランへの取り組み」
第5分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第6分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第7分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第8分科会「後継者育成への取り組み」

◆午後 介護サービスの質の向上を目指す
第3分科会「日本介護福祉士会方式によるケアマネジメンツの実践と考察」
第4分科会「施設ケアプランへの取り組み」
第5分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第6分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第7分科会「自立支援そのあり方について研究する」
第8分科会「後継者育成への取り組み」

第4回東海・北陸ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護保険と介護福祉」
～西暦2000年の介護保険開始に向け、地域の特性を生かした介護福祉サービスを考える～
2. 期 日 平成11年5月1日(土) 2日(日)
3. 会 場 長良川温泉 岐阜観光ホテル「十八楼」
岐阜市湊町10番地 TEL (058) 265-1551
4. 日 程
 - 第1日目 5月1日(土) 会場 コンベンションホール
 - 12:30~13:30 受付
 - 13:30~13:50 開会式 主催者挨拶・来賓挨拶
 - 13:50~15:20 基調講演
テーマ「介護保険制度における介護福祉士の役割」
講師 厚生省介護技術専門官 佐藤美穂子氏
 - 15:30~17:00 記念講演
テーマ「介護福祉と音楽療法」
講師 岐阜県音楽療法研究所所長 門間陽子氏
 - 17:00~18:00 休憩・チェックイン
 - 18:00~20:00 懇親会
 - 第2日目 5月2日(日) 会場 2F各会議室
 - 9:00~12:00 分科会～介護保険開始に向けて～
 - 第1分科会「施設における自立支援や、アセスメント・ケアプラン等についての検討」
助言者 岐阜県老人福祉施設協議会ケアプランナー 石川勅子氏
石川県介護福祉士会会長 平林麗子氏
 - 第2分科会「居宅における自立支援や、アセスメント・ケアプラン及び、介護支援サービス等の検討」
助言者 愛知江南短期大学講師 山崎イチ子氏
三重県介護福祉士会会長 森川明美氏
 - 第3分科会「施設や居宅でのレクリエーションや、音楽療法活動等を通しての癒しとQOL」
助言者 ぎふ音楽療法研究会講師 須崎弘子氏
岐阜県介護福祉士会会長 奥村昇氏

平成11年度介護支援専門員実務研修受講試験実施方針について

11年度の試験実施方法は、基本的には10年度と同様の方法によるが、変更点は次の2点。

- ① 出題方法 (4肢選択方式→5肢複択方式)
- ② 出題範囲 (標準テキストに示されている内容、範囲→出題範囲の事項を提示)

区 分	平成10年度	平成11年度
試験受験対象	保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する者	同 左
試験内容及び範囲	「介護支援専門員標準テキスト」に示されている内容・範囲	テキスト指定方式でなく、出題範囲を別途示す。(内容は標準テキストの事項とその内容の詳細を示したものの)
試験日	4回(9/20、9/27、10/4、10/11)のうち、いずれか1回	全国統一で7/25(日)
試験時間関係		
試験時間	一般 120分 障害者 点字受験者1.5倍(弱視1.3倍)	同 左
出題数	介護支援分野 25問 保健医療福祉サービス分野 ・保健医療サービスの知識等 基礎 15問 総合 5問 ・福祉サービスの知識等 15問 計 60問	同 左
試験開始	都道府県により10:00~10:30	全国統一で10:00開始
遅刻者入室可能時間	試験開始後30分まで	同 左
退室不可時間	試験開始後30分まで	同 左
試験問題作成		
問題作成	厚生省(試験問題作成委員会)	同 左
試験一部免除	法定資格取得者は、保健医療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題は解答免除	同 左
出題方法	4肢選択方式及び5肢複択方式	5肢複択方式(×2タイプ、×3タイプ)及び5肢複択方式(穴埋め組み合わせ)

第10回高齢者介護サービス体制整備検討委員会資料より

第6回日本介護福祉士会通常総会 並びに記念講演会開催要綱

- 日時 平成11年5月15日(土) 10:00~15:30
- 場所 マツダホール(マツダ八重洲道ビル9F)
- 内容
 - ・記念式典 10:00~10:25
 - (1) 開会挨拶
 - (2) 日本介護福祉士会会長挨拶
 - (3) 来賓祝辞
 - ・記念講演

講演 10:30~12:00
上智大学文学部教授 アルフォンス・デーケン氏
テーマ 「こころの癒しとユーモア」
 - ・記念講演 12:40~13:40
厚生省社会援護局施設人材課長 河 幹夫氏
テーマ 「介護福祉士サービスの質と教育のあり方」(予定)
 - ・第6回通常総会 14:00~15:30
 - (1) 開会挨拶
 - (2) 議長団選出
 - (3) 審議事項
 - 第1号議案 平成10年度事業報告
 - 第2号議案 平成10年度収支決算報告及び財産目録並びに監査報告
 - 第3号議案 平成11年度事業計画(案)
 - 第4号議案 平成11年度収支予算(案)
 - (4) 報告事項 平成10年度承認新支部紹介
 - (5) 議長団退任
 - (6) 閉会挨拶

(*当日、日本介護福祉士会方式アセスメント・パソコンソフトのデモ予定)

第1回介護支援専門員フォローアップセミナー開催要綱

- 期日 平成11年7月9日(金)~10日(土)
- 場所 総合研修センター 安田生命アカデミア
〒183-0044 東京都府中市日綱町1-40
TEL 0423-51-8311 FAX 0423-51-8316
- 受講対象者 日介会員で介護支援専門員実務研修の終了者
- 参加費 12,000円(1泊4食つき)(前泊希望者は朝食付きで+4,000円)
- 定員 75名(全員宿泊可能)
- 申し込み方法
下記必要事項をご記入の上、ファックスで日本介護福祉士会事務局(03-3507-8810 担当:江畑)までお申し込み下さい。
※申し込み受付開始日は4月26日(月)です。それ以前に申し込まれても、無効となります。なお、定員になり次第、締め切ります。
先着順に受講者票を送付します。受講者票が届き次第、料金をお振り込み下さい。
申し込み必要事項 ①氏名(ふりがな)・会員番号 ②自宅住所・電話番号 ③勤務先名・電話番号 ④宿泊希望の有無(前泊希望も含む)
- プログラムと講師候補(予定)
 - 1日目 9:30 受付開始
10:30 講義1 「介護支援サービスの基本理念と意義」
厚生省介護保険施行準備室(予定)
13:00 講義2 「社会資源の理解と活用」
15:10 講義3 「介護支援専門員の役割と機能」
19:30 演習説明
 - 2日目 9:00 ケアプラン作成演習(日本介護福祉士会方式)
17:00 終了

介護支援専門員実務研修 受講試験の模擬を実施

今年介護支援専門員実務研修受講試験が全国統一で七月二十五日と通知されています。そこで、本会は今年も全国で受験される会員のために、試験直前の自己チェックを目的とした模擬試験を以下の要領で実施します。

- 一、日時 各支部で設定。六月二十日(日)以降に実施
- 二、出題方法 ・問題六十問(セット)にし、合計三セットを作成
・一セットで六十問設定、五択問題、マークシート方式
・受験希望者は三セットを提供する。
・会場模試を設定する支部は、一セットを会場で使用し、残りの二セットは自宅などで行う。
- 三、申し込み方法 各支部で受験要項を作成し、各支部で対応。
各支部より日本介護福祉士会(担当:品川)へ申し込みは五月二十日まで。

第5回中国・四国ブロック研修会開催要綱

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」—介護福祉士の専門性追求—
- 期日 平成11年6月19日(土)
- 会場 徳島プリンスホテル
徳島市万代町3丁目5-1 TEL(0836)24-1111
- 参加予定者 550人
- 日程 10:00~10:30 開会式
10:30~12:00 基調説明
13:00~15:00 分科会
15:15~16:00 全体会
- 基調説明 「基礎構造改革と介護福祉士への期待」
厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室
介護技術専門官 佐藤美穂子氏
- 分科会テーマ 第1分科会 「契約時代における介護福祉士の役割」
~専門職としての意識改革~
第2分科会 「個別援助計画、作成のあり方」
~自立支援を目指す援助計画~
第3分科会 「地域ケアシステムの構築」
~望む暮らしを続けるために~
- 参加費
 - (1) 会員・学生 3,000円(資料代・昼食代を含む)
 - (2) 会員外 7,000円(資料代・昼食代を含む)

第3回中国・四国ブロックケアマネジメント研修開催要綱

- 開催日 平成11年7月10日(土)
- 会場 山口県婦人教育文化会館
〒754-0893 山口市湯田温泉5-1-1 (TEL 0839-22-2792)
- 日程 10:00~12:00 講義「ケアマネジメントの理論と実際」
13:00~14:20 演習「ケアプラン作成について」
14:20~14:30 休憩
14:30~16:00 演習「ケアプラン作成について」
- 講師 橋本泰子氏(大正大学教授)
- 参加定員 250名
- 参加対象者 中国・四国ブロック支部の日本介護福祉士会会員
- 参加費 3,000円(昼食代を含む)
- 参加申し込み方法
参加については、別紙申込書に御記入の上、6月18日までに各県介護福祉士会事務局に参加費を添えて申し込み下さい。
- その他 宿泊については、別紙山口市内ホテル一覧表を参考のうえ、各自でお早めにお取りください。
- 事務局 山口県介護福祉士会事務局
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
山口県社会福祉研修所内(担当 藤本)
TEL 0839-87-1320 FAX 0839-87-1330

介護福祉 季刊

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申し込み下さい。

日本介護福祉士会

47全県に支部設立 日本介護福祉士会

47全県に支部設立

支部設立を受けて、これからは会員の組織率を高めて、社団法人の認可に向けて最大限努力していくことを確認した。

田陽子氏(特別養護老人ホーム勤務)、熊本県介護福祉士会は五月三十一日に設置、福島県、群馬県、熊本県が残り残っていたが、六月二日に開催された第三回理事会で、三県の支部が承認され、本会設立六年度で目標のひとつが達成された。

福島県介護福祉士会は五月一日に設立、会長は本

斎藤参院議長が支援

四月二六日、介護福祉士制度の生みの親である参議院議長・斎藤十朗氏に、田中会長、岡田・石橋副会長、三重県森川会長、南事務局長が表敬訪問した。斎藤議長は「今後の介護福祉士制度のさらなる発展のために、ご支援をお願いします。」と、支援を約束された。



第6回通常総会を開催 会員増強へ取り組み決意

開始に記念式典が行われ、日本介護福祉士会会長・田中雅子氏の開会の挨拶に続いて、厚生省社会援護局長・河野洋平氏、社会福祉法人全国社会福祉協議会事務局長・松尾武昌氏、全国介護福祉士養成施設協会副会長・小林光俊氏、社団法人日本社会福祉士会副会長・池田氏らが祝辞を述べられた。

ケアプラン作成ソフトの開発進む

第六回総会では昼の休憩時間を利用して、日本介護福祉士会方式アセスメントソフトの開発が発表された。

介護報酬の検討本格化 厚生大臣等に要望書提出

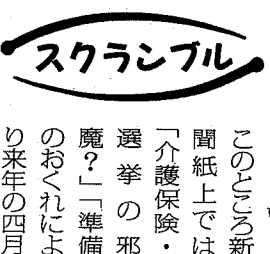
厚生大臣等に要望書提出

医療保険福祉審議会では五月から介護報酬の本格的検討に入っている。訪問介護(ホームヘルプサービス)は、介護保険の保険給付のなかでも中核的な役割を果たすものである。日本介護福祉士会は、厚生大臣並びに介護給付費部会長に、介護報酬における介護福祉士の評価について要望書を出した。

宮下創平厚生大臣宛の要望書

介護福祉士制度の充実を図るため、厚生行政を推進していただく心から感謝申し上げます。ご承知のとおり、介護福祉士制度は昭和健・医療領域や民間シルバ

部設立を受けて、これからは会員の組織率を高めて、社団法人の認可に向けて最大限努力していくことを確認した。また、この日の理事会で日本介護福祉士会として、学会の設立も検討していくことを確認した。



厚生省社会援護局施設人材課長

河 幹夫氏

日本は経済の高度成長と共に人口の都市部集中、核家族化、女性の社会進出が進み家庭機能が外部化されてきた。それまで家族で任せてきた介護を社会の需要としてサービス化した。

介護サービスの特性としては、①貯蔵できない、②移動が困難、③労働集約型、の三点があげられる。

「介護サービスの質と教育のあり方」



日本介護福祉士会第6回通京総会における記念講演

給自足が介護サービスといえぬ。また、介護サービスは相手の顔を、その人自身に直接ケアするものであり、機械では出来ない。そのためにも多くの人間による労働力を必要とし、公的費用による下支えの必要性がある。

また、介護サービスは相手の顔を、その人自身に直接ケアするものであり、機械では出来ない。そのためにも多くの人間による労働力を必要とし、公的費用による下支えの必要性がある。

日本介護福祉士会第6回通京総会における記念講演

上智大学文学部教授

アルフォンス・デーケン氏

介護福祉士の仕事は、「身体への癒し」とともに「心の癒し」が使命である。全ての人は遅かれ早かれ、皆、死を迎えるのであり、人間らしい死を迎えるためには、人間らしい生き方を追求する事が大切である。

日本の教育レベルは世界でもとても高いが、残念ながら「死に対する教育」がタブー視されており、突然死を消化されず、さまざまに悲劇の種となつてい

「こころの癒しとユーモア」

最後の人間らしく生きるためには、十分な死への準備教育が必要であり、その意味でも人間らしい死に方は、我々にとって、学ぶべき芸術である。

死には、①心理的な死、②社会的な死、③文化的な死、④肉体的な死、と四つの側面があるが、肉体的な死に至るまでに、愛する人との死別や、生きがいの喪失による心の死を迎えている事が多い。

笑う能力は歳をとるとともに低下し、顔の表情も乏しくなる。笑いながら死ぬ事は出来ないように、ユーモアのセンスがあればストレスはたまりにくい。ユーモアは相手に対する思いやりの原動力であり、愛情のあらわれである。

豊かな表情は言葉以上に



アルフォンス・デーケン氏

「こころの癒し」とは「生きがいの再発見」であり、心のケアへの挑戦である。別れは小さな死であり、それを体験し失ってしまった生きがいを、希望の再発見とさせる必要がある。

訪問介護等において中核的な役割を果たすとともに、要介護者とその家族にとって、最も身近に行われる重要なサービスである。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

五月二九日提出

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

国家資格である介護福祉士(教育年限三〇〇時間)をサービス提供者側から保障する有効な手段でもあり、また、ホームヘルパー養成研修を終了した三級ヘルパー(研修時間五〇時間)まで幅広く認められているところである。

これは、膨大な数の要介護者等に幅広く介護サービスを提供していくためには欠かすべからぬものであると理解しています。

ただし、そのために介護サービスの質が相対的に低下するようになるとは避けなければならず、専門性に裏付けられたサービスの質の確保が重要であることは言うまでもありません。要介護者等とその家族の介護サービスに対する期待と必要国家資格としての介護福祉士の行うサービスを明確に評価し、介護福祉士の専門性を助長するとともに訪問介護の質向上にインセンティブの働く仕組みとしていたくよう要望いたします。

五月二九日提出

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

このたび、経済団体連合会では、雇用対策として「ホームヘルパー養成研修事業の簡素化」や「介護福祉士の修業年限の短縮」を提言した。

雇用対策の重要性は、十分に認識するものである。しかしながら、ホームヘルパーサービスは要介護者等の高齢者などの利用者に頻繁、かつ、深い関わりをもつて行われるものであり、このサービス従事者の教育研修をおろそかにすることは、直ちに利用者の生活の質を著しく低下させるものである。こうした提言の内容は、良質な介護サービスの提供を望む国民的視点からみても、また、介護の専門職の立場からみても、大きな問題を有している。

医療保険福祉審議会委員

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

見坊 和雄

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

介護サービス水準の維持・向上に関する意見書

第6回日本介護福祉士会通常総会で承認

平成一〇年度事業報告

平成一〇年度事業は、第五回通常総会で決定された事業の円滑な運営と時宜に合わせた幅広い分野での取り組みを行った。

今、国では社会福祉を取り巻く環境の変化に対応し、多様・増大する国民の福祉ニーズに適切に対応するため、社会福祉基礎構造改革が進められている。平成九年一月以来、中央社会福祉審議会・社会福祉構造改革分科会で論議されてきた社会福祉基礎構造改革の中核として平成一〇年六月十七日にとりまとめられた「中間まとめ」は、社会福祉法人制度の見直し、措置制度から契約に基づく利用制度への転換など

と並んで、福祉人材の養成・確保が大きな柱の一つとして掲げられている。こうした中で、社会・介護局長との意見交換が行われた。この中で、日本介護福祉士会は、規制緩和の進むなかで、介護サービスの質を担保し、確保するためには介護福祉士制度はより重要となること、そのためにも専門性評価の仕組みが必要であること、介護福祉士とその他の介護職との関係性について明確にし、位置づけをすべきである等の意見を述べた。また、「中間まとめ」を踏まえ、厚生省は「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」や「福祉サービスの質に関する検討会」を設置し、本会からそれぞれの検討会に委員として参加し、意見を述べた。介護保険施行まで一年に満たない今日、私たち介護福祉士を取り巻く状況は大きく変化している。平成一〇年度に実施された介護支援専門員実務研修受講試験の合格者は、看護婦・准看護婦の三〇、七〇一人に比べて介護福祉士の合格者は一〇、二八八人であった。これは、中央並びに各都道府県支部が取り組んだ介護支援専門員実務研修受講試験対策、斉集模範試験の実施や対策講座の開催等の事業の結果といえる。また、介護保険導入に向けて平成一〇年度モデル事業が実施

されたが、介護認定調査員や介護認定審査会の構成員として多くの介護福祉士がその任にあたり、また、試験後に各都道府県で実施された実務研修では、日本介護福祉士会方式アセスメント・ケアプラン作成手法説明が各支部に依頼されたことを受けて講師養成を全国三カ所で行った。なお、第二回全国都道府県会長会議で、日本介護福祉士会方式アセスメント・ケアプランのパソコンソフトの開発の必要性が議論され、現在、医療保険福祉審議会介護給付費部会を中心として、介護報酬等の本格的な検討がなされていることである。介護福祉士等が行う訪問介護は、保険給付の中で最も高い頻度で長時間行われるサービスである

このように、介護福祉士の業務は従来の介護サービスの直接的担い手としてのみならず、介護支援専門員や介護認定審査委員として、その活躍の場は広がり、介護を必要とする人々の最も身近にいて、最も高い頻度で行うサービスの提供者として、その専門性をより広範に発揮することとなる。今後利用者側の代弁者としての専門性を発揮し、介護サービスに対する国民の信頼を得ることもその責務の重要性を認識し、より着実な活動を進めていくべき。

さて、社団法人格の取得は職能団体が真に社会的にも認知されるための第一歩ととらえているところであり、日本介護福祉士会設立当初からの課題である。一〇年度内の法人認可を得るため、全国都道府県会長会議をはじめ、各ブロック会議では達成のための困難性や組織率を高めるための方策について意見を交わし、中央、ブロック、支部が一丸となって取り組んで来たところである。しかしながら、一〇年度内に社団法人の認可が得られなかったことは、法人認可の基本である資格取得者の五割以上の組織化が達成できなかったことにある。未組織支部の解消については、平成一〇年度は新たに宮城県、秋田県、三重県、奈良県、鹿児島県の五県が支部加入した。支部未設置県は熊本県、群馬県、福島県の

三県を残すのみとなったが、これらの県においても平成一〇年度早期の加入が予定されているところである。残された課題は組織率にあり、一〇年度の最重要目標とした。

平成一〇年度は、設立以来隔年毎に実施している「介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」を行った。今回はこれまで過去二回実施した調査結果と比較検討した。今回の調査で特徴的な傾向は、介護福祉士の職域の拡大と職務内容の多様化があげられる。近年、介護福祉士の職域は、これまでの入所型福祉施設やホームヘルプ事業のみならず、老人保健施設や療養型病床群等の医療保健領域や民間のシルバー産業等に拡大している。また、介護福祉士制度が創設されて二年を経た今日、介護福祉士が介護サービス部門の責任者や事業体の管理者となるなど、従来の主任ヘルパーや主任ケアマネージャーや主任ケアマネージャーと異なる立場での責任ある部署に配置されるなど、労働環境や職域の資質変化が見られる。今後、介護保険導入に合わせ、多様な事業体が介護サービスに参入することが見込まれ、サービスの質的管理という意味からも介護福祉士が責任ある職務につくことが予想される。このような状況を踏まえ、さらに、介護福祉士の実務能力を高め、管理運営部門でもその専門性が発揮できるように、研修体制の強化と充実を図らなければならぬ。

さて、平成一〇年度までの介護福祉士資格取得後二

三の介護福祉士が受講する現任研修は、全国社会福祉士協議会・中央福祉人材センターに業務委託されていたが、平成一〇年度から日本介護福祉士会に業務移管されることになった。平成一〇年度は、設立以来隔年毎に実施している「介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」を行った。今回はこれまで過去二回実施した調査結果と比較検討した。今回の調査で特徴的な傾向は、介護福祉士の職域の拡大と職務内容の多様化があげられる。近年、介護福祉士の職域は、これまでの入所型福祉施設やホームヘルプ事業のみならず、老人保健施設や療養型病床群等の医療保健領域や民間のシルバー産業等に拡大している。また、介護福祉士制度が創設されて二年を経た今日、介護福祉士が介護サービス部門の責任者や事業体の管理者となるなど、従来の主任ヘルパーや主任ケアマネージャーや主任ケアマネージャーと異なる立場での責任ある部署に配置されるなど、労働環境や職域の資質変化が見られる。今後、介護保険導入に合わせ、多様な事業体が介護サービスに参入することが見込まれ、サービスの質的管理という意味からも介護福祉士が責任ある職務につくことが予想される。このような状況を踏まえ、さらに、介護福祉士の実務能力を高め、管理運営部門でもその専門性が発揮できるように、研修体制の強化と充実を図らなければならぬ。

さて、平成一〇年度までの介護福祉士資格取得後二

平成一〇年度事業計画

- 一、学術部
 - ① 研修
 - ・全国研修会(軽井沢プリンスホテル 十一月二日〜三日)
 - ・ブロック別研修(全国六ブロック)
 - ・ケアマネジメント・ケアプランセミナー(ブロック別対応)
 - ・現任研修講師養成講座
 - ・リーダー研修(都道府県支部)
 - ・ホームページの充実
 - ・全国一斉介護相談(敬老の日の老人保健福祉週間協力事業)
 - ・介護支援専門員資格者
 - ・日本介護福祉士会方式ケアプラン作成指導者研修
 - ② 実践介護研究会
 - ・第一回 四月二日〜五日
 - ・第二回一〇月三日〜四日
 - ・国家試験対策(全国統一模範試験)
 - ③ 調査研究部
 - ・九州ブロック
 - ・九月二日 佐賀県
 - ・九月四日 福岡県
 - ・九月五日 佐賀県
 - ・九月六日 福岡県
 - ・九月七日 佐賀県
 - ・九月八日 福岡県
 - ・九月九日 佐賀県
 - ・九月十日 福岡県
 - ・九月十一日 佐賀県
 - ・九月十二日 福岡県
 - ・九月十三日 佐賀県
 - ・九月十四日 福岡県
 - ・九月十五日 佐賀県
 - ・九月十六日 福岡県
 - ・九月十七日 佐賀県
 - ・九月十八日 福岡県
 - ・九月十九日 佐賀県
 - ・九月二十日 福岡県
 - ・九月二十一日 佐賀県
 - ・九月二十二日 福岡県
 - ・九月二十三日 佐賀県
 - ・九月二十四日 福岡県
 - ・九月二十五日 佐賀県
 - ・九月二十六日 福岡県
 - ・九月二十七日 佐賀県
 - ・九月二十八日 福岡県
 - ・九月二十九日 佐賀県
 - ・九月三十日 福岡県
 - ・北海道・東北ブロック
 - ・関東・甲信越ブロック
 - ・中部・北陸ブロック
 - ・近畿ブロック
 - ・平成一〇年二月二日・三日
 - ・京都府
 - ・中国・四国ブロック
 - ・六月十九日 徳島県
- 二、調査研究部
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験受験対策
 - ・出版(研修会、研究会等の成果、調査、研究等の報告書他)
 - ・支部活動の支援
 - ・関係機関への会員加入呼びかけ
 - ・会員の福祉の充実
 - ・会費及び公的助成の確保
 - ・六、専門研究部
 - ・ケアマネジメント研究会(ケアプラン・アセスメントの開発・普及等)
 - ・介護指針策定研究会(介護ガイドラインの策定等)
 - ・介護福祉士教育のあり方検討会(生涯学習プログラムの開発、認定制度の確立等)
 - ・福祉用具(介護機器)臨床的研究会

「選ばれる介護福祉士」となる必須の要件であると考えている。そのため、学識経験者や各分野の専門家を交え、「介護福祉士教育のあり方検討委員会」を設置し、職能団体の生涯研修体系について、研修プログラムの開発および認定制度の確立、実習指導担当者の資質向上及び養成過程におけるカリキュラムの検討、専門研究分野の開発について意見を求めた。これらの意見を踏まえて平成一〇年度中には、本会としての調査と比較検討した。今回の調査で特徴的な傾向は、介護福祉士の職域の拡大と職務内容の多様化があげられる。近年、介護福祉士の職域は、これまでの入所型福祉施設やホームヘルプ事業のみならず、老人保健施設や療養型病床群等の医療保健領域や民間のシルバー産業等に拡大している。また、介護福祉士制度が創設されて二年を経た今日、介護福祉士が介護サービス部門の責任者や事業体の管理者となるなど、従来の主任ヘルパーや主任ケアマネージャーや主任ケアマネージャーと異なる立場での責任ある部署に配置されるなど、労働環境や職域の資質変化が見られる。今後、介護保険導入に合わせ、多様な事業体が介護サービスに参入することが見込まれ、サービスの質的管理という意味からも介護福祉士が責任ある職務につくことが予想される。このような状況を踏まえ、さらに、介護福祉士の実務能力を高め、管理運営部門でもその専門性が発揮できるように、研修体制の強化と充実を図らなければならぬ。

さて、平成一〇年度までの介護福祉士資格取得後二

「介護福祉士リーダー研修」開催要項 (東京・大阪開催)

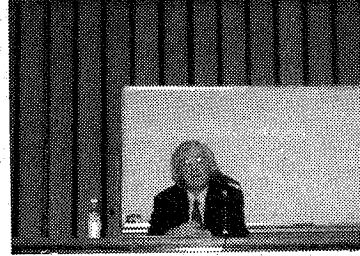
1. 日時
 - 【東京開催】 8月21日(土) 13:00~8月22日(日) 16:00まで
 - 【大阪開催】 9月4日(土) 13:00~9月5日(日) 16:00まで
2. 場所
 - 【東京開催】 総合研修センター 安田生命アカデミア
〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-40
TEL 0423-51-8311
 - 【大阪開催】 総合研修センター 安田生命大阪アカデミア
〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-3-5
TEL 06-6614-3511
3. 受験対象者
 - ①現に、介護福祉士養成施設等で教員として勤務している介護福祉士
 - ②実習施設等で、すでに実習指導担当者として学生を指導している介護福祉士
 - ③事例研究を継続して行う意思を有し、指導者としての視点を持つ介護福祉士
 - ④講師養成に答えられる介護福祉士
 - ⑤都道府県支部におけるリーダー的存在である介護福祉士
4. 内容
 - 第1日目
 - 12:00 受付
 - 13:00~15:00 「チームワークとリーダーシップ
地域や関連機関・異業種とのネットワーク形成」
ナウ・ネット(株)取締役総務管理本部長 江上尚志氏
 - 15:10~16:40 福祉専門職の教育のあり方について
厚生省社会・援護局施設人材課介護技術専門官 佐藤美穂子氏
 - 第2日目
 - 9:00~10:30 事例研究の意義と実践事例展開方法論
大妻女子大学助教授 是枝祥子氏
 - 10:40~12:10 事例研究の進め方Ⅰ
大妻女子大学助教授 是枝祥子氏
 - 13:00~15:00 事例研究の進め方Ⅱ
大妻女子大学助教授 是枝祥子氏
 - 15:00~16:00 まとめ
大妻女子大学助教授 是枝祥子氏
5. 定員及び申込方法

定員は原則として各支部5名位。各都道府県支部の事務局で取りまとめの上、日本介護福祉士会事務局にお申し込み下さい。(個人会員は直接、日本介護福祉士会にお申し込み下さい)
6. 締切り日 【東京開催】7月30日(金) 【大阪開催】8月16日(月)
7. 参加費 無料(ただし交通費、宿泊費は各自負担のこと)
当日の資料は事務局で用意いたします。
8. 宿泊料金について
宿泊に関する問い合わせは、所属支部までお願いします。
9. 参加申し込みと問い合わせ
日本介護福祉士会事務局(担当:品川) TEL 03-3507-0784



◆新事務局員の自己紹介
「六月から事務局にお世話になります根岸暁(アキ)です。ちなみに丑年生まれです。今日まで(財)長寿社会開発センターで、ホームヘルパー養成研修や介護保険等に関する事業に携わってまいりました。介護福祉士会会員の皆さまの中にも、どこかでお目にかかり、お話しさせていたいただいた方がいらっしゃるかも。
今日から新たに一から始めますので、ぜひ、ご指導、ご意見をいただければ幸いです。また、研修等でお目にかかれるのを楽しみにしております。」

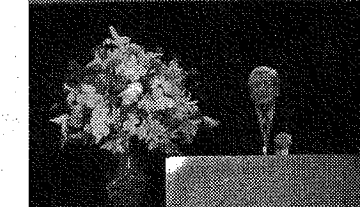
実践介護研究会 介護職のための介護基礎学総論、ADL・痴呆



当日は雨の中、一三五名もの受講生が集まり、介護基礎学総論、ADL・痴呆とを再認識しました。自分本意になっていない介護を見直し、利用者にとって安心できる生活環境を整えることが必要であると思いましたが、熱く語っていた。

「第一回介護職のための介護基礎学」実践研修会を開催
四月二四、二五日、東京・有楽町の日比谷三井ビル八階ホールにて、竹内孝仁氏(日本医科大学教授)を講師に迎え、実践介護研究会「第一回 介護職のための介護基礎学」が行われた。
受講生は、「竹内先生の話をとても納得でき、改めて基礎が一番大切であることを再認識しました。自分本意になっていない介護を見直し、利用者にとって安心できる生活環境を整えることが必要であると思いましたが、熱く語っていた。」

第4回 東海・北陸ブロック



「介護保険と介護福祉士をテーマに平成十一年五月一日~二日の二日間わたって岐阜県の長良川温泉「岐阜観光ホテル」で第四回東海・北陸ブロック研修会が開催された。一日は、基調講演として厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室、介護技術専門官 佐藤美穂子氏を講師に迎え、「介護保険制度における介護福祉士の役割」、続いて、記念講演に岐阜県音楽療法研究所の長岡陽子氏に介護福祉士と音楽療法」と題しての講演があった。講演終了後には懇親会もあり、会員同志の交流も活発に行われた。二日は、介護保険開始に向けてをテーマに「施設における自立支援、アセスメント・ケアプランの検討」、「在宅における自立支援、アセスメント・ケアプランの検討」、「施設や在宅でのレクリエーションや音楽療法活動等を通しての癒しのQOL」と三分科会に別れて事例研究を行った。

第四回東海・北陸ブロック研修会に二〇〇名が参加
「介護保険と介護福祉士をテーマに平成十一年五月一日~二日の二日間わたって岐阜県の長良川温泉「岐阜観光ホテル」で第四回東海・北陸ブロック研修会が開催された。一日は、基調講演として厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室、介護技術専門官 佐藤美穂子氏を講師に迎え、「介護保険制度における介護福祉士の役割」、続いて、記念講演に岐阜県音楽療法研究所の長岡陽子氏に介護福祉士と音楽療法」と題しての講演があった。講演終了後には懇親会もあり、会員同志の交流も活発に行われた。二日は、介護保険開始に向けてをテーマに「施設における自立支援、アセスメント・ケアプランの検討」、「在宅における自立支援、アセスメント・ケアプランの検討」、「施設や在宅でのレクリエーションや音楽療法活動等を通しての癒しのQOL」と三分科会に別れて事例研究を行った。

第6回 関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

1. 期日 9月25日(土) 9:00~16:15
2. 場所 O.V.T.A(財団法人 海外職業訓練協会)
〒261-0021 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1
TEL 043-276-0211
3. 定員 1,000名
4. 申し込み 7月末日までに、各都県介護福祉士会事務局へ。
※宿泊の希望者は、会場のO.V.T.Aで宿泊できます。
宿泊費は4,500円と5,000円。定員になり次第締め切ります。
5. プログラム(予定)
 - 9:00 受付
 - 10:00~10:30 開会式(主催者挨拶・来賓挨拶)
 - 10:30~12:00 基調講演「わかりたい 老いの痛み」
ジャーナリスト 安田睦男氏(元毎日新聞社勤務)
 - 12:45~13:15 演劇
知的障害者授産施設 富里福葉苑 演劇部
 - 13:15~13:30 「介護の現場から」~井坂流らくらく介護~
井坂 康夫氏
 - 13:30~15:30 シンポジウム「介護を見つめる目」
司 会 亀山幸吉氏(淑徳短期大学社会福祉学科教授)
シンポジスト 安田睦男氏
井坂康夫氏
永島光枝氏(呆け老人をかかえる家族の会千葉県支部代表)
千葉県介護福祉士会会員 他
 - 15:30~16:00 まとめ
 - 16:00~16:15 閉会式
6. 問い合わせ 千葉県介護福祉士会事務所 TEL/FAX 043(248)1451

介護福祉士向け専門情報誌
季刊 **介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)
財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

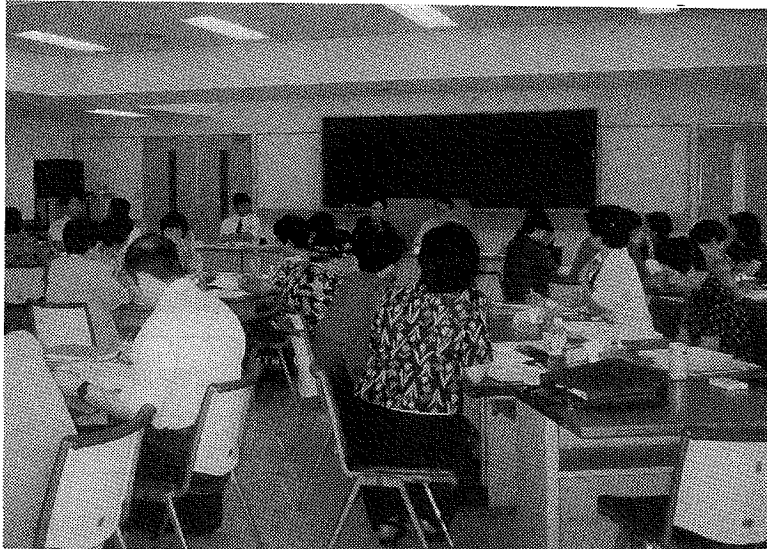
この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。
購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申し込み下さい。

日本介護福祉士会

平成11年度第1回会長会議を開催

47全支部で社団法人化へ取り組み強化

平成十一年八月一日、が設置されてから初めての(目)、四七都道府県に支部 会長会議が、東京の安田生



命教育センターで開催され た。 会議の主な内容は、全国 研修を始めとする各種研修 事業、全国一斉介護相談な どの今年度の事業推進につ いて、また、今年度中の社 団法人化をめざして各県の 会員組織率を高めるため に、各支部の具体的な取組 りの促進計画の実施につ いて話し合い、日本介護福 祉士会、支部として、それ ぞれのレベルで取り組むこ とを全員で確認した。

社会福祉事業改革を厚生省が諮問

厚生省は八月十日、社会 福祉事業の制度改革などを 柱とした社会福祉基礎構造 改革の全体像について、中 央社会福祉審議会(木村尚 三郎委員長)に諮問した。 改正の主な内容は、今後 増大・多様化が見込まれる 国民の福祉需要に対応する ために行うものであり、個 人が尊厳を持ってその人ら しい自立した生活を送れる ように支えるという社会福 祉の理念に基づいての改革 である。①利用者の立場に 立った社会福祉制度の構 築、②サービスの質の向上、 「生活支援員」制度が創設 される。 ③社会福祉事業の充実・活 性化、④地域福祉の推進等 をめざしたものである。 新たに社会福祉事業とし て法制化されるものの中 ち、権利擁護のための相談 援助事業(福祉サービス利 用支援)、身体障害者相談 支援事業などがあげられ、 重要になる。

今年度の人事院勧告では、 社会環境の変化に対応し、 福祉関係職員の適切な処遇 を図るためとして、福祉俸 給表の新設が八月十一日、 人事院より示された。 福祉関係職員の処遇の改 善について、関係省庁にお いて環境整備が進められた ことを踏まえ、国の身体障 害者更正施設施設、児童福 祉施設等に勤務する指導 員、保育士など、社会福祉 に関する専門的な知識・技 術を持って、自己判断に 基づき独立して、必要な援 助、育成、更正のための指 導、保育、介護等の対人サ ービス業務に従事している 職員を対象として、その職 務の専門性にふさわしい処 遇の適用範囲が拡大するよう 期待する。(関連記事3面)

福祉職の俸給表新設

福祉職を専門職として評価

「介護福祉と自立支援」 をテーマに六月十九日 (土)、徳島県の「徳島プリ ンスホテル」で第五回中 国・四国ブロック研修会が 開催された。 午前中は、基調説明とし

中国・四国ブロック

研修会に二百名参加

「介護福祉と自立支援」 をテーマに六月十九日 (土)、徳島県の「徳島プリ ンスホテル」で第五回中 国・四国ブロック研修会が 開催された。 午前中は、基調説明とし

佐藤氏の講演では、「今 後、社会福祉基礎構造改革 が進む中で、福祉を担う人 材の養成は必須であり、介 護福祉士を始め、福祉専門 職の教育の見直しを実施 し、二世紀の福祉社会に 求められる人材の養成を行 うことが求められている。 特に、日本介護福祉士会な どの専門職団体には卒後 教育や生涯教育を体系的に 担う役割がある。」等、日本 介護福祉士会への期待も話 された。また、午後は三分 科会に分かれて研究発表が 行われた。

第一分科会では「契約時 代における介護福祉士」の テーマで、発表者は愛媛県 久万町老人保健施設あけぼ の所属の坂本幸男氏、広島 は、愛媛県で開催予定。

ケアマネジメント研修会に 二五〇名

今回で三回目となる中 国・四国ブロックケアマネ ジメント研修会が山口県湯 田温泉山口県婦人教育会館 で開催された。講師は、大 正大学教授橋本泰子氏が午 前中は「ケアマネジメント の理論と実際」と題してケ アマネジメント理論について 講義がなされた。



斉藤参院議長を表敬訪問

八月五日(木)、社団法 人化などで本会に支援を頂 いている参議院議長・斉藤 十朗氏を、田中雅子会長、 石橋真二副会長、南事務局 長、根岸事務局次長が表敬 訪問した。(写真)

スクランブル

介護報酬の 議論が大詰を 迎えている。 本会でも介護 報酬について の意見として より専門職へ

インセンティブ(誘因)が 働きサービスの質が高まる ように働きかけをしてきた ヲしかし、これまでの議論 では介護福祉士とヘルパー 一級、二級の差は検討され ていないようである。同じ ヘルパーでも一級、二級と 三級の差は検討されている ようだ。八月十一日には平 成十一年度の人事院勧告が 示された。今度の目玉はな んといっても福祉職の俸給 表が新設されたことにある。これまで、福祉関係従 事者の俸給表は一般事務職 などと同じ行政職の俸給表 の中で運用されていた。し かし、これからは福祉の職 場で働く人は専門職として 位置付けられることになる。 また、介護福祉士と保育 士など資格を持ったものは 一等級差をつけて運用され るようだ。したがって、こ こでは資格職とそうでない ものの差があり、専門職へ の評価がなされる仕組みと なる。しかしながら、介護 報酬で差をつけなければ、 せっかく出来た福祉俸給表 の運用面に活かされないの ではないだろうか。危険を するサービスの質を高く するために、介護報酬にお いて、より専門職へとイン センティブが働くように議 論を深めてもらいたい。そ れが結果的には国民のサー ビスの質の向上につながる のだから。

要介護認定はどのように行われるか

都道府県等要介護認定担当者会議資料より

平成十二年の四月より介護保険制度が施行されるが、要介護認定については平成十一年一月から実施されることになっている。それに伴い各都道府県で要介護認定を行う認定審査委員の研修もこれから始まる予定である。本会でも委員で審査会に対して研修を行うこととしているが、以下、審査委員の研修の資料として使われる「都道府県等要介護認定担当者会議資料」より、要介護認定について抜粋する。

一、要介護認定は、介護サービスが必要かどうかを判断するものである。従って、その方の病気の重さや要介護度の高さが必ずしも一致しない場合があります。

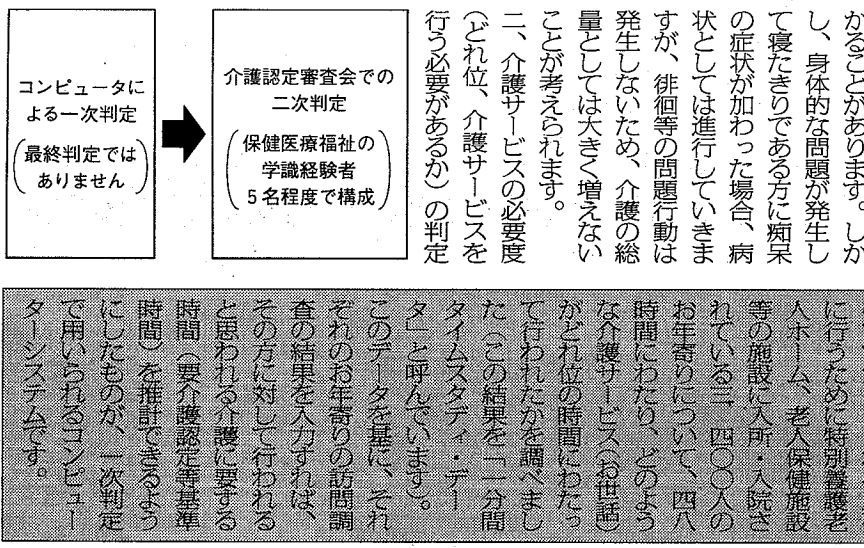
二、要介護認定は、介護サービスが必要かどうかを判断するものである。従って、その方の病気の重さや要介護度の高さが必ずしも一致しない場合があります。

三、コンピュータによる一次判定は、その方の訪問調査の結果を基に、約三〇〇人に対する二分間タイムスタディ・データから推計します。

四、①一次判定のコンピュータシステムは、訪問調査の項目等を選択肢を設け、調査結果に従い、その認定基準時間を推計するシステムです。この方法は「樹形モデル」と呼ばれるものです。

「例」痴呆の進行に伴って、問題行動がおこることがあります。例えば、アルツハイマー型痴呆の方で、身体の状態が比較的良好であった場合、徘徊をはじめとする問題行動のために介護に要する手間が非常に多くなる場合があります。しかし、身体的な問題が発生して寝たきりである方に痴呆の症状が加わった場合、病状としては進行していきませんが、徘徊等の問題行動は発生しないため、介護の総量としては大きく増えないことが考えられます。

二、介護サービスの必要度(どれ位、介護サービスを受ける必要があるか)の判定

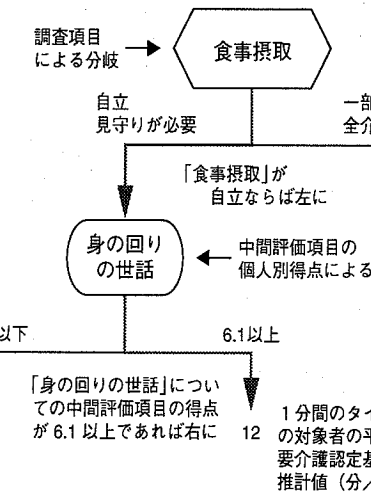


要介護認定は、どれ位の介護サービスを行う必要があるかを判断するものです。ですから、これを正確に行うために特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設に入所・入院されている三、四〇〇人のお年寄りについて、四八時間(注)にわたって、どのような介護サービスをお世話かどれ位の時間に行われたか(例：調査項目aで「全介助」となる場合には、この二つの調査項目を同一グループに含める)を持つ調査項目「第一群(麻痺・拘縮)に関する項目」「第二群(移動等)に関する項目」「第三群(褥瘡)に関する項目」の七つのグループにまとめられています。

このとき個別の調査項目の傾向と七三項目全体の傾向との関係の深さ(相関)に応じて、個別の調査項目の選択肢に対して統計的に得点を付し、七つの中間評価項目(注)にそれぞれのお年寄りの合計得点を算定します。

この中間評価項目得点も、個々の調査項目とともに樹形モデルの分岐項目として、一次判定に用います。これによって、安定した一次判定結果が得られることになりました。

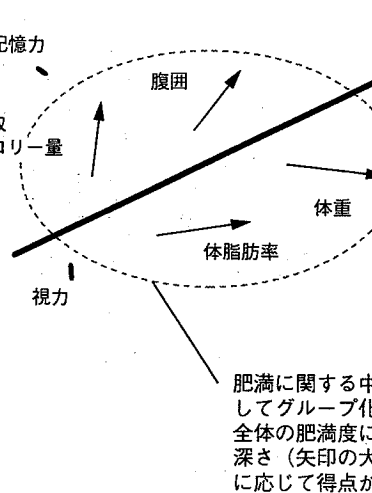
樹形モデルの簡単なイメージ



(注) 中間評価項目の利用

中間評価項目とは、訪問調査に用いられている調査項目のうち心身の状況に関する七三項目について、平成一〇年度モデル事業で調査対象となった約一六万人のデータを用いて、同様の傾向(例：調査項目aで「全介助」となる場合には調査項目bでも高い頻度で同時に「全介助」となる場合には、この二つの調査項目を同一グループに含める)を持つ調査項目「第一群(麻痺・拘縮)に関する項目」「第二群(移動等)に関する項目」「第三群(褥瘡)に関する項目」の七つのグループにまとめられています。

中間評価項目得点のイメージ



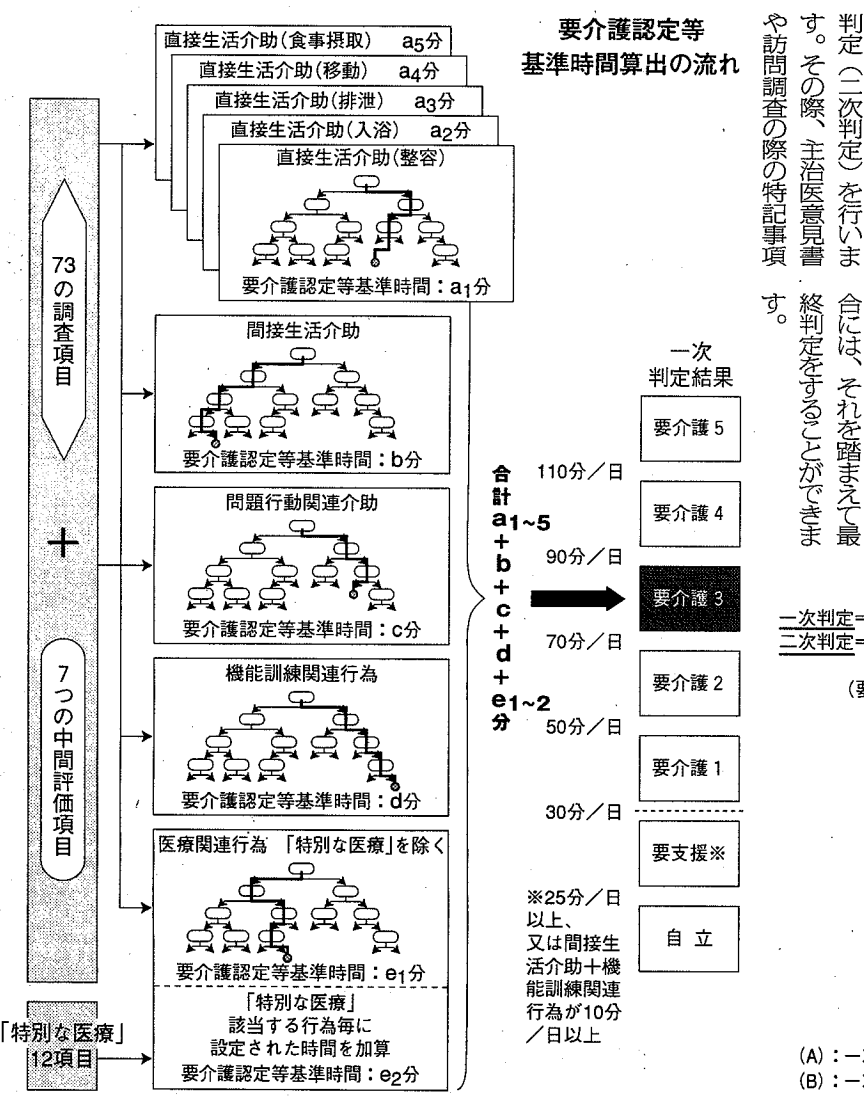
② 要介護度の一次判定は、どれくらいの介護サービスが必要かを示す、指標である要介護認定基準時間の長さによって示されます。

要介護認定等基準時間は次の五つの分野ごとに計算され、その基準は次の通りです。

直接生活介助	身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介護等
間接生活介助	衣服等の洗濯、日用品の整理等の日常生活上の世話等
問題行動関連介助	徘徊、不潔行動等の行為に対する探索、後始末等の対応
機能訓練関連行為	えん下訓練の実施、歩行訓練の補助等の身体機能の訓練及びその補助
医療関連行為	呼吸管理、じょくそう処置の実施等の診療の補助等

要支援	5分野を合計した要介護認定等基準時間が30分未満であって ・要介護認定等基準時間が25分以上 または ・間接生活介助、機能訓練関連行為の2分野の要介護認定等基準時間の合計が10分以上
要介護1	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 30分以上 50分未満
要介護2	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 50分以上 70分未満
要介護3	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 70分以上 90分未満
要介護4	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 90分以上 110分未満
要介護5	5分野を合計した要介護認定等基準時間が 110分以上

要介護認定等基準時間算出の流れ



③ 要介護認定の一次判定は、要介護認定等基準時間の長さによって示されます。その基準は次の通りです。

五、介護認定審査会では、一次判定結果を原案として、要介護別に示された複数の「状態像の例」の中から各々のお年寄りの状態像に近い(又は複数の「状態像の例」を選び、それらの属する区分に応じて最終判定(二次判定)を行います。その際、主治医意見書や訪問調査の際の特記事項を参考にします。

の情報を加味するほか、要介護度の中間評価項目の平均得点、「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」や「痴呆性老人の日常生活自立度」からみた要介護度の発生割合等から得られるその方の状態に関する情報も参考にします。

六、最終判定においては、主治医意見書や特記事項の記載内容から特に介護の手間がかかることが具体的に明らかになっている場合には、それに基づき一次判定結果を変更することもできます。在宅・施設別の家族介護者の有無という事実のみに基づいて一次判定結果を変更することは不適当ですが、主治医意見書や特記事項において、それらの事実の結果として特に介護の手間がかかることが具体的に明らかにされている場合には、それを踏まえて最終判定をすることができま

要介護認定における一次判定と二次判定の位置付け

一次判定=要介護認定基準時間の推計：1分間タイムスタディデータに基づき、統計的手法により要介護認定等基準時間を推計
二次判定=主治医意見書、特記事項等の内容を加味した上で、相当する又は近似する状態像の例により判断

一次判定(要介護認定等基準時間の推計値)	二次判定(状態像の例)
要介護5	状態像の例 5-1
要介護5	状態像の例 5-2
要介護5	状態像の例 5-N
要介護4	状態像の例 4-1
要介護4	状態像の例 4-2
要介護4	状態像の例 4-N
要介護3	状態像の例 3-1
要介護3	状態像の例 3-2
要介護3	状態像の例 3-N
要介護2	状態像の例 2-1
要介護2	状態像の例 2-2
要介護2	状態像の例 2-N
要介護1	状態像の例 1-1
要介護1	状態像の例 1-2
要介護1	状態像の例 1-N
要支援	状態像の例 支-1
要支援	状態像の例 支-2
要支援	状態像の例 支-N

(A)：一次判定結果が要介護3であり、要介護3の状態像の例3-2にその状態像が相当又は近似しているため変更しない。
(B)：一次判定結果は要介護3であるが、要介護4の状態像の例4-2にその状態像が相当又は近似しているため要介護4に変更する。

要介護認定実務者研修会実施要綱

1. 期日 平成11年9月23日(木)
2. 会場 安田生命教育センター
〒182-0014 東京都調布市柴崎2-4-1
3. 参加対象 介護認定審査会委員に委嘱された日本介護福祉士会会員
4. 参加人員 300名(先着順定員になり次第締め切り)
5. 申し込み方法 FAXに限り受付
6. 参加費 2,000円(昼食代、資料代・当日徴収)
7. 内容
 - 9:30~10:00 受付
 - 10:00~12:00 「介護保険制度における要介護認定」
講師 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 次長 三浦公嗣氏
 - 13:00~15:00 「介護認定審査会のプロセスと各専門職種への対応」
講師 尾道市医師会 副会長 介護保険担当 片山壽(ひさし)氏
 - 15:10~17:10 「介護認定調査票・主治医意見書の読み取り方」
講師 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 室長補佐 小池創一氏
8. 申し込み先 日本介護福祉士会
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

第12回介護福祉士国家試験

受験申し込みは9月3日まで

(1) 筆記試験

試験日	試験時間	試験科目(14科目)
平成12年1月23日 (日曜日)	午前10時30分~12時00分 点字者(1.5倍) (午前10時30分~12時45分) 弱視者等(1.3倍)	社会福祉概論 老人福祉論 障害者福祉論 リハビリテーション論 社会福祉援助技術 レクリエーション指導法
	午前10時30分~12時27分	老人・障害者の心理 家政学概論 栄養・調理
平成12年3月5日 (日曜日)	午後1時20分~2時40分 点字者(1.5倍) (午後1時20分~3時20分) 弱視者等(1.3倍)	医学一般 精神衛生(精神保健) 介護概論 介護技術
	午後1時20分~3時04分	障害者形態別介護技術

(2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成12年3月5日 (日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する。	介護等に関する専門的技術

第十二回介護福祉士国家試験は、平成十二年一月二十三日(日)に筆記試験が、三月五日(日)に実技試験が行われる。試験地は北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県の十一都道府県。受験資格は従来と同じだが、受験手続きに若干の変更がある。それは、第十回、十一回の受験票の交付を受けた者は当該受験票の提出

規制改革の具体的措置を発表

政府は七月十三日、雇用創出、産業競争力の強化のため医療福祉分野等での規制改革の具体的措置を決めた。このうち「介護サービス関係者員研修期間の短縮・試験制度の簡素化」で介護福祉士の受験資格として認められる実務経験三年に準ずる者については、対象とされる事業や施設の範囲を拡大するとともに通信教育等の普及を図るため、高等

福祉職俸給表について

一、福祉職俸給表新設の必要性

① 社会福祉に関する専門的知識、技術を持つ、急遽な高齢社会の到来、核家族化の進行等により、社会、家庭環境が大きく変化し、福祉分野における対人サービス業務に対するニーズが増大し、専門的な知識、技術を持った福祉関係職員の量的拡大と質的充実が社会的に要請。② 自己の判断に基づき、独立して、③ 老人、児童、心身の障害のある者等に対し必要なる指導、育成、更正のためのサービスを行うものであること。

現在適用されている行政職俸給表(一)の水準をベースとして、当初から専門的な職務に従事する福祉関係職員にふさわしく初任給を一定程度高めに設定し、以降緩やかな給与カーブを持った高原型。《初任給の例》

大学卒十七万九千七百円(行政)(一)二種初任給(十七万四千四百円)の約三〇程度改善)短大卒十六万九千円(行政)(二)短大卒初任給(十五万一千八百円)の約六〇程度改善)高校卒十五万四千円(行政)(三)三種初任給(十四万一千九百円)の約六〇程度改善)

全国一斉介護相談は9月12日(日)~18日(土)

お詫びと訂正 ニュース三三三号の東海北陸ブロック研修会報告の記念公演「介護福祉士と音楽療法」の講師、岐阜県音楽療法研究所所長の名前が長間陽子氏と記載されていましたが正しくは、長間陽子氏であり、ここに訂正させていただきます。

海外研修・調査派遣者決まる

財団法人社会福祉振興・試験センターによる平成十一年度介護福祉士海外研修・調査派遣者が次の方々に決まった。

- 富山県 加藤豊子
- 長野県 西島裕子
- 長野県 塩崎豊紀
- 長崎県 岩崎宏美
- 滋賀県 森岡光子
- 三重県 藤原ひろみ
- 埼玉県 清水季子
- 大阪府 本多正子
- 熊本県 山田美智子
- 茨城県 下村美保

日次	月日(曜)	発着地/滞在地	交通機関	摘要
1	10月23日(土)	東京(成田)発 コペンハーゲン着	航空機	航空機にてコペンハーゲン(コペンハーゲン泊)
2	10月24日(日)	コペンハーゲン ネストヴェス	専用バス	午前:自由行動 午後:ネストヴェスへ(ネストヴェス泊)
3	10月25日(月)	ネストヴェス	専用バス	オリエンテーション(終日) デンマーク、またはネストヴェス市の福祉施設や介護サービス制度について(ネストヴェス泊)
4	10月26日(火)	ネストヴェス		オリエンテーション(終日) デンマーク、またはネストヴェス市の福祉施設や介護サービス制度について(ネストヴェス泊)
5	10月27日(水)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等において、少人数のグループ実習(ネストヴェス泊)
6	10月28日(木)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等において、少人数のグループ実習(ネストヴェス泊)
7	10月29日(金)	ネストヴェス		介護体験研修 ナーシングホーム等において、少人数のグループ実習(ネストヴェス泊)
8	10月30日(土)	ネストヴェス		終日:自由行動(ネストヴェス泊)
9	10月31日(日)	ネストヴェス		終日:自由行動(ネストヴェス泊)
10	11月1日(月)	ネストヴェス		介護体験研修 リハビリテーションなどの訓練実習(ネストヴェス泊)
11	11月2日(火)	ネストヴェス		介護体験研修 リハビリテーションなどの訓練実習(ネストヴェス泊)
12	11月3日(水)	ネストヴェス		介護体験研修 訪問看護・在宅サービスの実習(ネストヴェス泊)
13	11月4日(木)	ネストヴェス		介護体験研修 訪問看護・在宅サービスの実習(ネストヴェス泊)
14	11月5日(金)	ネストヴェス コペンハーゲン発	専用バス	航空機にて帰国の途へ(機内泊)
15	11月6日(土)	東京(成田)着	航空機	

第6回全国研究大会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援～介護福祉士の専門性の評価と利用者の求めるサービスを提供するために」
2. 期日 平成11年11月12日(金)～13日(土)
3. 参加定員 1,000名
4. 会場 軽井沢プリンスホテル西館
〒389-0103 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1016-75
TEL 0267-42-1111
5. 日程
 - 11月12日(金) 第1日目
 - 13:00～13:30 開会式典 開会挨拶、主催者挨拶、来賓挨拶
 - 13:40～14:40 特別講演 社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長 長尾立子氏
テーマ「望ましい介護とは」
 - 15:00～17:30 シンポジウム「介護保険制度導入間近」
～介護サービスと消費者契約の中で・どうなる介護福祉士～
パネリスト・厚生省
 - ・弁護士 高村浩氏
 - ・(株)ジャパンケアサービス代表取締役 対馬徳昭氏
 - ・日本介護福祉士会会長 田中雅子
 - 11月13日(土) 第2日目
 - 9:00～11:30 分科会「介護保険制度下における介護福祉士」
第1、2、3、4の分科会による研究事例発表及び助言
 - 12:20～14:50 分科会「介護サービスの質の向上を目指す」
第5、6、7、8の分科会による研究事例発表及び助言
 - 15:00～15:50 会長報告
「介護福祉士教育に関する日本介護福祉士会の考え方について」
～介護福祉士教育のあり方について(中間まとめ)～
 - 15:50～16:00 閉会式典 研修部長挨拶、次期開催挨拶
6. 実践研究事例発表分科会テーマ及び講師
 - (第1分科会)「要介護認定訪問調査と介護福祉士」
助言者 小池創一氏(厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 室長補佐)
小栗栄子氏(静岡県介護福祉士会会長)
 - (第2分科会)「ケアマネジメントの実施と介護福祉士」
助言者 柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)
是枝祥子氏(東京都介護福祉士会会長)
 - (第3分科会)「日本介護福祉士会方式によるケアマネジメントの実践と考察」
助言者 須加美明氏(長野大学産業社会学部助教授)
因 利恵氏(福岡県介護福祉士会会長)
 - (第4分科会)「施設ケアプランへの取り組み」
助言者 黒澤貞夫氏(浦和短期大学福祉教育センター長)
宇都宮和子氏(茨城県介護福祉士会会長)
 - (第5分科会)「自立支援その食へのアプローチ」
助言者 幾野博氏(新潟県歯科医師会理事)
岡田史氏(新潟県介護福祉士会会長)
 - (第6分科会)「自立支援その排泄へのアプローチ」
助言者 佐々木学氏(泰阜村北診療所所長)
上村富江氏(長野県介護福祉士会会長)
 - (第7分科会)「自立支援その予防的介護への取り組み」
助言者 住居広士氏(広島県立保健福祉短期大学教授)
本多正子氏(大阪府介護福祉士会会長)
 - (第8分科会)「後継者育成への取り組み」
助言者 澤田信子氏(埼玉県立大学保健医療福祉学部助教授)
鍋島恵美子氏(佐賀県介護福祉士会会長)

第6回北海道・東北ブロック研修会開催要綱

1. メインテーマ 『介護福祉士と自立支援』
～がんばれ介護福祉士・今をどう生きるか!!～
2. 日時 平成11年8月21日(土)
3. 場所 天童温泉「滝の湯ホテル」
天童市鎌田本町1-1-30 TEL 023-654-2211
4. 日程
 - 10:00～10:30 開会式
 - 10:30～12:00 基調講演「介護保険導入直前の動向について」
講師 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課老人福祉計画官 秋山寛氏
 - 13:00～14:30 特別講演「介護サービスと消費者契約の中で介護福祉士は？」
講師 日本介護福祉士会会長 田中雅子
 - 14:30～15:30 特別講演「サービスの質と原点 もてなしの心」
講師 株式会社滝の湯ホテル取締役専務 山口孝子氏
 - 15:30～16:00 閉会式

第6回九州ブロック研修大会開催要綱

1. 大会主題 「介護福祉士と自立支援」
《社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題》
2. 参加予定者数 約600人
3. 期日 平成11年9月24日(金)～25日(土)
4. 場所 和多屋別荘
〒843-0300 佐賀県藤津郡嬉野町 TEL 0954-42-0210
5. 日程及び内容
 - 9月24日(金) 第1日目
 - 13:00～13:30 開会式
 - 13:30～15:00 基調講演「生活支援と保健・医療・福祉の連携」
広島国際大学医療福祉学科助教授 岡崎仁史氏
 - 15:20～17:20 シンポジウム「介護福祉士と自立支援」
《介護保険制度における「介護のあり方と介護福祉士の果たす役割を探る」》
シンポジスト
老人保健施設「きりん」副施設長 木下健二氏
佐賀短期大学(介護福祉士養成校)教授 渡辺明広氏
佐賀県社会福祉士会会長 古賀理氏
福岡県介護福祉士会・北九州市社協ホームヘルパー 松永てるみ氏
宅老所「きたじま」経営・介護福祉士 北島富子氏
コーディネーター
佐賀県介護福祉士会会長 鍋島恵美子氏
 - 9月25日(土) 第2日目
 - 9:30～11:30 特別講演「介護支援サービスの基本理念と意義」
厚生省老人保健福祉局介護保健制度施行準備室室長補佐 佐藤信人氏
 - 11:30 閉会式

山口県介護福祉士会が 一泊研修会

山口県介護福祉士会は会員の資質向上をめざして、九月四日、五日の二日間、山口県セミナーパーク内の山口県社会福祉研修所で一泊研修会を開催する。受講予定者は三百名で、定員になり次第締め切る。

講師は、日本医科大学付属病院・竹内孝仁氏が担当される。日程は次の通り。

○九月四日(土)
 十二時四十分～十三時二十分 受付
 十三時二十分～十三時三十分 オリエンテーション
 十三時三十分～十七時三十分 講義
 十八時～二十時 交流会
 ○九月五日(日)
 九時三十分～十二時 講義
 十二時～十二時五十分 昼食
 十三時～十六時 講義

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

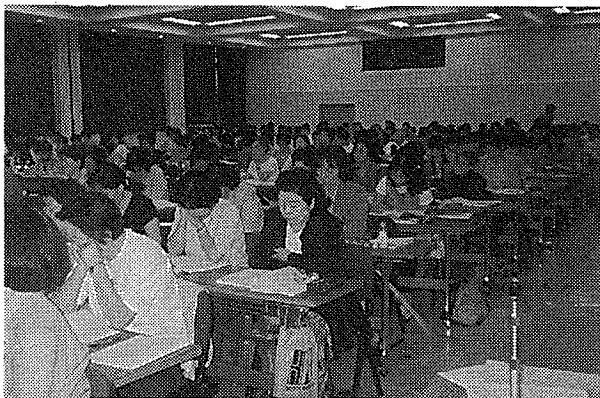
専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

日本介護福祉士会

要介護者と家族福祉の向上を目指し 要介護認定実務者研修会を開催



午後からは尾道市医師会副会長、介護保険担当・片

介護認定審査会における要介護者の役割を認識し、要介護者と家族の福祉の向上を目的として、「要介護認定実務者研修会」が九月三日、東京都調布市の安田生命教育センターで開催された。これは、介護保険制度において介護サービスを提供する介護事業者が、介護保険法で定められた役割を担っている介護認定審査会委員に委嘱された本会委員二百人が参加して行われたもの。

内容は、午前には厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室次長・三浦公嗣氏を講師に迎え、「介護保険制度における要介護認定」の講義があり、介護保険法での要介護認定審査会の位置付け、要介護認定における一次判定と二次判定・中間評価項目に関する説明のあと、要介護認定に関する疑問について回答していただいた。



「介護福祉リーダー研修」事例研究講師認定講座が八月二二・二三日に東京で、九月四・五日は大阪で、計二百八名の受講生を集めて開催された。

山壽氏による「介護認定審査のプロセスと各専門職種の対応」の講義があり、介護認定審査会の委員構成・運営、確認事項から認定審査会委員として求められる対応・事前に行わなければならない作業・認定審査の項目等について説明があった。

介護支援専門員 新たに68,000人が合格

熱心に目を傾けていた。とから、受講生は各講義への見書の読み取り方」の講義では、認定調査票(基本調査)の記入要綱(項目の定義・調査方法・調査上の留意点・選択肢の判断基準)の項目全てについて説明があった。

「介護福祉リーダー研修」事例研究講師認定講座が八月二二・二三日に東京で、九月四・五日は大阪で、計二百八名の受講生を集めて開催された。内容は一日目は、ナウ・ネット(株)取締役総務管理本部長 江上尚志氏による「チームワークとリーダーシップ」、埼玉県立大学保険医療福祉学部社会福祉学科助教授 澤田信子氏による「福祉専門職の教育のあり方について」の講義があり、リーダーシップのとり方、福祉実践者にも求められる資質・能力の向上への評価、求められるリーダー像等を学習した。

指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について

(全国介護保険担当課長会議資料より)

一〇月より要介護認定調査の本格実施が始まり、それに伴って、最近指定居宅介護支援事業者等の事業活動が活発化する傾向にある。

特に、同一系列事業者がより多くの利用者を獲得するため、要介護認定の申請代行を無料で行うことを強調したり、その後の居宅サービス計画の作成や、同一系列事業者による居宅サービス利用の予約まで勧誘するような傾向が見られる。

一、要介護認定調査類似行為の禁止
要介護認定調査類似行為について、被保険者が市町村が行う要介護認定のための認定調査との誤認を与えるような方法で実施することは、混乱を惹起し得る可能性があるため認められない。

二、要介護認定申請の代行
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三八号)以下「指定基準」という。第八条においては、指定居宅介護支援事業者に対し、要介護認定等の申請について、利用申込者に必要な協力を行うことを義務づけているが、この協力は、あくまでも利用申込者の意思を踏まえて行われ、利用申込者からの依頼があることが前提である。居宅サービス計画作成の利用者獲得を意図して申請代行の勧誘を行うことは認められない。

三、居宅サービス計画作成の予約
いづれの居宅介護支援事業者を選択するかは利用者の自由な選択によるものが基本である。このため、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用申込者又はその家族に対して、居宅介護支援事業所の運営規程の概要や、介護支援専門員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者が居宅介護支援事業者を選択するために必要な重要事項を記した説明書を交付して

説明すべきこととなっている。利用者の獲得誘導のため、このような手続きを行わないまま居宅サービス計画を作成の予約を先行して受けることは認められない。

四、居宅サービス利用の予約
指定基準上、居宅サービス計画の作成開始に当たって、介護支援専門員は、利用者の課題分析を行うとともに、地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めることとなっているものであり、このようなことがないまま、

特定の居宅サービス事業者によるサービスの利用予約を先行して行う場合には、指定基準違反として指定が取り消されることがあり得る。

なお、指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画原案を作成する以前に、特定の居宅サービス事業者に対しサービス利用の予約を行うことができないことは言うまでもない。

五、指定居宅介護支援事業者の広告
指定居宅介護支援事業者に係る広告については、あくまで当該居宅介護支援事業の範囲にとどめるべきであり、運営の方針、職員継続事例において、引き続き当該指定居宅介護支援事業者が居宅介護支援

居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、事業の実施地域等の事業内容について認められるが、例えば、同一系列事業者のサービス等の営業活動をも併せて行うことは、指定基準における特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等の禁止、居宅サービス事業者のサービス内容等の情報の適正な提供の規定に違反する恐れがあり認められない。

六、要介護認定調査の認定調査の際の居宅サービス計画作成に係る課題分析の実施
継続事例において、引き続き当該指定居宅介護支援事業者が居宅介護支援

このため、市町村が認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、調査委託契約の見直し等対応を含め、厳正に対応していただきたい。

また、来年には介護支援専門員標準テキストが、リニューアルされる予定である。

要介護認定の認定調査は、本来市町村が行うべきものであり、介護保険法上も、市町村職員に代わって認定調査に従事する者を刑法その他の罰則の適用については公務員とみなす旨定めている。認定調査実施時に、居宅サービス計画作成の予約を行うこと、居宅サービス利用の予約を行うこと、特定の指定居宅介護支援事業者の広告を行うこと等の行為は、指定基準に違反するものであり指定が取り消されることがあり得るものである。

このため、市町村が認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、調査委託契約の見直し等対応を含め、厳正に対応していただきたい。

また、来年には介護支援専門員標準テキストが、リニューアルされる予定である。

スクランブル

来年四月からの介護保険制度施行を前に、一〇月一日から準備要介護認定作業がスタートした。厚生省は、要介護認定の認定調査と同時に営業活動を行うことのないよう都道府県に対して、居宅介護支援事業者への指導を徹底するよう異例の通知を出した。この時期にこのような通知を出すことは極めて残念との見解を出しつつも、事業者の行き過ぎた営業活動を今後どのように監視するのか。未然に防止するにはどうしたら良いのかが課題となる。▽居宅介護支援事業者及び介護支援専門員のモラルが問われることとなる。これらの問題に対して、私たちは利用者本位の立場に立つて公正中立に事業が行われるよう、介護福祉士の職業倫理観を遵守するよう明言するものである。▽第二回介護支援専門員実務研修受講試験の合格者が発表され、今年には六万八千七十九人が合格。その内、介護福祉士は一万二千四百三十人で、構成比率一六・七％であり、合計で、十六万五千人となった。▽利用者の権利保護を最優先したサービスの提供により、国民の安心を保障するシステムの確立が見られる。▽最近のテレビ調査のむすかしが取り上げられ、現場にカメラが入り込んでいる。専門職の守秘義務違反は罰則規定が適用されるので、充分な配慮が必要である。

介護保険に関心と相談

全国各地で介護相談等を実施

介護福祉士の専門的知識・技術を提供し、その普及を図ると共に、地域福祉に貢献することを目的として、今年で六回目となる全国一斉介護相談が以下のように全国各地で実施された。(順不同)

4コーナーで実施

香川県介護福祉士会

九月五日(水)に、高松市内の大型スーパー「ゆめタウン高松」にて介護相談を行った。当日は会員三名の協力を得て、介護相談コーナー、住宅改造相談コーナー、介護機器展示コーナー、介護実技コーナーを設けて介護相談を実施した。

地元TVで放映

福岡県介護福祉士会

当日の相談件数は、一五件あり、介護機器の選定方法や給付について、ホームヘルパーの派遣依頼や健康相談などもあった。なお、来年から介護保険が実施されることについて、九月二日(日)、福岡市天神若田屋前街頭活動を行う。当日は四五名の会員が、街頭でのビラ配り、街頭介護相談等に参加した。介護保険について熱心に質問する市民も多く、相談件数は二〇件の相談があった。相談員がパンフレット等を使用して対応する。また、活動内容について地元テレビ局の取材を受け、夕方のニュースに放映された。

カウンセリングも

兵庫県介護福祉士会

九月五日(水)に兵庫県福祉センターで電話相談、面接相談を行った。相談件数は七件あった。

福岡県介護福祉士会

九月二日(日)、福岡市天神若田屋前街頭活動を行う。当日は四五名の会員が、街頭でのビラ配り、街頭介護相談等に参加した。介護保険について熱心に質問する市民も多く、相談件数は二〇件の相談があった。相談員がパンフレット等を使用して対応する。また、活動内容について地元テレビ局の取材を受け、夕方のニュースに放映された。

介護にふれる日

埼玉県介護福祉士会

テーマでカウンセリング研修も行った。

ミニチラシを配布

愛知県介護福祉士会

九月五日(日)豊田市のデパートで介護福祉士会会員六名のスタッフで、介護相談を行い、介護機器購入介護実技指導について等の相談を受けた。

制度の相談多く

山梨県介護福祉士会

夫が介護の苦勞を

群馬県介護福祉士会

九月五日(水)に群馬県福祉センターで九月一日(土)、小瀬スポーツ公園にて介護相談を行った。今回は平成二年度の活動の一環として「いきいき山梨ねんりんピック」九「開催に伴い、福祉フェア事業内にて介護相談、パネル展示を行った。

福岡県介護福祉士会

九月二日(日)、福岡市天神若田屋前街頭活動を行う。当日は四五名の会員が、街頭でのビラ配り、街頭介護相談等に参加した。介護保険について熱心に質問する市民も多く、相談件数は二〇件の相談があった。相談員がパンフレット等を使用して対応する。また、活動内容について地元テレビ局の取材を受け、夕方のニュースに放映された。

ち込み買い物などの家事を夫が一人でするようにになり、生活の疲れなどを訴えた。また、午後には市内のデイケア利用者らが介護講習に訪れた。電動車椅子や高さの調整が出来るベッド等の説明も受けて、大変参考になったと喜んでいました。

11件の相談受ける

岐阜県介護福祉士会

岐阜市内の高島屋で、介護相談、介護用品展示を行った。相談件数は二一件あった。

高齢者の疑似体験

岩手県介護福祉士会

九月八日(日)に、一関ショッピングセンターで実施した。相談事業をはじめ、介護機器・用品を満載している介護機器展示車や、ハンディキャップ体験等を実施した。顔にはゴーグル、両手、両足には間接

制度導入の不安も

長野県介護福祉士会

九月二日(日)から一八日(土)の間、面接と電話による介護相談を実施した。

福岡県介護福祉士会

九月二日(日)、福岡市天神若田屋前街頭活動を行う。当日は四五名の会員が、街頭でのビラ配り、街頭介護相談等に参加した。介護保険について熱心に質問する市民も多く、相談件数は二〇件の相談があった。相談員がパンフレット等を使用して対応する。また、活動内容について地元テレビ局の取材を受け、夕方のニュースに放映された。

アンケートを実施

千葉県介護福祉士会

九月五日(日)、J.R.千葉駅東駅広場にて、介護相談、車椅子体験コーナー、福祉用具展示・説明、介護講習等を実施した。

保険料に不満も

京都府介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、大阪府南港ATCエイレスセンターで、「長寿の秘訣はお口から」と題して、歯科衛生士の和田美登里氏を講師に迎えて講習会を行った。

福岡県介護福祉士会

九月五日(日)、J.R.千葉駅東駅広場にて、介護相談、車椅子体験コーナー、福祉用具展示・説明、介護講習等を実施した。

アンケートを実施

千葉県介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、大阪府南港ATCエイレスセンターで、「長寿の秘訣はお口から」と題して、歯科衛生士の和田美登里氏を講師に迎えて講習会を行った。

保険料に不満も

京都府介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、大阪府南港ATCエイレスセンターで、「長寿の秘訣はお口から」と題して、歯科衛生士の和田美登里氏を講師に迎えて講習会を行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、大阪府南港ATCエイレスセンターで、「長寿の秘訣はお口から」と題して、歯科衛生士の和田美登里氏を講師に迎えて講習会を行った。

福岡県介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

歯科衛生士が講習

大阪府介護福祉士会

九月二日(日)、京都府協会で介護相談を行った。お年寄りに、歯ブラシの使い方の実技指導も行った。

●岩手県介護福祉士会



●京都府介護福祉士会



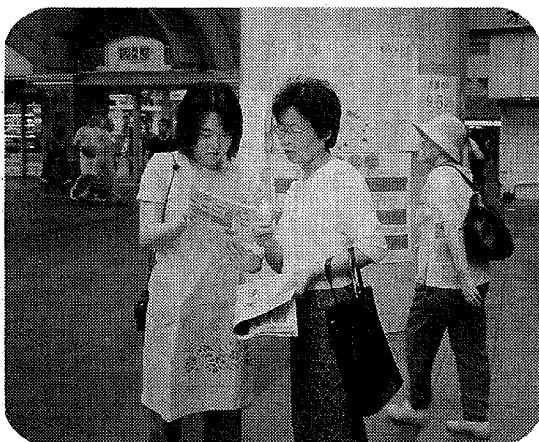
●香川県介護福祉士会



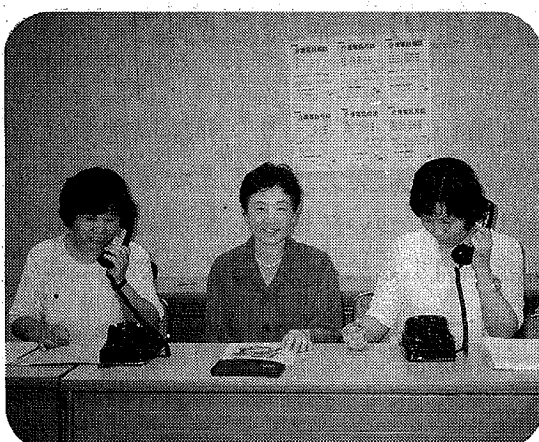
●埼玉県介護福祉士会



●千葉県介護福祉士会



●兵庫県介護福祉士会



第12回国家試験受験対策 平成11年度一斉模擬試験実施要綱

Table with 2 columns: 試験時間 (Exam Time) and 試験科目 (Exam Subjects). It lists exam times like 10:30-12:00 and 13:20-14:40, and subjects such as 社会福祉概論, 老人福祉論, etc.

3. 申込切 10月30日(土)
4. 申込書の送付先、お問い合わせ
各都道府県支部、または日本介護福祉士会事務局(担当:品川)までお願いします。

各地でプロック研修会

北海道・東北プロック 介護保険下、資質向上が重要

第六回北海道、東北プロック研修会は百名が参加して、八月二日(土)山形県の天童温泉の湯ホテルで開催された。午前中は、基調講演に厚生省老人保健局老人福祉計画課長 秋山 画課老人福祉計画官 秋山 眞氏を迎え、「介護保険導入直前の動向について」と題しての講演があった。

関東・甲信越プロック 21世紀の介護サービスを考える

台風一過の晴天で迎えた九月二日(土)、千葉市幕張新都心にあるO.V.T.A(財団法人 海外職業訓練協会)にて、第六回関東・甲信越プロック研修会が、「介護福祉士と自立支援」をテーマに開催され、五〇名の参加があった。

九州プロック 台風来襲直後でも263名が参加

第八回九州プロック研修会は九月二日(金)と二日(土)、佐賀県藤津郡藤野町の和多屋別荘を会場に開催された。台風一八号の影響で交通機関が全部止まるという困難な状況が生じたが、九州各県から多数の参加者を予定していたこともあり、時間を変更して強行実施となった。幸いにして佐賀県副知事や藤野町長他多数の来賓が出席された。

講演会・映画会に参加を

東京都介護福祉士会は、人材確保対策室長 藤田 浩二氏を講師として、九月二日(日)に東京都立大で講演会・映画会を開催する。

初心者も1日でマスター パソコン教室を開催

九月二日(日)、東京都介護福祉士会の主催で、都立大で「介護福祉士会方式の介護支援専門員支援ソフト「クイック」を使用したパソコン教室が開かれた。

書評 『元気読本ステップアップヘルパー』

『元気読本ステップアップヘルパー』鈴木真理子著。ヘルパーや養母として活躍している皆さんへの力強い支援の書である。介護は人を相手にする仕事であり、人間の手で心と技能を持って、利用者に対して細やかな配慮が求められる。仕事の中心は燃え尽きそうになった時にどうするか、ハートフルなコミュニケーションの方法はもとより、ヘルパーの仕事はヒューマンリレーションズであると位置付け、介護サービスの代表者として誇りを持って打ち込むことや、りがいと満足の得られる仕事と声援を送っている。素敵なヘルパーや養母と呼ばれるためにはどうするかという具体的な自己啓発の方法も書いてある実用的な書である。

Advertisement for '介護福祉' magazine. It includes the title '介護福祉' in large characters, the publisher '財団法人 社会福祉振興・試験センター', and contact information 'SEMPOSビル Tel(03)3486-7511'.

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

日本介護福祉士会

第6回全国研究大会を長野で開催

介護保険施行迫る

さらなる専門性の向上を

秋深い十一月十二、十三日の両日、全国から約八百六十名の会員が参集し、長野県の一軒洋館「リンスホテル」で、第六回全国研究大会が開催された。サテライトで、介護保険導入や社会福祉基礎構造改革に備えた介護福祉士の役割を明確化し、さらなる専門性の向上に努めていくことを目指す。



この報告書は、本会に設置した「介護福祉教育のあり方検討委員会」での議論を基に、養成施設における教育のあり方や、日本介護福祉士会による会員の資質の維持とサービスの質の担保を目指した生涯学習プログラム、後輩教育のためのシステム及び各種認定制度

『介護福祉士の生涯教育体系』を提案

この報告書は、本会に設置した「介護福祉教育のあり方検討委員会」での議論を基に、養成施設における教育のあり方や、日本介護福祉士会による会員の資質の維持とサービスの質の担保を目指した生涯学習プログラム、後輩教育のためのシステム及び各種認定制度

介護福祉士の生涯教育体系

I 介護福祉士教育のあり方に関する基本的な考え方
一 介護福祉士の資質向上と専門性の確立のために
二 基本的な考え方について

近年、介護福祉士資格取得者は、介護福祉士養成施設及び四年制大学等を含めた入学定員の増加や受験要件の緩和によって従来の福祉分野のみならず医療分野からも国家試験による有資格者が増えるなど、その数はますます増加の一途をたどっている。

実務経験年数や年齢構成が幅広い中で、介護福祉士

援その排世へのアプローチ「第七分科会」自立支援その予防的介護への取り組み、第八分科会「後継者育成への取り組み」の四分科会に分かれて事例発表をし、会員同士の意見交換を活性化させた。

午後、第五分科会「自立支援その食へのアプローチ」、第六分科会「自立支

内容は以下の通りだが、会員の皆様にも検討していただくことにも、積極的に意見を頂きたい。(意見については事務局へ)

Ⅱ 職能団体としての生涯学習体系-生涯学習システム構築の目的-
日本介護福祉士会は平成六年二月二日、介護福祉士資格制度が発定して六年の歳月が経過した後、当初から全国的な職能団体として設立した。

三 期待される介護福祉士像
○感性豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、意欲疎通をうまく行って介護を必要とする人との信頼関係を築くことができること

△本会設立六周年目にして、ようやく「法人認可」という言葉が聞かれるようになった。これまでの関係者の協力に感謝するとともに、今後も引き続き会員拡大に力を入れたい。△改めたいこと。このところの新聞報道において、介護福祉士の質の問題が大きくクローズアップされる記事が目につく。大阪での介護福祉士による虐待、さらに神奈川県では、お年寄りの現金を無断で引き出し、逮捕されるという事件が起きた。二件とも本会会員ではなかったが、介護福祉士としての活動は全面禁止、免許取消等の厳しい処置を望む声は多い。△我々は日頃から日本介護福祉士会の倫理綱領を遵守し、サービス利用者の権利を守り、利用者の望む暮らしの実現に向けて介護サービスを実践し、評価を得てきたはずなのに、このようないくつかの介護福祉士の結果となったことは、非常に残念である。△あと半年以内に、全体の評価を下げる結果とならぬよう、国民すべ

生涯学習システムの枠組みは、新人教育プログラムから生涯学習基礎プログラム、実習指導者認定プログラム、専門領域研究プログラム等に分けられる。

介護福祉士にとって生涯学習の意義は、専門職としての成長を目指す、継続的な学習態度を身につけることである。専門性の確立については、求められる知識や技術を習得したうえで、その専門性を発揮する場と業務に対する責任の持ち方を明確にしなければならぬと考える。【4面に続く】

社団法人化へ全力

第6回理事「今年度中」で決意

昨年から課題である社団法人化については、今年度中の設立を目指した取り組みを実施することが、第六回理事会にて決定した。取り組む具体的な内容は以下の通りである。

①日本介護福祉士養成施設協会へ、新卒者の全員加入。
②老協協・老健協へ参加の協力要請のために、機関誌への介護福祉士会入会要請の広告掲載。
③各県支部が努力し、施設、学校、行政への協力要

求を要する人との信頼関係を築くことができること
○要介護者等の状況を的確に判断し、それに応じた介護を計画的に実施し、その結果を自ら評価できること
○介護を必要とする人の生命や人権などを尊重し、自立支援の観点から介護できること
○他の保健医療福祉従事者と連携し、協働して介護できること
○資質の向上を図るために自己研鑽をはかる自己学習者であるとともに後進の育成に努める教育者であること

今後、日本介護福祉士会は本会会員に対して、適切な学習機会をさまざまな形で提供し、会員一人ひとりが自発的に学習を継続することができるよう生涯学習システムを整備するものである。【4面に続く】

スクランブル

△本会設立六周年目にして、ようやく「法人認可」という言葉が聞かれるようになった。これまでの関係者の協力に感謝するとともに、今後も引き続き会員拡大に力を入れたい。△改めたいこと。このところの新聞報道において、介護福祉士の質の問題が大きくクローズアップされる記事が目につく。大阪での介護福祉士による虐待、さらに神奈川県では、お年寄りの現金を無断で引き出し、逮捕されるという事件が起きた。二件とも本会会員ではなかったが、介護福祉士としての活動は全面禁止、免許取消等の厳しい処置を望む声は多い。△我々は日頃から日本介護福祉士会の倫理綱領を遵守し、サービス利用者の権利を守り、利用者の望む暮らしの実現に向けて介護サービスを実践し、評価を得てきたはずなのに、このようないくつかの介護福祉士の結果となったことは、非常に残念である。△あと半年以内に、全体の評価を下げる結果とならぬよう、国民すべ

特別講演・全国社会福祉協議会会長 長尾立子氏

「望ましい介護とは」

介護保険時代の
介護福祉士に期待されるもの



(要旨)

一、介護保険という社会保険システムが福祉の分野に導入されることの効果。
二、個人の尊厳という我々社会の基本的理念がさらに強く求められる時代。
三、個人の尊厳という我々社会の基本的理念がさらに強く求められる時代。
四、個人の尊厳という我々社会の基本的理念がさらに強く求められる時代。

今日は「望ましい介護」というテーマで、副題として「介護保険時代の介護福祉士に期待されるもの」としてお話しします。
かつて、東京で日本介護福祉士の設立総会に出席した時の期待以上の熱気が全国組織に発展し、会長はじめ中心となって活動された会員の努力を評価するとともに、介護福祉士の連帯の輪を広げられること、次のステップに期待している。
介護保険については、まだいろいろな議論があるが、社会福祉基礎構造改革は法案まで煮詰まってきた。それは、次の三つの柱で考えられる。
一、福祉全体を新しい観点で捉えなおす姿勢。
二、介護保険という社会保険システムが福祉の分野に導入されることの効果。
三、個人の尊厳という我々社会の基本的理念がさらに強く求められる時代。
四、個人の尊厳という我々社会の基本的理念がさらに強く求められる時代。

特集・第6回全国研究大会

シンポジウム「介護保険制度導入間近」

介護サービスと消費者契約の中で・どうなる介護福祉士(要旨)

○パネリスト
森山幹夫氏(厚生省社会・援護局施設課長)
高村浩氏(弁護士)
対馬徳昭氏(株)ジャパノケアサービス代表取締役
田中雅子(日本介護福祉士会会長)
○コーディネーター
柄本三郎氏(上智大学文学部助教授)

シンポジウムは、介護保険制度がまもなく始まることを念頭に置き、介護保険制度のもとで適切にサービスを提供していくために介護福祉士はなにを注意しなければならないのか、を中心テーマとして行われた。
介護保険制度や社会福祉基礎構造改革の中で、サービス利用者サービス提供



が、ひいては国民のためであると考えている。
高村 介護保険の効果は、介護に関する学問を深めることにある。弁護士として人権を守る立場として、介護の学問は大切なものと思っている。
田中 これまでは、専門職として資格を取ること、重点を置いてきた。今後は、中身を充実することに力を入れるべきである。介護保険制度においては、全国で介護保険認定審査委員会や介護支援専門員として、また、サービス提供者の中核として、本会会員が最も利用者の身近にいる人、生活支援という立場から活躍している。
森山 民間企業として来年三月までが勝負、と介護保険導入に向けての準備に追われている。東日本地域を中心に六十八の地方自治体からの委託を受け、二十四時間ホームヘルパーセンター百二十か所を拠点に、アシスタントからケアプランまでパソコンを利用して、バージョンアップを図っているところである。
高村 利用者にとって、措置から契約への移行の持つ意味は、介護サービス提供者の利用者に対する義務が今までより明確化することであり、介護に関する契約は作った方がよい。契約書を作る課程で、利用者との間のルールを学習できる。今、名古屋や東京都などは、介護士会モデル契約書を作る作業が進んでいるが、それは人の生命や健康に重大な影響を与えるものである。
田中 良いサービスの担い手として、長く夢を持って仕事を続けられるためには、社会制度にも期待したいが、自分たちの努力や工夫も必要である。
高村 フロアーから質問のあった、事故発生時のための契約書の内容としては、
①不可抗力以外に損害賠償しますという表現は必要。
②利用者側に対して、多少のリスクは許してくださいという考えはダメ。
③ほとんどの経営者が損害保険に入っているのだから、それを明記する。
④介護の根拠を突き詰めて説明できる。
この四点が重要である。
対馬 現実利用者からの苦情は時折ある。その時は、専門職の指導的立場の者が出向き、解決している。提供先としては言葉の使い方などは厳しくトレーニングしている。二か月に一回マネージャーが訪問して、ヘルパーの仕事ぶりを厳しくチェックしている。利用者にも評価していたら、ヘルパーの給料に反映させる厳しさもある。
森山 専門家は、相手を納得させる力を持っている人である。また、行政としては魅力のある働きがいのある分野とするために、専門性の評価として、福祉給料表の導入など、社会的システム作りを行っている。田中 良いサービスの担い手として、長く夢を持って仕事を続けられるためには、社会制度にも期待したいが、自分たちの努力や工夫も必要である。
高村 フロアーから質問のあった、事故発生時のための契約書の内容としては、
①不可抗力以外に損害賠償しますという表現は必要。
②利用者側に対して、多少のリスクは許してくださいという考えはダメ。
③ほとんどの経営者が損害保険に入っているのだから、それを明記する。
④介護の根拠を突き詰めて説明できる。
この四点が重要である。
対馬 現実利用者からの苦情は時折ある。その時は、専門職の指導的立場の者が出向き、解決している。提供先としては言葉の使い方などは厳しくトレーニングしている。二か月に一回マネージャーが訪問して、ヘルパーの仕事ぶりを厳しくチェックしている。利用者にも評価していたら、ヘルパーの給料に反映させる厳しさもある。
森山 専門家は、相手を納得させる力を持っている人である。また、行政としては魅力のある働きがいのある分野とするために、専門性の評価として、福祉給料表の導入など、社会的システム作りを行っている。田中 良いサービスの担い手として、長く夢を持って仕事を続けられるためには、社会制度にも期待したいが、自分たちの努力や工夫も必要である。

◆第一分科会 「要介護認定と介護福祉士」

○助言者
小池創一氏(厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室室長補佐)
小栗栄子氏(静岡県介護福祉士会会長)

ある。訪問調査の精度を高めるためには、介護技術や相手の話を聞き出す面接技術の獲得が必要で、認定審査会を十分生かせるものにする必要がある。

第一分科会では、三つの事例発表があった。
中川れい子氏(青森県)は、「ADLや残存能力の評価が十分に行われていない調査ケースがあり、特記事項の記入も不十分な例が生活を見る視点を生かすことが必要である」



藤代由紀子氏(東京都)は、「基本調査を理解するためには、①記入要項の読み込みから、ポイントまとめのマニュアルの作成②特記事項の重要性の理解③樹形図のロジックの理解、が役立ち、介護福祉士として生活を見る視点を生かすことが必要である」

助言者からは、要介護認定は介護保険全体に関わるもので、いろいろな要素があり、難しい問題である。新しい制度なので調査員が研究を積み、制度がスムーズに進むようにお願いしたい、と講評があった。

須加美明氏(長野大学産業社会学部助教授) 因利恵氏(福岡県介護福祉士会会長)

須加美明氏は、「介護福祉士としての役割は、利用者一人ひとりに寄り添って生活を支えることにある」と述べた。

宮崎剛男氏(新潟県)は、「介護福祉士としての専門職としての責任感、心身の調査に当たっては、生活全般をどう見るかが必要。日本介護福祉士会方式のアセスメントで生活七領域を活用し、生活を見る視点を養うことが有効である」

須加美明氏は、「介護福祉士としての役割は、利用者一人ひとりに寄り添って生活を支えることにある」と述べた。

◆第二分科会 「ケアマネジメンツの実施と介護福祉士」

○助言者
柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム・フィオーレ南海施設長)
大橋佳子氏(東京都介護福祉士会副会長)



第二分科会では、二つの事例発表があった。
何森道子氏(兵庫県)は、「医療関係者は、病名からその人を見るが、介護福祉士は、その人の生活、その人からその人への理解、サービスについていく。他専門職の異なる視点の必要性もわかるが、介護福祉士は利用者の代弁者として生活を支える視点が必要である」

「在宅で、リウマチのため介護が必要な妻と、介護をしている夫の二人暮らしで、複数のニーズを、社会資源につなげて生活を支えたケアマネジメンツが有効である」

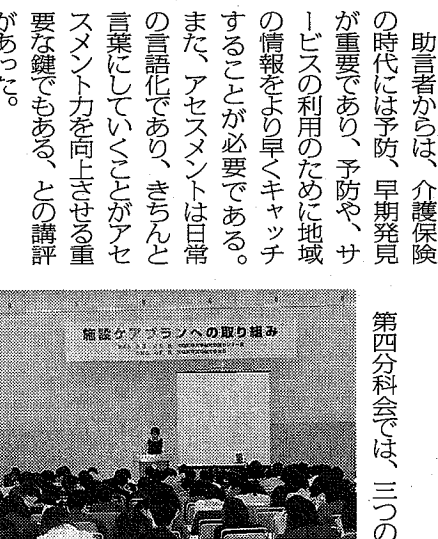
助言者からは、介護保険の時代には予防、早期発見が重要であり、予防や、サービスの利用のために地域の情報をより早くキャッチすることが必要である。また、アセスメントは日常の言語化であり、きちんと言葉にしていくことがアセスメント力を向上させる重要な鍵でもある、との講評があった。

「在宅で、リウマチのため介護が必要な妻と、介護をしている夫の二人暮らしで、複数のニーズを、社会資源につなげて生活を支えたケアマネジメンツが有効である」

「在宅で、リウマチのため介護が必要な妻と、介護をしている夫の二人暮らしで、複数のニーズを、社会資源につなげて生活を支えたケアマネジメンツが有効である」

◆第三分科会 「日本介護福祉士会方式によるケアマネジメンツの実践と考察」

○助言者
須加美明氏(長野大学産業社会学部助教授) 因利恵氏(福岡県介護福祉士会会長)



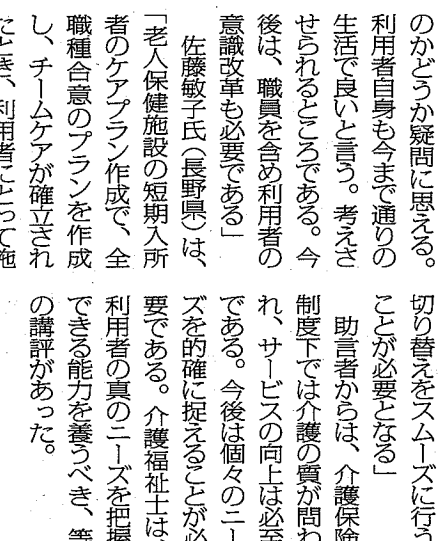
第三分科会では、二つの事例発表があった。
牛丸秀子氏(愛知県)は、「どんなに障害を抱えても、松本ムツ子氏(香川県)は、「痴呆性老人への援助に、日本介護福祉士会方式のアセスメントで、医療モデルのアセスメントでは捉えられないニーズも把握できた。アセスメントは一回の訪問だけでは完全なものにならない。記述式では苦勞も多かったが、アセスメントは心強いものになった」

宮澤とし子氏(長野県)は、「施設でのケアは画一的になりがちだが、自立を目指す取り組みは同じで、今までのノウハウを活かすことも必要。今後、処遇計画からケアプランへと切り替えをスムーズに行うことが必要となる」

助言者からは、介護保険制度下では介護の質が問われ、サービスの向上は必ずである。今後は個々のニーズを的確に捉えることが必要である。介護福祉士は、利用者の真のニーズを把握できる能力を養うべき、等の講評があった。

◆第四分科会 「施設ケアプランへの取り組み」

○助言者
黒沢貞夫氏(浦和短期大学福祉教育センター長)
宇都宮和子氏(茨城県介護福祉士会会長)

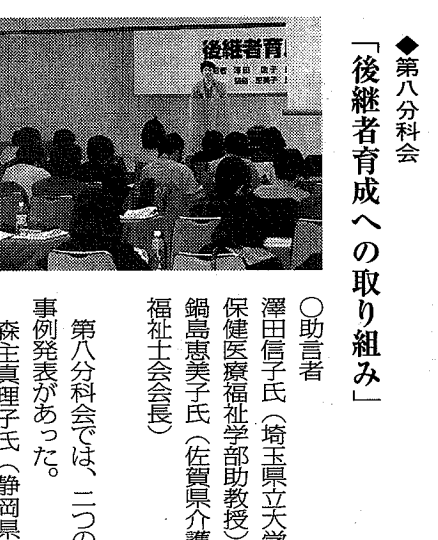


第四分科会では、三つの事例発表があった。
佐々木一生氏(長野県)は、「現在施設で行われているケアプランは、利用者との関係性、利用者の望み、利用者自身も今まで通りの生活で良いと考へて、考えさせられるところがある。今後は、職員を含め利用者の意識改革も必要である」

佐藤敏子氏(長野県)は、「老人保健施設の短期入所者のケアプラン作成で、全職種合意のプランを作成できる能力を養うべき、等」

◆第五分科会 「自立支援その食へのアプローチ」

○助言者
幾野博氏(新潟県歯科医師会理事)
岡田史氏(新潟県介護福祉士会会長)

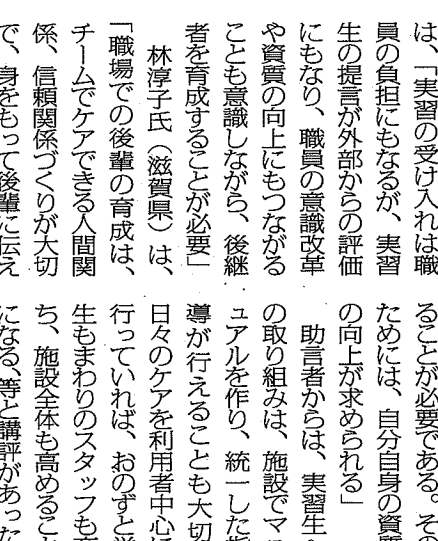


第五分科会では、二つの事例発表があった。
米澤洋子氏(北海道)は、「脳出血・植物状態で入所した利用者を、食生活の自立とともに半年足らずでADL全介助から歩行の自立へと回復した。これは、早期発見と早期治療、ケアプラン作成と残存機能の活用等で、生活支援を効率的に行えたからである」

石原正三氏(京都府)は、「施設の食生活を、①食事における個別性の取り組みの選択の機会を増やす」

◆第六分科会 「自立支援その排泄へのアプローチ」

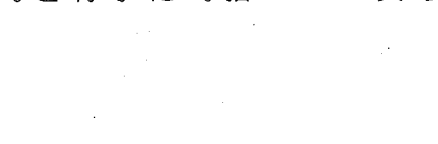
○助言者
佐々木孝氏(奈良村北診療所所長)
上村富江氏(長野県介護福祉士会会長)



第六分科会では、四つの事例発表があった。
川人穂子氏(福井県)は、「寝たきりの利用者が、排泄援助を通して生きる活力を生み、ADLの向上につながった」

◆第七分科会 「自立支援その予防的介護の取り組み」

○助言者
住居広士氏(広島県立保健福祉短期大学助教授)
本田正氏(大阪府介護福祉士会会長)



第七分科会では、三つの事例発表があった。
宮坂美智子氏(長野県)は、「寝たきりの利用者の長女が精神障害だったが、ヘルパーの支援でもともと自立を援助できた。単にサービス提供者としてではなく、家族に働きかけて行動、意識の変容を可能にした」

◆第八分科会 「後継者育成への取り組み」

○助言者
澤田信子氏(埼玉県立大学保健医療福祉学部助教授)
鍋島恵美子氏(佐賀県介護福祉士会会長)



第八分科会では、二つの事例発表があった。
森主真理子氏(静岡県)は、「職場の後輩の育成は、チームでケアできる人間関係、信頼関係づくりが大切で、身をもって後輩に伝えることが必要である。そのためには、自分自身の資質の向上が求められる」

平成11年度近畿ブロック研修会実施要綱

1. テーマ 暮らしを支える介護福祉士の役割
——排泄の自立支援を目指して——
2. 開催日 平成12年2月11日(金)～12日(土)
3. 会場 京都パークホテル
京都市東山三十三間堂廻り町44-2
tel 075-525-3111 fax 075-533-1134
4. 参加人員 300名
5. 参加費 日本介護福祉士会会員 3000円
介護福祉士養成施設の学生 3000円
一般参加者 8000円
6. プログラム
2月11日(金) 第1日目
13:00～13:30 開会式典 主催者挨拶
来賓挨拶
13:30～15:00 行政説明 「介護保険の最新情報」
厚生省老人福祉計画課係長 西田紫郎氏
15:00～15:15 休憩
15:15～17:00 特別講演「暮らしを支える」
講師 市田ひろみ氏(服飾評論家)
17:00～17:15 事務局より 京都府介護福祉士会
18:00～20:00 懇親会
2月12日(土) 第2日目
9:00～12:00 講義「排泄のメカニズムⅠ」
日本コンチネンス協会会長 西村かおる氏
12:00～13:00 休憩
13:00～15:00 講義「排泄のメカニズムⅡ」
日本コンチネンス協会会長 西村かおる氏
7. 申し込み・問い合わせ 夢ツーリスト きたみ
京都市右京区太秦安井春日町8
tel 075-822-8030 fax 075-822-8032

介護実践研究会

年1回の開催決まる

第2回介護職のための介護基礎学を開催

十月二十三、二十四日の五日、東京・有楽町の日比谷三井ビルにおいて、竹内孝仁氏(日本医科大学教授)を講師に迎え、実践介護研究会が行われた。テーマは「第2回介護職のための介護基礎学」。

当日は小春日和の中を七

第7回全国研究大会の日程が変更

平成12年11月17、18日に

新潟県で、平成十二年十一月十日～十二日の開催が決定している第七回全国研究大会は、十一月十七日、十八日に変更になりました。これは、十一月二十九日の全国介護保険担当課

参加者からは事例発表者に対して、熱意のこもったさまざまな質問や意見が出された。

また、竹内氏からも事例

『痴呆性高齢者』
者アア
小宮英美著(中公新書・七〇〇円十税)

痴呆性高齢者の生活支援を積極的に支える場として注目されているグループホームに長期取材し、痴呆性高齢者に対して抱く世間の常識を覆して、今後のあるべき介護の方向を模索した良書である。

利用者の尊厳を保つこと

「一面」介護福祉士の生涯教育体系から

二 認定制度の確立について

介護福祉士として、社会的ニーズへの素早い対応と的確な介護サービスを提供できる能力を常に具備しておくことが介護福祉士養成に求められる。

それぞれのプログラムの履修記録とともに、実習指導担当者認定、養成施設等教員認定、現任研修講師認定等の制度を確立するとともに、専門介護福祉士の認定制度も必要と考える。

職業倫理

③介護福祉士法等、その他の関連法規
④地域社会における役割等の認識
⑤介護福祉士としての基本的態度
⑥人権に対する理解、福祉専門職としての援助にかかわる理念、基礎的な事項、知識・スキルの確認

二 生涯学習プログラム
一三〇五年の者

介護福祉士の専門領域を明確化し、その領域における個々の専門性に高められる。あわせて管理や調整能力の視点を養う。

と科学的な分析・説明力を有した実習指導者の育成を目指す。さらに実習指導の機会を通じて、介護福祉士の中核となる指導者としての資質の向上を目指す。

①実習指導者等としての基本姿勢とその技法の習熟
②職場におけるコミュニケーションの意義と役割の認識
③新たな目標や実行計画の立案、業務の研究開発
④サービスの運営管理に関する技法の習得
⑤介護福祉に関する研究法の修得
⑥後継者育成の意義及び指導者としての自己開発
⑦福祉用具、介護機器導入による生活環境の改善

一 新人教育プログラム
資格取得後三年以内の者
介護福祉士の基本的態度や会員としての意識を高め、倫理観を育てる。さらに将来的展望も視野に入れ、国民の福祉の向上・普及等の活動に対する理解を深める。

①本会の組織、及び機構等の理解
②介護福祉士としての職業倫理、介護福祉士法等の理解
③地域社会における役割等を認識し、介護福祉士としての立場を理解
④話し方、聞き方の基本の習得、及び報告・連絡・相談に関する技法の習熟
⑤人間尊重、自立支援に関する基礎知識と技術の習得

①最新の福祉の動向及び制度の理解
②介護福祉士専門職としての知識・技術の習熟
③生活支援と専門職種間の連携、調整の技法
④事例研究等の記録法や方法論
⑤関連する学会・研究会への参加及び発表

①介護福祉学の構築
②専門領域の研究開発推進
③専門介護福祉士の養成
④介護福祉学基礎研究部門
⑤専門介護福祉研究部門
⑥教育系介護福祉研究部門
⑦サービス管理系介護福祉研究部門

①介護福祉学基礎研究部門
②専門介護福祉研究部門
③教育系介護福祉研究部門
④サービス管理系介護福祉研究部門

①介護福祉学基礎研究部門
②専門介護福祉研究部門
③教育系介護福祉研究部門
④サービス管理系介護福祉研究部門

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.36

2月15日号
平成12年(2000年)

日本介護福祉士会

今年度中の組織率拡大が課題

社団法人化に全力を

厚生省から激励・支援

昨年からの課題である社団法人化については、今年度中の設立を目指し、新卒者の全員加入など具体的な取り組みを実施しているところであるが、さらに全員の支部も引き締めて組織率の強化に取り組むことが必要である。

日本介護福祉士会の社団法人化は厚生省の中でも最大の懸案事項として、第七回理事會にて厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材確保対策室長古都賢一氏より激励をいただいた。

趣旨は以下の通り。

「日本介護福祉士会の社団法人化は、介護福祉士の資質の向上が、だく機会であり、ぜひ現場での活躍を期待している。『京都パークホテル』で第六回近畿ブロック研修會が十一日は、行政説明に厚

カリキュラムの改正を行い

第6回近畿ブロック研修會

京都で250名が参加

「暮らして支える介護福祉士の役割」をテーマに二月十一日、京都市の最新情報、続いて特別講演に服飾評論家の市田ひろみ氏から「暮らして支える」と題しての講演があった。西田氏の講演では、介護報酬についての具体的な説

お互いの顔が見える形で、仲間を増やし、研鑽に励んでいただくことがなによりも重要である。ぜひ頑張りましょう。

入会促進パンフの活用を

日本介護福祉士会では、組織率向上のためのツールとして、このほど入会促進パンフレットを作成した。このパンフレットは、未加入の介護福祉士への勧誘

第12回介護福祉士国家試験行われる

受験者数 5万2451人は過去最高

第十二回介護福祉士国家試験が二月二十三日に全国十二都市で行われた。今回の受験申込者は約五万七千人ほどあり、当日の受験者数は五万二千四百五十一人。この後、三月五日に実技試験が行われ、合格者の発表は三月三十一日に行われる。

介護報酬が告示される

厚生省 訪問介護は3類型に

厚生省は二月十日に、介護報酬(利用できるサービス単価(介護報酬)と、在宅サービスの利用限度額を告示した。

訪問介護は「身体どて家事を行うことが困難な人に対して行う」と明記された。これ以外でも、在宅サービスの利用限度額を告示した。

期待に応える介護福祉士へ

日本介護福祉士会会長 田中 雅子

その期待に応え、利用者者の自立支援、人権擁護のために高い倫理観と専門的知識と技術を持って、積極的に行動しなければなりません。

一方、私たちは介護の現場において働く者として、介護福祉士が専門職として、同時に、保健・医療・

スクランブル

▽専門家は、相手を納得させる力を持っている。長野の全国研究大会で出された言葉である▽昨年度の野球界は期待の新人が豊富の年と言われた。彼らの実力や社会に与えた影響力は、承知の通りであり、二年目への期待に答えられるか、今が不安の時である。自己の力量を伸ばすのは自分自身であり、それを成す為の鍛錬をいかに行うかが鍵とされている▽折しも今年、野球界の開幕と時期を同じくして福祉専門職の力量が世間を相手に試されるが、果たして自己鍛錬が成されているのだろうか▽介護保険制度の報道が連日のようにされているが、システムやマニュアルといった言葉のみが先行している感じがする。しかし、本来、システムやマニュアルは一つの手段(道具)であり、それらを使いこなす、納得させられる存在こそが専門家であり、システムやマニュアルの追加・変更の度に各種の報道に左右される姿勢はいかなるものか。従来、通常システムの範囲内ではフォローしきれない人達への対応こそ専門家としての力量が試されてきたのではないだろうか▽このシステムやマニュアルでは、「という言葉で、納得させる事が可能だろうか。介護の専門家として社会にどのような影響力を与える事ができるのか。その実力が試される日は目前に迫っている。

介護保険の介護報酬告示される

(2) 所要時間1時間以上の場合 403単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに151単位を加算した単位数

- 注1 利用者に対して、指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護(指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 2 イについては、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第6条に規定する居宅要介護者等に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、指定訪問介護として身体介護と家事援助を同程度行った場合に所定単位数を算定する。
- 5 所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イ(3)の所要単位数にかかわらず、584単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定し、所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、ハ(2)の所定単位数にかかわらず、403単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定する。
- 6 イ及びハについては、別に厚生大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。
- 7 別に厚生大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事務所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 10 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は、算定しない。

一定の人員配置を前提とした各施設サービスの平均収入額について

(例) 介護老人施設 (人員配置 3:1 その他地域)

(平均要介護度 3.23 一人当たり平均収入額 33.1万円)						
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	1月当たり報酬額	食費を加えた額
要介護1	(18.4%)	796	×10×365/12 円	24.2万円	27.2万円	食費5.8万円 (平均利用額) 33.1万円 <small>満数処理の関係で 合計が合わない。</small>
要介護2	(13.5%)	841		25.6万円		
要介護3	(17.2%)	885		26.9万円		
要介護4	(28.2%)	930		28.8万円		
要介護5	(22.7%)	974		29.6万円		

(例) 介護老人保健施設 (人員配置 3:1 その他地域)

(平均要介護度 2.85 一人当たり平均収入額 35.4万円)						
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	加重平均	食費を加えた額
要介護1	(21.9%)	880	×10×365/12	26.8万円	29.6万円	食費5.8万円 (平均利用額) 35.4万円
要介護2	(20.6%)	930		28.3万円		
要介護3	(21.4%)	980		29.8万円		
要介護4	(23.3%)	1,030		31.3万円		
要介護5	(12.8%)	1,080		32.9万円		

(例) 介護療養型医療施設 (人員配置 看護6:1、看護補助4:1 その他地域)

(平均要介護度 3.64 一人当たり平均収入額 44.2万円)						
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	1月当たり報酬額	加重平均	食費を加えた額
要介護1	(11.4%)	1,126	×10×365/12	34.2万円	37.8万円	食費6.4万円 (平均利用額) 44.2万円
要介護2	(10.5%)	1,170		35.6万円		
要介護3	(14.8%)	1,213		36.9万円		
要介護4	(29.6%)	1,256		38.2万円		
要介護5	(33.8%)	1,299		39.5万円		

※本表の額は、各施設における各種加算、特定診療費等を除いて算出したものである。

居宅介護サービス費区分支給限度基準額

第1 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額

1. 居宅サービス費区分支給限度基準額

(1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、算定される単位数の合計が、次に掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる対数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

- ① 要介護1 16,580単位
- ② 要介護2 19,480単位
- ③ 要介護3 26,750単位
- ④ 要介護4 30,600単位
- ⑤ 要介護5 35,830単位

(2) 短期入所サービス区分

短期サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、サービスの利用日数の合計が、次の表の左欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる日数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日数
要介護1又は 要介護2	6月間	14日
	6月間以外	14日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)
要介護3又は 要介護4	6月間	21日
	6月間以外	21日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)
要介護5	6月間	42日
	6月間以外	42日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数(端数切り上げ)

2. 居宅支援サービス費区分支給限度基準額

(1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、算定される単位数の合計が6,150単位に至るまでサービスを受けることができる額とする。

(2) 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、次のとおりとする。

- ① 短期入所限度額管理期間が6月間の場合：
利用日数の合計が7日に至るまでサービスを受けることができる額
- ② 短期入所限度額管理期間が6月間以外の場合：
利用日数の合計が7日に短期入所限度額管理期間に係る月数を6で除して得た日数(端数切り上げ)に至るまでサービスを受けることができる額

第2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、100,000円とする。

第3 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、200,000円とする。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 2 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生大臣が定める単位の単価に別表にある単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

1 訪問介護費

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所用時間30分未満の場合 210単位
- (2) 所用時間30分以上1時間未満の場合 402単位
- (3) 所用時間1時間以上の場合 584単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増やすごとに219単位を加算した単位数

ロ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分以上1時間未満の場合 153単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 222単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増やすごとに83単位を加算した単位数

ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合

- (1) 所用時間30分以上1時間未満の場合 278単位

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
退所時指導加算(訪問)	460	460	460
退所時指導加算(訪問以外)	570	1,070	1,070
退所時訪問看護指示	—	300	300

3. 在宅におけるサービス提供体制の強化

① 居宅介護サービス計画費の評価

在宅における要介護者等が、その心身の状況・環境・本人や家族の希望に応じて総合的なサービスが受けられるよう居宅サービス計画を作成すると共に、関係事業者等と連絡調整を行うことを評価

居宅介護サービス計画費(1月当たり)

要支援	650単位
要介護1・2	720単位
要介護3・4・5	840単位

② 24時間の訪問体制及び緊急連絡体制の評価

a 訪問介護、訪問看護に共通して早朝(午前6時~8時)、夜間(午後6時~10時)、深夜(午後10時~翌朝6時)の加算を設定

	早朝 (午前6時~8時)	夜間 (午後6時~10時)	深夜 (午後10時~翌朝6時)
加算率	25/100	25/100	50/100

b 訪問看護に巡回型を念頭に30分未満単位を設定

c 訪問看護に緊急時訪問看護加算を創設

利用者又はその家族等と24時間の連絡体制にあって、かつ、緊急時訪問を必要に応じて行う体制を評価

訪問看護ステーションからの場合	1月当たり	1,370単位
医療機関からの場合	1月当たり	840単位

③ 訪問介護等の収入・支出の実態を踏まえた適正な評価

収入・支出の実態を踏まえ、間接経費を適正に評価

訪問介護(30分以上1時間未満)

身体介護が中心の場合	402単位
家事援助が中心の場合	153単位
身体介護・家事援助が同程度行われる場合	278単位

④ 利用者のニーズに応じた多様な通所リハビリ(デイケア)、通所介護の評価

従来のように、一律の時間、サービス内容ではなく、利用者の希望、心身の状態に応じた多様な時間(2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満)や入浴、送迎等の実施状況に応じて評価

(例) 通所介護(通常併設型) 要介護 1・2

	2~3時間	3~4時間	4~6時間	6~8時間
要介護1・2	232	331	473	662

(加算)

食事加算	送迎加算	入浴(介助浴)加算	入浴(特別浴)加算
39	44	39	60

⑤ 「居宅療養管理指導」として医師、歯科医師が訪問して行う要介護者等やその家族に対する介護方法等の指導、助言の評価

薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して行う療養上の指導の評価

医師又は歯科医師が行う場合 1月当たり1回限度

居宅療養管理指導費(I)	940単位
居宅療養管理指導費(II)	510単位
薬剤師が行う場合 1月当たり2回限度	550単位
管理栄養士が行う場合 1月当たり2回限度	530単位
歯科衛生士等が行う場合 1月当たり4回限度	500単位

4. 痴呆性の高齢者に対するサービスの充実

① 痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

介護報酬実態調査における入所実態や職員配置を踏まえた痴呆対応型共同生活介護の適切な評価

(平均利用額)	本単価
	25.2万円 (参考: 23.6万円(仮単価))

② 痴呆専門通所介護の評価

現在の通所実態や職員配置を踏まえた痴呆専門通所介護の適切な評価

(例) 通所介護 4時間以上6時間未満

	痴呆専用併設型	通常併設型
要支援	533	400
要介護1・2	630	473
要介護3・4・5	880	660

介護報酬諮問内容の主なポイント

※介護報酬の表示については、全国統一単価である診療報酬と異なり、地域保険を前提とする地域別単価であることから、「点」ではなく「単位」を採用

1. 医療と福祉を一体とし、統一化した介護サービスの報酬体系の確立

① 要介護度(介護の手のかかり具合)やサービス提供時間に応じた報酬の設定

a 通所サービス・施設サービス

・要介護度(要介護度認定等基準時間)に応じた報酬の設定

(参考)療養型病床群等の入院時医学管理料の通減性を廃止し、初期加算に統一

b 訪問サービス(訪問介護・訪問看護)

・サービス提供時間に応じた報酬の設定

30分未満、30分以上1時間未満、1時間以上1時間30分未満など

(参考)従来、訪問介護は時間単位、訪問看護は1日当たりで設定

②介護保険施設としてふさわしい人員配置や設備環境の評価

原則として入所者・入院者に対して3:1の看護・介護職員の体制や食堂・浴室・機能訓練室、一定の居室面積等を備えられるよう評価

a 介護老人福祉施設(現在は4.1:1)、介護老人保健施設(現在は3.6:1)は3:1を原則として評価

b 療養型病床群も完全型を原則とし、不十分な環境の場合は減額

③看護・介護職員の人員費の地域差を反映した報酬の設定

a 看護・介護職員などの要介護者等の介護に直接携わる職員の人員費の地域差を踏まえた報酬の設定

(参考)従来、特別養護老人ホームの措置費は地域別単価、診療報酬は全国統一単価(入院環境料のみ地域別の加算が設定されている)

(各サービスの地域差)

	特別区 (12/100)	特甲地 (10/100)	甲地 (6/100)	乙地 (3/100)	その他
施設サービス(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
在宅					
短期入所生活介護(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
短期入所療養介護(40%)					
通所リハビリ(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
訪問看護(40%)	4.80%	4.00%	2.40%	1.20%	0.00%
訪問リハビリ(40%)					
訪問介護(60%)					
訪問入浴介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%
通所介護(60%)					
痴呆対応型共同生活介護(60%)	7.20%	6.00%	3.60%	1.80%	0.00%
特定施設入所者生活介護(60%)					

※居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援については地域差を設定しない(介護報酬の額は単位数×地域別単価(10円~10.27円)によって算定される)

b 離島・山間等における訪問サービス等については15%加算

離島・山間等に所在する事業所又は出張所から提供される訪問サービス等については15%加算

2. リハビリ・機能訓練、在宅復帰の重視

① 介護療養型医療施設における実施状況に応じたリハビリの評価

原則は包括的評価であるが、リハビリについては実施状況に応じて評価
1日当たり 200~65単位

② 介護老人保健施設におけるリハビリ体制の充実の評価

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を50:1以上に配置している場合に評価。(人員配置基準では100:1) 1日当たり 12単位

③ 介護老人福祉施設、通所介護(デイサービス)における機能訓練体制の充実の評価

a 介護老人福祉施設
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を常勤専従で100:1以上に配置する場合の評価
1日当たり 12単位

b 通所介護(デイサービス)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師をサービス提供時間帯に120分以上配置する場合の評価
1日当たり 27単位

④ 退所(退院)にかかる指導の評価

原則は包括的評価であるが、退所(退院)前後・退所時における指導及び主治医、居宅介護支援事業者等への情報提供を評価

福利厚生センターご加入のおすすめ

- 選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。
◆ 厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター 他
- 24時間、365日。職員と家族の健康を見守っています。
◆ 電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成 他
- ガンバッテかれている職員の
“万が一”に何がしてあげられますか?
◆ 弔慰金、見舞金
- ソウェルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を
新たに用意しました。
◆ 自動車保険、団体死亡保険
- 職員の豊かな暮らしをバックアップします。
◆ 住宅ローン、特別資金ローン

- 持って便利、使ってお得なカードです。
◆ クレジットカードサービス
- 全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を
自分の目で見、肌で感じてませんか。
◆ 海外研修
- 職員の“学びたい”気持ちを応援しませんか。
◆ 広報・レクリエーター講習会、生涯生活設計セミナー
- ガンバッテかれている職員に、
思いきりリフレッシュさせてみませんか。
◆ クラブサークル活動助成、テーマパーク 他
- “おめでとう”と“ありがとう”の気持ちを、
職員と一緒に分かち合いませんか。
◆ 永年勤続者・資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

加入できる職員

■ 社会福祉事業に従事する職員他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人あたり毎年度1万円。
- 掛金は各法人の口座から自動引き落としになります。
- 掛金は全額が事業費に充てられます。(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウェルクラブにお任せください。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル
TEL ☎0120-292-711
FAX ☎0120-292-722
社会福祉法人 福利厚生センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル



第6回中国・四国ブロック研修会について

1. メインテーマ 改革の時代の中で……
2. 期日 平成12年6月24日(土)
3. 会場 愛媛県民文化会館「サブホール」他
松山市道後町2丁目5番1号
4. 参加予定者 600名
5. 日程
 - 8:45~9:30 受付
 - 9:30~9:50 開会式
 - 9:50~10:30 行政説明 厚生省(予定)
 - 10:30~12:00 基調講演 調整中
 - 12:00~13:00 昼食休憩
 - 13:00~15:00 分科会
 - ①第1分科会(老人・施設部門)
 - テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
 - 助言者 聖カタリナ女子大学社会福祉学部助教授 佐々木信也氏
 - ②第2分科会(老人・在宅部門)
 - テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
 - 助言者 愛媛県ホームヘルパー協議会会長 宮田真由美氏
 - ③第3分科会(障害・施設部門)
 - テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
 - 助言者 愛媛県介護福祉士会会長 五島秀一氏
 - ④第4分科会(障害・在宅部門)
 - テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
 - 助言者 知的障害者愛護協会会長 芳野金松氏

15:10~16:00 特別講演 「顧客を満足させるために……」(仮題)
講師 えひめりビング新聞社編集長 小原明美氏

16:00 閉会式

以上の予定となっております、その他、申し込み等詳細については次号掲載予定です。

WAMNETを利用しませんか

WAMNET(ワムネット)は、福祉・保健・医療・介護保険に関する情報を提供しています。

WAMNETは、中央センター(社会福祉・医療事業団)、地方センター(都道府県単位)および利用機関を結ぶネットワークです。

WAMNETを利用する場合は、利用機関としての登録が必要です。利用機関は、市区町村、福祉施設、医療施設、介護保険の指定事業者等が対象になります。

※詳しくは、下記のWAMNETホームページ(インターネット)をご覧ください。

●おもな機能およびサービス

- ①データベースサービス
- ②電子掲示板サービス
- ③電子フォーラムサービス
- ④電子メールサービス
- ⑤インターネット接続サービス

●主な最新情報

- ・「介護サービス計画書標準様式及び課題分析標準項目」の一部変更及び追加を掲載しました。
- ・介護保険事務処理システムに係る資料(正誤表及び改訂版)を掲載しました。
- ・介護給付費明細書等(案)及び記載要領(暫定版)の送付について、居宅サービス計画書標準様式を掲載しました。
- ・施設サービス計画書標準様式を掲載しました。

●介護保険関連の情報には、WAMNETホームページをご覧ください。

http://www.wam.go.jp

●WAMNETに関するお問い合わせ
社会福祉・医療事業団 情報調査部
情報サービス課
電話03-3486-0000
FAX03-3486-0004

療行為に限定
手術や複雑な処置などの急性期医療は原則として急性期病棟に移って医療保険から給付することを前提に、介護保険では長期療養病棟における日常的医療行為を評価(参考)

- ・薬剤師、栄養士等のベッドサイドでの指導
- ・理学療法、作業療法、言語療法、摂食機能療法などのリハビリ

② 訪問看護
利用者が神経難病等の場合や急性増悪時で医師が特に頻回の訪問看護を指示している場合は介護保険からは給付しない

- ③ 介護老人福祉施設における精神科医の定期的な療養指導の評価
痴呆の症状を有する入所者が1/3以上を占める施設における精神科の医師の定期的な療養指導が月2回以上の場合に評価
1日当たり 5単位
- ④ 介護老人保健施設における痴呆専門棟加算
特に問題行動の著しい痴呆性高齢者にふさわしい設備環境(個室、デイ・ルーム、家族介護教室等)の評価
1日当たり 76単位
- ⑤ 老人性痴呆疾患療養病棟の評価
精神保健福祉士(1人以上)、作業療法士(1人以上)、介護支援専門員(入所者100人に対し1人以上)、介護職員(6:1以上)等の専門的な職員体制、デイ・ルーム、面会室の面積、入院患者一人当たり面積などの設備環境の評価

5. 費用の実態を踏まえた報酬の適正化

- ① 適正な地域差の加算率の設定
介護報酬実態調査を踏まえ、都市部の報酬額を適正に設定
- (例) 訪問介護

	本単価		(参考) 仮単価		差
	(円)	加算率	(円)	加算率	
特別区(12/100)	4,309	7.2%	4,406	9.6%	▲97
特甲地(10/100)	4,261	6.0%	4,342	8.0%	▲81
甲地(6/100)	4,165	3.6%	4,213	4.8%	▲48
乙地(3/100)	4,092	1.8%	4,116	2.4%	▲24
その他	4,020		4,020		—

- ② 3級ヘルパー
3級ヘルパーにより身体介護が行われた場合には、2級ヘルパー以上のヘルパーによって身体介護が行われた場合の報酬額から5パーセント減額
- ③ 訪問入浴介護の適正化
本単価 1,250単位 (参考:15,000円(現行補助単価))

6. 現行の措置費や診療報酬からの円滑な移行

- ① 現行の単価をもとに、平均的な要介護度分布の施設や通所サービスの事業者が大きく増収、減収にならないよう設定
- (例) 介護老人福祉施設(50床 人員配置3:1 その他地域)

(平均要介護度 3.23 一人当たり平均収入額 33.1万円)						
	構成割合	報酬額(単位)	1月額に換算	食費	1月当たり報酬額	加重平均
要介護1	(18.4%)	796	×10×365/12	+58,400	30.1万円	(平均利用額) 33.1万円
要介護2	(13.5%)	841			31.4万円	
要介護3	(17.2%)	885			32.8万円	
要介護4	(28.2%)	930			34.1万円	
要介護5	(22.7%)	974			35.5万円	

- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設についても同様に設定
- ② 介護保険制度施行時にすでに介護老人福祉施設に入所している者については要介護度別の格差を縮小して、大きく増収、減収にならないように設定
- (例) 介護老人福祉施設 (50床 人員配置3:1 その他地域)

	単価(案)	既入所者(既措置入所者)
自立・要支援	—	796
要介護1	796	866
要介護2	841	
要介護3	885	950
要介護4	930	
要介護5	974	

- ③ 施設サービスにかかる看護・介護体制の人員配置や療養環境について所要の経過措置を設定
 - a 介護老人福祉施設の4.1:1、3.5:1の類型、介護老人保健施設の3.6:1の類型については施行後5年間の経過措置
 - b 介護療養型医療施設の(6:1、3:1)の類型については3年間の経過措置
- ### 7. 急性期医療と介護保険サービスとの区分の明確化
- 急性期医療は医療保険で、病状安定時の日常的に行われる医療については介護保険で給付されることを明確化
- ① 介護療養型医療施設
介護療養型医療施設における個別評価(特定診療費)は、日常的な治

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

日本介護福祉士会

社団法人設立総会 開催を決定

5月20日、東京で

さらに組織率の強化を

昨年からの課題である社団法人化については、早期の設立を目指し、社団法人化の条件となる組織率強化のために、各支部では養成校卒業生や国家試験合格者などに対して積極的な取り組みを実施してきた。

また、職種別では、施設の寮母などが四四・五〇%、ホームヘルパーが一七・八%、老人保健施設の介護職員が一六・三%、医療機関(療養型病床群等)の看護補助者が九・〇%、福祉系高等学校(NHK学園含む)が一〇・二%、その他が二・二%の割合となっており、昨年と同傾向である。

第12回介護福祉士国家試験

過去最高の合格者数

第十二回介護福祉士国家試験の合格者の発表が三月三十一日に発表された。受験者数は五万五千八百五十三名で合格率は四八・三%であり、合格者数は過去最高となった。

また、職種別では、施設の寮母などが四四・五〇%、ホームヘルパーが一七・八%、老人保健施設の介護職員が一六・三%、医療機関(療養型病床群等)の看護補助者が九・〇%、福祉系高等学校(NHK学園含む)が一〇・二%、その他が二・二%の割合となっており、昨年と同傾向である。

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

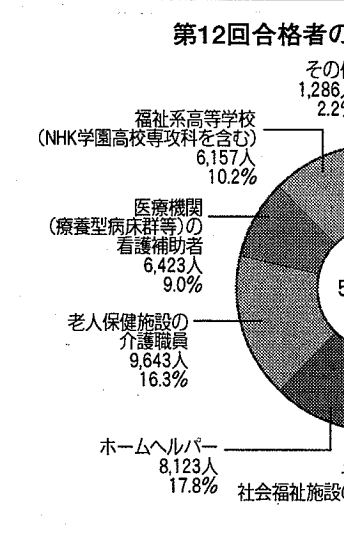
計画作成に活用を

訪問介護の報酬については、「指定居宅サービスに要する額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に関する部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ

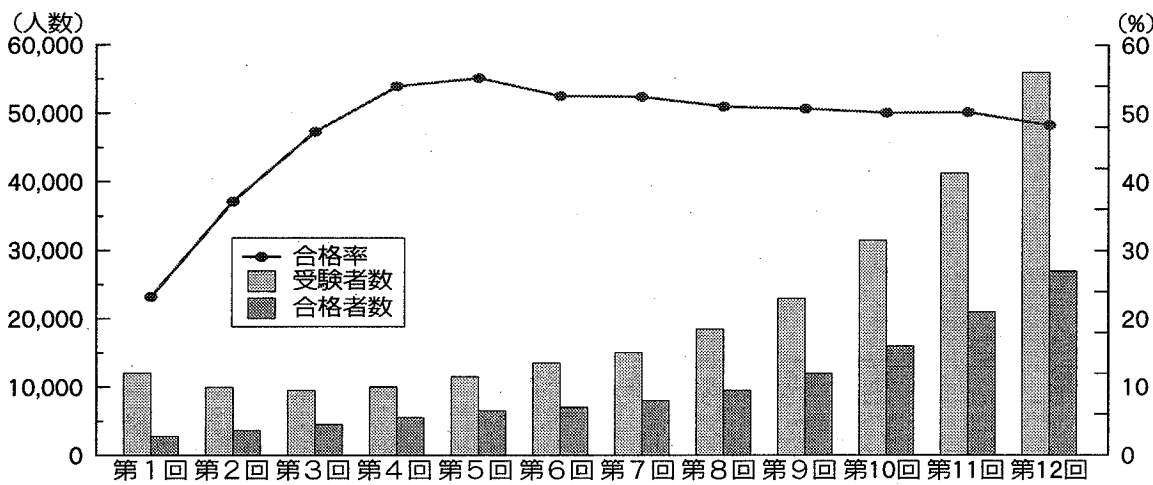
いて(平成十二年三月一日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知)において、その具体的な取扱いを示しているが、今般、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れが例示されているので、訪問介護計

画及び居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際の参考として活用された。なお、「サービス準備・記録」はあくまでも身体介護又は家事援助サービスを提供する場合の事前準備等として行う行為であり、サー

ビスに要する費用の額の算定にあたっては、この行為だけをもちとして「身体介護」または「家事援助」の一つの単独行為として取り扱わないよう留意された。



過去12回の国家試験の推移



介護支援専門員 実務研修受講試験

11月12日実施

今年で第三回となる介護支援専門員実務研修受講試験は、十一月十二日(日)に実施することが決まっております。実務研修は三年の一月以降の予定である。

「社会福祉法案」(「社会福祉事業法改正後の名称」)が閣議決定され、国会に上程された。しばらく審議待ちになっていたが、新内閣のもとで審議が始まる予定である。

全国研究大会の 発表事例を募集

今年度に行われる予定の第七回全国研究大会(平成十二年十一月新潟県開催)の分科会で発表される事例を募集している。テーマは自由。第一次締め切りは七月末の予定。

日頃の実践を理論化し、介護学の構築を目指すために多くの応募が期待されている。詳細の問い合わせは、日本介護福祉士会事務局(電話 〇三三三三〇七〇七 八四)。

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ→スリッパや靴を履かせる

1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

1-3-1 体位変換

○声かけ、説明→体位変換(仰臥位から側臥位、側臥位から仰臥位)→良肢位の確保(腰・肩をひく等)→安楽な姿勢の保持(座布団・パットなどあて物をする等)→確認(安楽なのか、めまいはないのかなど)

1-3-2 移乗・移動介助

1-3-2-1 移乗

○車いすの準備→声かけ、説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保(後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をする等)→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認
○その他の補装具(歩行器、杖)の準備→声かけ、説明→移乗→気分の確認

1-3-2-2 移動

○安全移動のための通路の確認(廊下・居室内等)→声かけ、説明→移動(車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど)→気分の確認

1-3-3 通院・外出介助

○声かけ、説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き

○(場合により)院内の移動等の介助

1-4 起床及び就寝介助

1-4-1 起床・就寝介助

1-4-1-1 起床介助

○声かけ、説明(覚醒確認)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起き上がり→ベッドからの移動(両手を引いて介助)→気分の確認

○(場合により)布団をたたみ押入に入れる

1-4-1-2 就寝介助

○声かけ、説明→準備(シーツのしわをのばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等)→ベッドへの移動(両手を引いて介助)→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上での仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認(掛け物を気温によって調整する等)→気分の確認
○(場合により)布団を敷く

1-5 服薬介助

○水の準備→配割された薬をテーブルの上に出し、確認(飲み忘れないようにする)→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ、確認

1-6 自立生活支援のための見守り援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)
- 移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)
- 車いすでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。)

※次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

(サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。)

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

○居室内やトイレ、卓上等の清掃

○ゴミ出し

○準備・後片づけ

2-2 洗濯

○洗濯機または手洗いによる洗濯

○洗濯物の乾燥(物干し)

○洗濯物の取り入れと収納

○アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

○衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)

○被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)

2-5 一般的な調理、配下膳

○配膳、後片づけのみ

○一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

○日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)

○薬の受け取り

1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接して行う介助サービス(そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む)、②利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術(介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特設の専門的配慮)をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。(仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要となる行為であるといえることができる。)

※例えば入浴や整容などの行為そのものは、たとえ介護を要する状態等が解消されても日常生活上必要な行為であるが、要介護状態が解消された場合、これらを「介助」する行為は不要となる。同様に、「特設の専門的配慮をもって行う調理」についても、調理そのものは必要な行為であるが、この場合も要介護状態が解消されたならば、流動食等の「特設の専門的配慮」は不要となる。

1-0 サービス準備・記録等

(サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。)

1-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック

1-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等

1-0-3 相談援助、情報収集・提供

1-0-4 サービス提供後の記録等

1-1 排泄・食事介助

1-1-1 排泄介助

1-1-1-1 トイレ利用

○トイレまでの安全確認→声かけ、説明→トイレへの移動(見守りを含む)→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作

○(場合により)失禁・失敗への対応(汚れた衣服の処理、陰部・臀部の清潔介助、便器等の簡単な清掃を含む)

1-1-1-2 ポータルトイレ利用

○安全確認→声かけ、説明→環境整備(防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータルトイレを適切な位置に置くなど)→立位をとり脱衣(失禁の確認)→ポータルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作

○(場合により)失禁・失敗への対応(汚れた衣服への処理、陰部・臀部の清潔介助)

1-1-1-3 おむつ交換

○声かけ、説明→物品準備(湯・タオル・ティッシュペーパー等)→新しいおむつの準備→脱衣(おむつを開く→尿パットをとる)→陰部・臀部洗浄(皮膚の状態など観察、パッチング、乾燥)→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

○(場合により)おむつから漏れて汚れたリネンなどの交換

○(必要に応じ)水分補給

1-1-2 食事介助

○声かけ、説明(覚醒確認)→安全確認(誤飲兆候の観察)→ヘルパー自身の清潔動作→準備(利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしぼりなどの物品準備)→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保(ベッド上での座位保持を含む)→配膳→メニュー・材料の説明→摂食介助(おかずをきざむ・つぶす、吸い口で水分を補給するなどを含む)→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末(エプロン・タオルなどの後始末、下膳、残滓の処理、食器洗い)→ヘルパー自身の清潔動作

1-1-3 特設の専門的配慮をもって行う調理

○嚥下困難者のための流動食等の調理

1-2 清拭・入浴・身体整容

1-2-1 清拭(全身清拭)

○ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオル・着替えなど)→声かけ、説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→下半身着衣→下半身の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下肢着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-2 部分浴

1-2-2-1 手浴及び足浴

○ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど)→声かけ、説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→身体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-2-2 洗髪

○ヘルパー自身の身支度→物品準備(湯・タオルなど)→声かけ、説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-2-3 全身浴

○安全確認(浴室での安全)→声かけ、説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備(タオル・着替えなど)→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すすぎ→洗髪・すすぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪を乾燥・整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作

1-2-4 洗面等

○洗面所までの安全確認→声かけ、説明→洗面所への移動→座位確保、物品準備(歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど)→洗面用具準備→洗面(タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助)→居室への移動(見守りを含む)→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

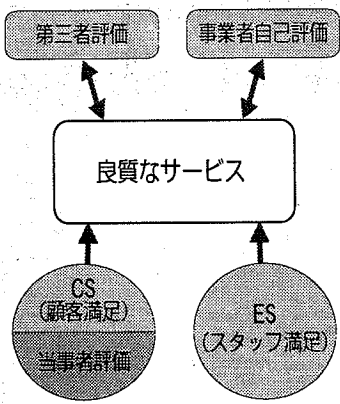
1-2-5 身体整容(日間的な行為としての身体整容)

○声かけ、説明→鏡台等への移動(見守りを含む)→座位確保→物品の準備→整容(手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ・髪の手入れ、簡単な化粧)→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1-2-6 更衣介助

○声かけ、説明→着替えの準備(寝間着・下着・外出着・靴下等)→上半身脱衣→上半

図・良質なサービスの構成要素



注) ESは、エンプロイ・サティスファクション(スタッフ職員の満足)の意味

介護保険で「選択」の時代を迎えるといわれている。措置から契約へと変わる中で、サービス事業者を選んでもらわなければならない。そのときに決め手となるのが担い手であるホームヘルパーの質である。この事業者のサービスなら利用したいと思わせるもの、つまり「顧客満足(カスタマー・サティスファクション、CS)」をどう実践するかが鍵になってくるのだ。

さて、高齢者福祉の場合、どうだったか。これまでは利用者自ら選んでいくという行為はなされていなかった。あくまで市町村の責任の中でサービスは提供される。サービスの担い手は民間であって、それは市町村からの委託によるもの。その事業者を私たちは「価格」「美味しさ」「食べたことがないからという好奇心」——いつも決まったものを注文する人もいるかもしれない。なかなか決められずに「ちょっと待ってください」とオーダーを待たせられたこともある。そうして「選んで」ということがあってもあり、価格も利用して私たちが情報を入手し、そして自分に必要な情報だけをいつのまにか取捨選択する。グルメガイドの中には味や店の雰囲気、対応などを評価するものもあり、情報の一つになっている。

例えはレストランに行くと、沢山のメニューの中から私たちは何を基準に選ぶのだろうか。「今、食べたいもの」「空腹度」「価格」「美味しさ」、食べたことがないからという好奇心——いつも決まったものを注文する人もいるかもしれない。なかなか決められずに「ちょっと待ってください」とオーダーを待たせられたこともある。そうして「選んで」ということがあってもあり、価格も利用して私たちが情報を入手し、そして自分に必要な情報だけをいつのまにか取捨選択する。グルメガイドの中には味や店の雰囲気、対応などを評価するものもあり、情報の一つになっている。

さて、高齢者福祉の場合、どうだったか。これまでは利用者自ら選んでいくという行為はなされていなかった。あくまで市町村の責任の中でサービスは提供される。サービスの担い手は民間であって、それは市町村からの委託によるもの。その事業者を私たちは「価格」「美味しさ」「食べたことがないからという好奇心」——いつも決まったものを注文する人もいるかもしれない。なかなか決められずに「ちょっと待ってください」とオーダーを待たせられたこともある。そうして「選んで」ということがあってもあり、価格も利用して私たちが情報を入手し、そして自分に必要な情報だけをいつのまにか取捨選択する。グルメガイドの中には味や店の雰囲気、対応などを評価するものもあり、情報の一つになっている。

さて、高齢者福祉の場合、どうだったか。これまでは利用者自ら選んでいくという行為はなされていなかった。あくまで市町村の責任の中でサービスは提供される。サービスの担い手は民間であって、それは市町村からの委託によるもの。その事業者を私たちは「価格」「美味しさ」「食べたことがないからという好奇心」——いつも決まったものを注文する人もいるかもしれない。なかなか決められずに「ちょっと待ってください」とオーダーを待たせられたこともある。そうして「選んで」ということがあってもあり、価格も利用して私たちが情報を入手し、そして自分に必要な情報だけをいつのまにか取捨選択する。グルメガイドの中には味や店の雰囲気、対応などを評価するものもあり、情報の一つになっている。

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

なされてきた。ヘルパー養成が研修カリキュラムを持つようになったのは、そうした「質」が重視されてきたからである。しかし、その「質」の中にはサービスの評価という視点が入っていない。第三者による評価という発想も抜けていたのではないだろうか。何よりも利用者の満足度をどう図るのかという発想は入ってこなかった。介護サービスは対人サービスである。介護の技術はそれとして相手がいかに満足してもらおうかという一般のサービスと同じ視点でこれだけ持てるか、それが介護保険

福利厚生センターご加入のおすすめ

■選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。
◆厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター 他

■24時間、365日、職員と家族の健康を見守っています。
◆電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成 他

■ガンバツてくれる職員の「万が一」に何があげられますか?
◆甲斐金、見舞金

■ソウエルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を新たに用意しました。
◆自動車保険、団体死亡保険

■職員の豊かな暮らしをバックアップします。
◆住宅ローン、特別資金ローン

■持って便利、使ってお得なカードです。
◆クレジットカードサービス

■全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を自分の目で見、肌で感じてきませんか。
◆海外研修

■職員の「学びたい」気持ちを応援しませんか。
◆広報・レクリエーター講習会、生涯生活設計セミナー

■ガンバツてくれる職員に、思いきりフレッシュさを感じませんか。
◆クラブサークル活動助成、テーマパーク 他

■「おめでとう」と「ありがとう」の気持ちを、職員と一緒に分かち合いませんか。
◆永年勤続者・資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員その他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円。
■掛金は各法人の口座から自動引落としになります。
■掛金は全額が事業費に充てられます。
(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウエルクラブにお任せください。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL 0120-292-711
FAX 0120-292-722

社会福祉法人 福利厚生センター
〒103-9001 東京都港区赤坂1-21-17 虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

第6回中国・四国ブロック研修会開催要綱

1. メインテーマ 「改革の時代の中で・・・」
2. 期日 平成12年6月24日(土)
3. 会場 愛媛県民文化会館「サブホール」他
松山市道後町2丁目5番1号
4. 参加予定者 600名
5. 日程
 - 8:45~9:30 受付
 - 9:30~9:50 開会式
 - 9:50~10:30 行政説明 厚生省(予定)
 - 10:30~12:00 基調講演
「新時代に求められる介護福祉士であるために……(仮題)」
講師 浦和短期大学福祉教育センター長 黒澤貞夫氏
 - 12:00~13:00 昼食休憩
 - 13:00~15:00 分科会
 - ①第1分科会(老人・施設部門)
 - ・テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
 - ・助言者 聖カタリナ女子大学社会福祉学部助教授 佐々木信也氏
 - ②第2分科会(老人・在宅部門)
 - ・テーマ 公正なケアプラン作りを目指して
 - ・助言者 愛媛県ホームヘルパー協議会会長 宮田真由美氏
 - ③第3分科会(障害・施設部門)
 - ・テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
 - ・助言者 愛媛県介護福祉士会会長 五島秀一氏
 - ④第4分科会(障害・在宅部門)
 - ・テーマ ケアマネジメントの流れの中で……
 - ・助言者 知的障害者愛護協会会長 芳野金松氏
 - 15:10~16:00 特別講演
「顧客を満足させるために……(仮題)」
講師 えひめりびんぐ新聞社編集長 小原明美氏
 - 16:00~ 閉会式
5. 交流会の開催及び参加に必要な費用について
 - (1) 参加費(資料代、昼食代を含む)
 - ①会員 4,000円 ②会員外 6,000円 ③学生 4,000円
 - (2) 宿泊費(※希望者のみ必要)
 - (3) 交流会費(※希望者のみ必要)
研修会前日に参加者の皆様の交流を深めていただく交流会を行います。またとない機会ですので、ぜひご参加ください。
 - ①日時 平成12年6月23日(金) 18:00~20:00
 - ②場所 国際ホテル松山 松山市一番町1-13
 - ③一人 6,000円(税込、飲物代を含む)
6. 参加申し込み方法
申込用紙に必要事項(希望する分科会、前泊希望、交流会希望等)を記入の上、5月25日(木)までに名鉄観光サービス(株)松山市店(電話 089-921-5131)まで、郵送またはファックスにて申し込みください。
7. 問い合わせ先 研修会事務局
愛媛県社会福祉協議会福祉人材センター内「愛媛県介護福祉士会事務局」
〒790-8553 愛媛県松山市持田町3-8-15
電話 089-921-5344 FAX 089-921-3398

デンマークへ海外研修員を募集

(財)社会福祉振興・試験センターは、介護福祉士の海外研修員を募集している。

- 派遣人員 十人
- 研修期間 十五日間
- 研修テーマ・派遣国 デンマークにおける高齢者ケアの実践(体験研修)
- 対象者
 - ①施設等において介護業務に従事している者であって次の各号に該当し、日本介護福祉士の推薦を受けた者(同会の会員であるか否かは問わない。)
 - ②平成十二年十二月末現在、二十五歳以上で、資格取得後二年以上である者

③研修終了後も引き続き介護業務に従事する意志を有する者

- 選考方法 書類選考。
- 費用 (財)社会福祉振興・試験センターが負担
- 参加申込書類提出期限 五月末日。参加希望者は申し込み用紙を日本介護福祉士会に請求すること。
- 提出および照会先 日本介護福祉士会 東京都港区虎ノ門一丁目三三番四号(三三ビル)三階 電話 〇三・三五〇七・七八四 FAX 〇三・三五〇七・八八一〇

7月に東京で開催

職種合同介護支援専門員研修会、日本介護福祉士会は、この研修会は、四月から

職種合同介護支援専門員研修会

スタートした介護保険のケアマネジメントを再度整理しながら、最新の状況を確認し、多職種との連携、技法の相互交流をねらいとして、講義・シンポジウム・厚生省の行政報告と質疑応答という三部構成で行う。

- 実施要項は以下の通り。
- 期日 七月七日(金)~八日(土)
- 会場 安田生命アカデミア(東京都府中市)
- 定員 百五十名(定員になり次第締め切り)
- 受講料 六千円(税込み)
- 宿泊費 六千円(税込み、夕・朝食付き)
- 講師 須加美明氏(長野大学産業社会学部社会福祉学科助教授)

介護保険発足下の「私の介護体験記」を募集

財団法人安田生命社会記念財団では、第三回「私の介護体験記」を募集している。(社)日本社会福祉士会、日本介護福祉士会が協力する。

1. タイトル 「私の介護体験記」
2. 応募内容 高齢者介護に関する自身の体験記を四百字詰め原稿用紙五枚程度。その中で介護保険制度をはじめとする諸制度との関わりについて言及すること。
3. 応募資格 誰でも応募できる。原稿に名前を記載するとともに、別用紙に氏名(ふりがな)、年齢、性別、連絡先、電話番号、職業又は学校名等を記入し添付すること。
4. 締切 七月十日(月)
5. 発表 九月月上旬 本人宛通知の他、関係紙に入賞者発表

田中尚輝氏(長寿社会文化協会理事)

七月七日(金) 13:00~13:30 オリエンテーション
13:30~15:00 講義1 「介護保険とNPOの役割」
15:15~16:45 講義2 「介護保険とケアマネジメント」
七月八日(土) 9:30~12:00 合同シンポジウム「介護保険への対応と課題」情報交換と問題提起
13:30~15:30 厚生省行政報告と質疑応答
①申込み・照会先 安田生命社会事業団介護支援専門員研修係 千七百〇一〇三三 東京都豊島区東池袋一三三四五 電話 〇三・三九八六〇七 〇二一 FAX 〇三・三三三九一〇七五

書評

『要介護認定調査ハンドブック』85項目のポイントと特記事項の記入例 編集:東京都介護福祉士会 定価:二千円(税別) 発行:ミクス(電話 〇三・三三九四・一八七〇)

介護保険において公平かつ客観的な要介護・要支援認定を行うためには、要介護認定調査が重要な役割を果たす。本書は、東京都支部の会

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)
財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

日本介護福祉士会

日本介護福祉士会

社団法人設立総会を開催

6月中にも認可予定

資質の向上と地域福祉の推進へ



社団法人日本介護福祉士会設立総会

平成十二年五月二十日(土)午前十時より、東京都新宿区の安田火災海上ビル二階大ホールにて全国各地の代議員百八十六名が参加し、午前中に日本介護福祉士会第七回通常総会を開き、これまでの任意団体としての解散を決定し、午後現参議院議長・斎藤十朗氏

と、厚生省社会・援護局施設人材課長・森山幹夫氏が、はじめに開会式典が行われ、設立発起人代表の田中雅子氏の開会の挨拶に続いて、昭和六十一年の「社会福祉士及び介護福祉士法」成立当時の厚生大臣で、介護福祉士の礎みの親である現参議院議長・斎藤十朗氏

計画案及び平成十三年度事業計画案「平成十二年度収支予算案」及び平成十三年度収支予算案「役員に関する件」「設立代表者選任に関する件」「設立に伴う決議」を審議し、いずれも原案通り承認された。

「社会福祉の増進のための社会福祉事業法の一部を改正する等の法律」が、五月二十九日の参議院本会議で可決・成立した。

本年度中は、国及び一部の都道府県において開催し、来年度は全国で実施する予定である。



参議院議長 斎藤十朗
昭和六十一年の正月年頭の記者会見で、当時、医療・福祉の分野において将来にわたって必要とする身分の法律を作り上げていきたいという言葉を話した。その

今日この設立総会が無事に乗り越え、森山施設人材課長をはじめ厚生省の皆様方の審査を得て、社団法人として無事に認可されることをお祈りする。

互いに研鑽を積み、研究本介護福祉士会が着実に業績を積み上げており、そして本日、これまでの会を解散され、社団法人としての日本介護福祉士会の設立総会を迎えられた。本日にこれまでの苦労に対して敬意を表したい。同時にまた、今日のこの設立総会が本心に意義深いものであることを痛感させられた。

また、国の推進会議委員には田中雅子会長が就任しており、日本介護福祉士会でも現場での情報の交換や、推進会議への提案に向けて専門委員会を設置する。



厚生省社会 援護局施設人材課長 森山幹夫
本日は斎藤十朗参議院議長はじめ大勢の来賓の方をお招きして、設立総会を開かれますことを心から喜び申し上げます。斎藤十朗議長は生みの親でもあり、

育つ親でもある。斎藤議長には介護福祉士という制度の設立のみならず、社会福祉全体についてご指導いただいている。現正法案が、参議院で審議されている。この法律が成立しますと、皆様方介護福祉士の果たす役割はますます大きくなる。利用者や事業者が対等な立場になり、福祉サービスが選ばれるよう

互いに研鑽を積み、研究本介護福祉士会が着実に業績を積み上げており、そして本日、これまでの会を解散され、社団法人としての日本介護福祉士会の設立総会を迎えられた。本日にこれまでの苦労に対して敬意を表したい。同時にまた、今日のこの設立総会が本心に意義深いものであることを痛感させられた。

今日この設立総会が無事に乗り越え、森山施設人材課長をはじめ厚生省の皆様方の審査を得て、社団法人として無事に認可されることをお祈りする。

斎藤議長には介護福祉士という制度の設立のみならず、社会福祉全体についてご指導いただいている。現正法案が、参議院で審議されている。この法律が成立しますと、皆様方介護福祉士の果たす役割はますます大きくなる。利用者や事業者が対等な立場になり、福祉サービスが選ばれるよう

互いに研鑽を積み、研究本介護福祉士会が着実に業績を積み上げており、そして本日、これまでの会を解散され、社団法人としての日本介護福祉士会の設立総会を迎えられた。本日にこれまでの苦労に対して敬意を表したい。同時にまた、今日のこの設立総会が本心に意義深いものであることを痛感させられた。

互いに研鑽を積み、研究本介護福祉士会が着実に業績を積み上げており、そして本日、これまでの会を解散され、社団法人としての日本介護福祉士会の設立総会を迎えられた。本日にこれまでの苦労に対して敬意を表したい。同時にまた、今日のこの設立総会が本心に意義深いものであることを痛感させられた。

互いに研鑽を積み、研究本介護福祉士会が着実に業績を積み上げており、そして本日、これまでの会を解散され、社団法人としての日本介護福祉士会の設立総会を迎えられた。本日にこれまでの苦労に対して敬意を表したい。同時にまた、今日のこの設立総会が本心に意義深いものであることを痛感させられた。

福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ

平成12年6月2日 福祉サービスの質に関する検討会

(4) 基準の策定にあたっては、福祉分野と同様、人が人に提供するサービスである医療分野において長期にわたり検討を重ね、第三者評価機関として実績のある財団法人日本医療機能評価機構の基準や国際標準化機構における品質管理システムの基準等を参考とした。

(5) 社会福祉基礎構造改革が目指す「利用者本位のサービス提供」を実現するため、基準の内容には、サービスを利用する際の情報提供やプライバシーへの配慮、利用者の立場や意見を尊重する観点などを盛り込むこととした。

2 評価基準の構成

(1) 評価対象

まず福祉サービスを機能別に7つの「評価対象」とした。

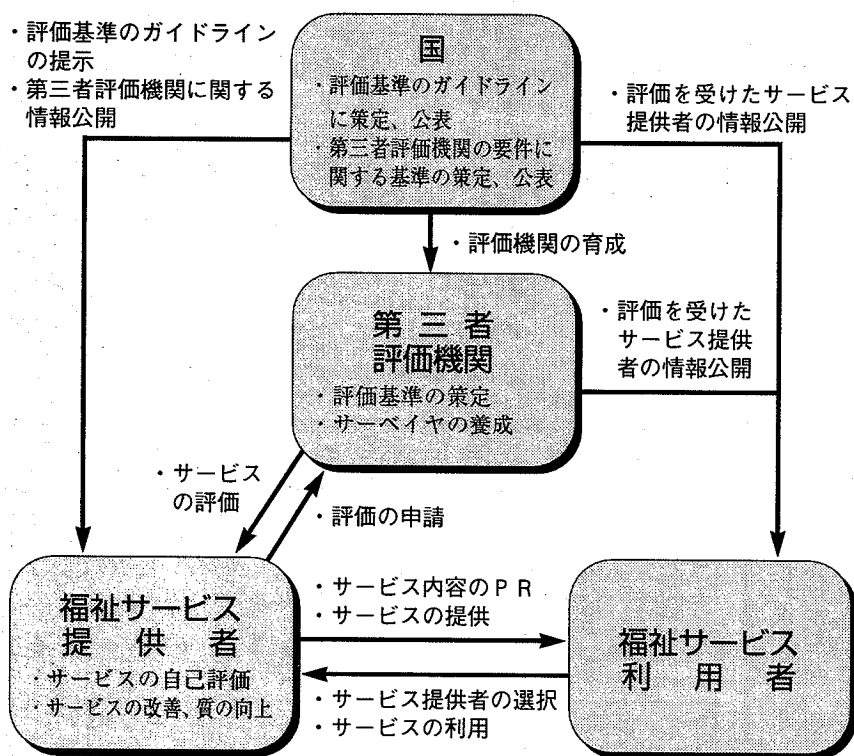
- I 福祉サービス提供の基本方針と組織
- II 地域等との関係
- III 対等なサービス利用関係の構築
- IV 福祉サービス提供過程の確立
- V 福祉サービスの適切な提供
- VI 利用者本位のサービス提供
- VII 組織の運営管理

(2) 評価分類

7つの「評価対象」をさらに27の「評価分類」に区分した。

評価分類は、評価対象に該当する機能の基本的な枠組みを示す項目とした。

福祉サービスの第三者評価のイメージ図



中間まとめの概要

【第三者評価とは】

事業者の提供するサービスを当事者（事業者及び利用者）以外の第三者機関が評価すること。その目的は個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

【第三者評価基準について】

社会福祉施設の最低基準や介護保険の指定基準と同レベルの基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準とすべき。
今年度行う第三者評価のモデル事業に用いる「第三者評価基準（試案）」を策定。

【評価と認証について】

評価項目や評価細目ごとの評価あるいは総合評価といった協議の「評価」に止めるのか、認定証の交付や[A・B・C]等の格付けといった「認証」まで行うか検討が必要。

【第三者評価機関の育成について】

第三者評価機関の数が不足することのないよう、要件を満たす第三者評価機関を国として育成。
育成する第三者評価機関の要件についてさらに検討を深め、基準の策定を行うべき。

【評価者について】

福祉サービスの評価を行う評価者は、評価基準に基づいて評価を行う「評価調査者」と、評価調査者の評価をもとに、最終的な評価機関としての評価をくたす合議体である「評価決定委員会」から構成。

評価調査者は、各評価機関における評価基準や評価手順に基づき評価を行うものであることから、その資質や研修体系は当該機関ごとに定められるもの。

【今後の予定】

今回の「中間まとめ」において、今後なお検討を要することとされた事項については、モデル事業の実施結果等も参考としつつ、引き続き検討。

1. 検討の背景

介護保険法の施行や保育所入所方式の変更、社会福祉基礎構造改革の推進により、多くの福祉サービスは、これまでの行政による措置から利用者の選択による利用制度に移行することとなる。

このため、各事業者は、利用者から選択されるよう、自らの提供するサービスについて自己評価を行うなど、一層の質の向上に努めることが求められる。

一方、厚生省においては、中央社会福祉審議会の提言を踏まえ、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置として、福祉分野における第三者評価事業の導入について検討を進めているところである。

これを受け、本検討会では、11年3月に「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」をとりまとめ、サービスに関する基準や第三者評価についての基本的な考え方を示したところである。

11年度は、「基本方針」を踏まえ、第三者評価事業の実現に向けて重要な要素である「第三者評価基準」「評価の手順及び方法」「第三者評価機関の要件」及び「評価者の資質及び研修の在り方」について検討を行った。

2. 第三者評価とは

1 定義

第三者評価とは、事業者の提供するサービスを当事者（事業者及び利用者）以外の第三者機関が評価することである。

2 目的

- (1) 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
- (2) 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるもの。

<参考>

① 第三者評価は、民間企業分野では広く行われている。

国内や海外の格付け会社が、民間企業の財務体質や債券の信用度について、格付けを行っているのはよく知られているところである。

また、国際標準化機構が、品質管理や環境管理に関する国際規格（ISO9000及び14000シリーズ）を定めており、品質管理に力を入れている企業や国際的な取引を行っている企業などを中心にその認証取得に取り組んでいる。

医療分野においては、財団法人日本医療機能評価機構が平成7年に設立され、9年から病院の第三者評価を行っているところである。

② 第三者評価のほか、最近福祉分野において制度化されつつある他の制度・事業については次のとおりである。

・苦情解決事業

福祉サービスの利用者からの苦情を公正・中立に解決するため、当事者（事業者及び利用者）以外の第三者を交えた二段階の解決の仕組みを整備。事業者段階には、民生委員や地域の代表者等の第三者委員を設置し、苦情解決を図る。都道府県段階には、社会福祉協議会に福祉、医療、法律の専門家からなる第三者委員会を設置し、苦情解決を図る。

・介護相談員派遣事業

地域で活躍している高齢者や民生委員、老人クラブ関係者等が、介護サービス利用者のための相談に応じるボランティア（介護相談員）として、介護施設等のサービス事業者を訪問し、利用者の話を聞き相談ののり、サービス担当者との意見交換を行うなどの取り組みを進めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とするもの。

・成年後見制度

民法改正により、従前の禁治産及び準禁治産の制度を抜本的に改めた「法定後見制度」（後見、保佐、補助の制度）と新たに設けた「任意後見制度」から成る。「法定後見制度」は、法律の定めに従って家庭裁判所が成年後見人等を選任し、権限を付与するもの。「任意後見制度」は、契約によって本人が任意後見人を選任し、権限を付与するもの。

・地域福祉権利擁護制度（福祉サービス利用援助事業）

成年後見制度を補完するものとして、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした制度。

また、地方自治体の中には、国が制度化する以前から、福祉サービスの第三者評価事業や利用者の権利擁護事業などに先進的に取り組んできたところもある。

3. 第三者評価基準について

1 基本的な考え方について

(1) 社会福祉施設の最低基準や介護保険の指定基準を遵守しているかどうかをチェックする行政監査とは異なり、第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質の向上を目的としているため、そこで用いる基準は、最低基準や指定基準と同レベルの基準ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準とすべきである。

(2) 本検討会で策定する基準は、福祉サービス全般を対象とした第三者評価基準であり、各サービス分野固有の基準を策定する際の基本となるものである。厚生省の各部局においてサービス分野固有の基準を策定する際には、本基準並びに各サービスの特性を踏まえた対応が求められる。

(3) また、本検討会で策定する基準は、第三者評価機関が策定する評価基準のガイドラインとなるものである。国が育成する第三者機関には、本基準を参考に国が示すガイドラインを満たした評価基準を策定することを期待する。ただし、独自に基準を策定せず、本基準や各部局が策定するサービス分野固有の基準をそのまま評価基準として使用しても構わないものである。

社団法人日本介護福祉士会 設立者及び役員名簿

Table with columns: 役職名 (Position), 氏名 (Name), 所属・役職名 (Affiliation/Role). Lists board members and staff including President Tanaka Takako and various department heads.

平成十一年度事業は、第六回通算総会では、決定された事業を円滑に運営するとともに時宜に合わせた幅広い分野での取り組みを行った。とりわけ、平成十一年度事業の重点課題は日本介護福祉士会の社会法人化に関するものである。課題達成のためには、課題達成のための残された要件は四十七都道府県に支部設置をすること、組織率を五割を超えること、二点であった。平成十一年五月から六月にかけて福島県・熊本県・群馬県が相次いで支部加入したことで第一の要件を満たすことができた。第二の要件である組織率については、全会員の積極的な取り組みにより社団法人日本介護福祉士会が協賛校の新卒生を協会の加盟校の新卒生を始めとして新たな入会

待に心えるべきより一層の資質向上と公益性ある事業の展開、透明性ある会の運営に努めていた。今後も社団法人化にあたり、より一層の組織拡大を図り、引き続き会員の加入促進に向けて、本部・支部、全会が努力し、全ての介護福祉士が日本介護福祉士会に参集できるよう積極的に活動を展開し、魅力ある活動を展開しなげなければならない。さて、二〇〇〇年四月から介護保険制度が本格的に始動し、私たちが介護福祉士を巡る職場環境は大きく変化した。従来からの介護サービス部門のみならず、介護サービス計画の作成、利用者との契約業務など、その活動分野は広がりを見せている。各支部においても市区町村から介護認定に

かかる介護認定審査会委員として福祉に関する学識経験者として派遣依頼があり、多くの委員を推薦した。昨年度には、介護認定審査会における介護福祉士の役割を認識し、要介護者と家族の福祉の向上を目的として、要介護認定実務者研修会を開催したところ。最後に、ミレニアムの年、二〇〇〇年を日本介護福祉士会の新たな旅立ちの年として、今後とも介護福祉士制度を守り、育んできた本会の活動を温かく見守り、ご指導ご支援くださいますようお願い申し上げます。皆様から感謝の気持ちに心から感謝する。ことに、これからも利用者本位の自立支援の立場から、国の進めざるまざまな仕組みが、国民に理解され、定着するよう専門職能団体の責務を果たして

平成11年度事業報告(概要)

平成十一年度事業は、第六回通算総会では、決定された事業を円滑に運営するとともに時宜に合わせた幅広い分野での取り組みを行った。とりわけ、平成十一年度事業の重点課題は日本介護福祉士会の社会法人化に関するものである。課題達成のためには、課題達成のための残された要件は四十七都道府県に支部設置をすること、組織率を五割を超えること、二点であった。平成十一年五月から六月にかけて福島県・熊本県・群馬県が相次いで支部加入したことで第一の要件を満たすことができた。第二の要件である組織率については、全会員の積極的な取り組みにより社団法人日本介護福祉士会が協賛校の新卒生を協会の加盟校の新卒生を始めとして新たな入会

平成12年度事業計画

- 一、介護福祉士の職業倫理並びに専門的知識及び技術の向上に関する事業
二、介護福祉士としての初任者研修整備事業
三、介護福祉士としての心構えと知識・技術を習得させることを目的として実施する
四、介護福祉士教育機関との他関係団体との連携及び協力に関する事業
五、介護福祉士の相互福祉に関する事業
六、その他本会の目的を達成するために必要な事業

福利厚生センターご加入のおすすめ
選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。
24時間、365日。職員と家族の健康を見守っています。
職員が活躍できる環境を整えます。
福利厚生センターの魅力を最大限に活用してください。

第7回関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
~地域でみんなが普通に生きられる、求められる介護とは~
2. 開催日 8月26日(土)
3. 会場 大宮ソニックシティ 小ホール(埼玉県大宮市)
4. 定員 500名
5. 内容
9:00~10:00 受付
10:00~10:30 開会式
10:30~12:15 「これから求められる地域ケア」
~障害者が望む介護とは~
コーディネーター
埼玉県立大学社会福祉学科講師 朝日 雅也氏
報告者
ケアシステムわら細工 糸賀美賀子氏
埼玉県筋ジストロフィー協会 一志 正敏氏
パーソナルアシスタントサービス のっく 出井やよい氏
12:15~13:00 昼食、休憩
13:00~13:30 コーラス
コールファミリー(視覚障害のある方も)
聴覚障害者手話コーラス オーケストラ
13:30~15:30 「介護保険によって現場はどう変わったか」
~期待される介護福祉士とは~
コーディネーター
浦和短期大学福祉教育センター長・教授 黒澤貞夫氏
報告者
1 居宅介護サービス
訪問介護 長野県介護福祉士会
通所介護 新潟県介護福祉士会
痴呆対応型生活介護 埼玉県介護福祉士会
2 施設介護サービス
介護老人福祉施設 埼玉県介護福祉士会
3 居宅介護支援事業 東京都介護福祉士会
※指定発言
神奈川県介護福祉士会...介護老人保健施設
山梨県介護福祉士会...介護療養型医療施設
千葉県介護福祉士会...通所リハビリテーション
茨城県介護福祉士会...訪問介護
栃木県介護福祉士会...訪問介護
群馬県介護福祉士会...医療保険適用療養型病床群
15:30~15:45 閉会式
6. 参加費(昼食代含む)
会員 2500円
学生 1000円
一般 4000円
7. 連絡先
〒336-0007 埼玉県浦和市仲町2-13-8(ほまれ会館内)
埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター内 埼玉県介護福祉士会事務局
TEL 048(822)1193 FAX 048(822)1189

第7回九州・沖縄ブロック研修会開催要綱

- 1. テーマ 「介護保険下における介護福祉士の専門性」
社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題
2. 期日 8月24日(木)~25日(金)
3. 場所 霧島ロイヤルホテル
〒899-4201 鹿児島県始良郡霧島町田口字扇山2703-5
TEL 0995(57)2111 FAX 0995(57)1731
4. 参加人員 500名
5. 内容
第1日目(24日)
12:00~13:00 受付
13:00~13:30 開会式
13:30~15:30 基調講演
「介護保険下における介護福祉士の専門性」
長崎純心大学教授 一番ヶ瀬 康子氏
15:40~17:40 分科会
《社会システム変革の中で果たす介護福祉士の役割と課題を探る》
第1分科会 指定介護施設・指定介護老健施設・療養型医療施設等
第2分科会 指定居宅介護支援事業者等
第3分科会 身体障害者施設・知的障害者施設等
第4分科会 介護保険外施設
18:00~20:00 交流会
第2日目(25日)
9:30~11:30 特別講演
「介護保険制度の現状と今後の課題」
厚生省
11:30~11:50 閉会式
6. 連絡先
日本介護福祉士会鹿児島県支部
〒890-0031 鹿児島県鹿児島市武岡2-23-1 市住1422
TEL/FAX 099(281)6432

各種研修会に参加しましょう

介護支援専門員フォローアップ研修会

- 一、期日 7月8日(土)
二、場所 安田生命アカデミア(3F・C教室)
〒183-0004 東京都府中市日鋼町一四〇
電話〇四二三五二一八三
一 F A X 〇四二一三五
一八三二六
三、参加対象
日本介護福祉士会会員で介護支援専門員(実務研修終了者)資格取得者
四、参加費 三千元(資料代、9日昼食代)
五、定員 八十名(五十名まで宿泊可能。宿泊に關しては先着順)
六、カリキュラム
第1日目(8日)
十五時三十分 受付
十六時 主催者挨拶
十六時十分 研修① 介護保険の概要 おまじごと再確認
十八時 夕食(宿泊希望者のみ) 休憩
十九時三十分 懇談会
第2日目(9日)
九時 研修② 介護保険制度 細部の活用ポイント
・訪問介護の考え方
・給付管理の流れと各種帳票
十三時 研修③ 支援ソフト

介護福祉士リーダー研修会

- 一、目的
・都道府県支部に事例研究のための講師を養成し、本会の認定資格とする。
・社団法人日本介護福祉士養成施設協会との連携、強化を目的とした認定講師派遣を推進する。
二、受講対象者
①現に、介護福祉士養成施設等で教員として勤務している介護福祉士
②実習施設等で、すでに実習指導担当者として学生を指導している介護福祉士
③事例研究を継続して行う意志を有し、指導者としての視点を持つ介護福祉士
④講師養成に認められる介護福祉士
⑤都道府県支部におけるリーダー的存在である介護福祉士
三、受講人数 都道府県支部五名位
四、日程及び開催場所
一、期日 9月23日、24日
二、会場 安田生命アカデミア(東京・府中市)
三、参加対象
現在サービス提供責任者で

- 一、受講対象者
現に介護福祉士養成施設等で教員として勤務している者及び将来その職務に従事予定の者で日本介護福祉士会会員
二、受講人数 百名
三、日程及び開催場所
8月10日、11日 メルパルクT O K Y O (東京・港区)
四、受講人員 百名

サービス提供者研修会

- 一、期日 9月23日、24日
二、会場 安田生命アカデミア(東京・府中市)
三、参加対象
現在サービス提供責任者で
ある者又は将来その職務に従事予定の者で日本介護福祉士会会員
四、受講人員 百名

教員養成研修会

- 一、受講対象者
現に介護福祉士養成施設等で教員として勤務している者及び将来その職務に従事予定の者で日本介護福祉士会会員
二、受講人数 百名
三、日程及び開催場所
8月10日、11日 メルパルクT O K Y O (東京・港区)
四、受講人員 百名

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

日本介護福祉士会 社団法人設立なる

7月7日に登記 職業倫理と資質の向上を

一昨年よりの準備を進めてきた社団法人化が、六月二十六日付で認可され、翌二十七日には厚生省にて社団法人設立許可書交付式が行われた。

交付式には石橋・戸来・大橋副会長も同席し、交付式にあたり炭谷茂・社会・援護局長から田中会長に許可書が手渡された。炭谷局長からは「これを機会にますます介護福祉士の資質の向上のため頑張ってください」との言葉を頂



炭谷茂・社会・援護局長から田中会長に許可書が。

設立記念祝賀会を開催

「社団法人日本介護福祉士会」の設立を記念して、九月一日(金)午後五時より、赤坂プリンスホテル新館二階クリスタルパレスで祝賀会を開催することになり、

田中会長は「これまで以上に職業倫理の向上と資質の向上に努めることも国民の福祉の向上に努めていくことを誓います」と述べた。本会は、平成六年二月十日に介護福祉士の職業理論と専門性の向上等を目的に設立した。その後、全国・ブロック研修会の開催を始め、各支部による研修会、全国一斉介護相談事業、機関誌の発行等、職能団体としての活発な活動ととも

介護保険制度

当面の課題と対応について

七月二十四日の医療保険福祉審議会、老人保険福祉部会・介護給付費部会合同部会で現段階での介護保険制度の実施状況等について発表された。(医療保険福祉審議会、老人保険福祉部会・介護給付費部会合同部会資料より)

- 1 十月からの第一号保険料徴収について
 - (1) 昨年度の「介護保険料の円滑実施のための特別対策」により、六十五歳以上の方の保険料(第一号保険料)については、本年四月から九月までの半年間については徴収せず、その後の一年間(来年九月まで)は本来徴収する額の半額を徴収する取り扱いとなっている。
 - (2) このため、本年十月から保険料の徴収が開始されることとなるが、円滑な徴収が行われるよう、広報手段の活用などにより充分に周知をはかることともに、市町村等が実施する取り組みを支援することが必要。
- 2 要介護認定基準について
 - (1) 要介護認定については、痴呆の方に関し、「コンピュータによる一次判定の結果が軽すぎるのではないか」との指摘あり。
 - (2) 痴呆の方については、介護認定審査会における二次判定の役割が重要。家族の方に日頃の介護の状況を記録してもらうなど、認定調査の際に適切に介護の状態を把握することが必要。
 - (3) 二次判定をより適切に行うための事例集を本年八月を目処に作成し、全国に配布する予定。
 - (4) 現在の基準の基礎と
- 3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の質の向上
 - (1) ケアマネジャーが介護の現場に置いて、十分な検討の下にケアプランの作成を行うなど、期待されている役割を十分に果たせるよう、行政側においても、現任研修の実施などのほか、その活動を支援するための取り組みが必要。
 - (2) 具体的には、市町村等において、介護支援専門員とサービス事業者、行政担当者などの相互交流の場の提供。
 - (3) 事例検討会の開催などによるケアプラン作成技術の向上。
 - (4) 等の取り組みを実施し、国や都道府県がこれらの取り組みを支援することが必要。
- 4 訪問介護の適正化
 - (1) 訪問介護については、身体介護中心型、家事援助中心型及び複合型の三分割があるが、その当否は改めて検討し、以下の指摘がある。
 - (2) 家事援助サービスは、モラルハザード防止の観点から、家族等と同居している
- 5 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化
 - (1) 短期入所サービスが利用しにくいとの指摘について、去る3月に実施した振り替え措置により、相当程度解決しており、引き続き、受領委任方式による
- 6 介護サービスの質の向上
 - (1) 身体拘束廃止へ向けての取り組み
 - ア 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し、実行を促していくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要。
 - イ そのため、国や都道府県における「身体拘束ゼロ作戦推進会議」の設置や「身体拘束ゼロマニュアル」の作成普及などの身体拘束の廃止を実現するための幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめ、関係者の協力の下に推進。
 - ロ 六月九日に、厚生省にて「第一回身体拘束ゼロ作戦推進会議」を開催。
 - ハ 介護サービスの評価に利用者のサービス選択と事業者の自主的なサービスの質の向上に資する観点から、介護サービスの評価を推進していくことが重要。
 - (2) このため、具体的な評価基準や評価の仕組み等を検討するための有識者からなる検討会を近く発足させる予定。

筆記1月28日 実技3月4日 試験日程発表

介護福祉士

(財)社会福祉振興・試験センターは、第十三回介護福祉士国家試験の日程などを発表した。筆記試験は

- 来年一月二十八日、実技試験は三月四日に実施する。
- 試験地は北海道、青森、宮城、東京、石川、愛知、大阪、広島、香川、福岡、鹿児島、沖縄
- 受験資格は▽三年以上介護などの業務に従事した者(見込みを含む)▽高校などで所定の教科目・単位を修めて卒業した者(同)
- 受付期間は八月十五日～九月十四日(当日消印有効)
- 受験票の交付は▽筆記試験受験票の交付は十二月十五日▽筆記試験合格通知及び実技試験受験票の交付は十二月十六日
- 合格者の発表は十三年三月三十日(厚生省・同センター)、四月二日(官報)
- 受験手数料は二万三千三百円
- 申し込みは「受験の手引き・受験申し込み書」(八百円、送料含む)の請求は郵便はがきの裏面に①郵便番号②住所③氏名④電話番号⑤必要部数を明記し、同センター(二一五〇〇〇〇二 渋谷区渋谷一五五六 S.M.P.O.S.ビル四階)宛に。
- 問い合わせは試験案内専用電話(音声案内・ファックス) 電話〇三三四八六七五五九

現物給付化を推進している。(2) 今後、利用者の利便性や選択を尊重するという観点から、両サービスの支給限度額を一本化して、同じ支給限度額の中で両サービスのいずれでも利用できるようにすることが検討課題(平成十二年三月十六日医療保険福祉審議会答申)。一本化するためには、市町村や国保連合会のシステム変更には相当の時間とコストがかかることから、基本方針については、今回御了解いただければ、早期に必要な準備検討に着手。

介護保険の実施状況について

介護保険の施行状況に関する調査結果の概要

厚生省老人保健福祉局
第28回医療保険福祉審議会合同部会資料

利用者に対する「介護保険の施行状況に関する調査」について、平成12年7月7日までに回答のあったもの下記のとおり概要としてまとめた。

実施方法=財団法人全国老人クラブ連合会の協力を得て、全国に網羅する老人クラブの組織を活用して実施。

調査対象=老人クラブの会員及び老人クラブが行っている友愛活動の対象者のうち、介護保険の利用者で在宅で生活している高齢者。

○回答状況

平成12年7月7日までの回答件数は821件で回収率は69.6%であった。

第1回調査件数	1,180件	各都道府県と指定都市で20ケース
回答件数	821件	回収率69.6%
うち、無効	16件	
有効回答	805件	

○回答者の状況

(性別)

回答者の性別は、女性が490件(60.9%)で、男性が295件(36.6%)となっている。

(年齢)

年齢別では、殆どが65歳以上の第1号被保険者であるが、そのうち75歳以上の後期高齢者は553件と7割近くを占めている。

なお、第2号被保険者である65歳未満が19件あった。

年齢区分	回答件数	備考
65歳未満	19件(2.4%)	70歳以上75歳未満 129件
65歳以上70歳未満	60件(7.5%)	65歳以上 19件(2.4%)
70歳以上80歳未満	280件(34.8%)	75歳未満 189件(23.5%)
80歳以上90歳未満	300件(37.3%)	75歳以上 553件(68.7%)
90歳以上	102件(12.7%)	
無回答	44件(5.5%)	

(世帯構成)

世帯の構成は、「子ども等との同居世帯」が433件で半数以上を占めており、続いて「夫婦のみの世帯」が211件、「一人暮らし」が147件という状況である。「子ども等との同居世帯」と「夫婦のみの世帯」で、8割を占めている。

(家族介護者の有無)

家族介護者の有無については、「いる」が607件と多数を占めており、「いない」が171件で2割強あった。

世帯構成	件数	割合	家族介護者の有無	件数	割合
子ども等との同居世帯	433件	53.8%	いる	607件	75.4%
夫婦のみの世帯	211件	26.2%	いない	171件	21.2%
一人暮らし	147件	18.3%	無回答	27件	3.4%
無回答	14件	1.7%			

○サービスの利用状況

(サービスの利用時期)

「介護保険によるサービスを利用する以前からサービスを受けているケース」が612件と多数を占めており、「介護保険により初めてサービスを受けたケース」が179件と2割強となっている。

(従前のサービスとの比較)

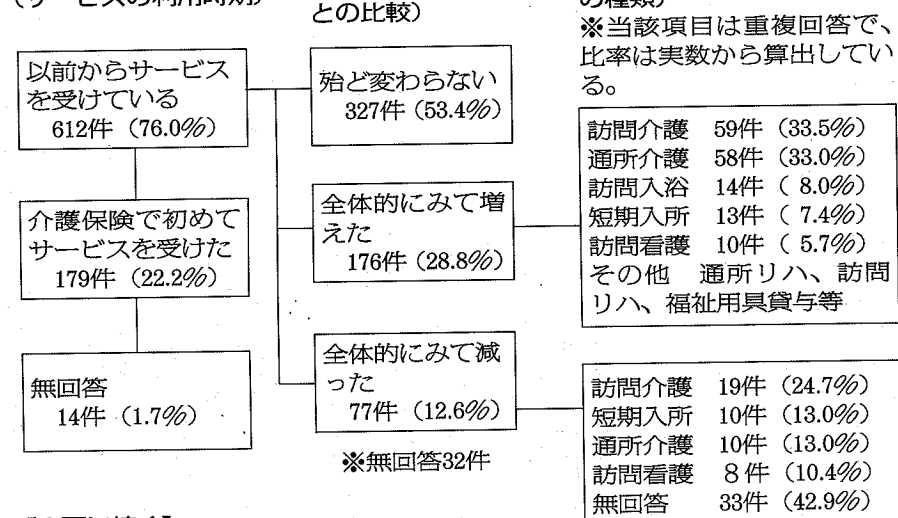
以前からサービスを受けている612件を、介護保険制度によるサービスを以前から受けていたサービスと比較した場合、「殆ど変わらない」が327件と最も多く、続いて「全体的にみて増えた」が176件、「全体的にみて減った」が77件となっている。

(増えた、減ったサービスの種類)

なお、増えた主なサービスでは、「訪問介護」が59件、「通所介護」が58件と他のサービスに比べて多く、続いて、「訪問入浴介護」「短期入所」「訪問看護」の順となっているが、いずれも10数件であった。

また、減った主なサービスでは、「訪問介護」が19件、「短期入所」「通所介護」がそれぞれ10件と続いている。

(サービスの利用時期)



【3面に続く】

1. サービス利用の状況

(1) 要介護認定の状況

ア 本年6月現在の状況は、以下のとおりとなっている。また、要介護度の分布や二次判定における変更率については、3月末の調査とほとんど変化はない。

3月末までの申請件数	2,480,147件
4月以降の新規申請件数	315,605件
合計	2,795,752件
4月以降の更新申請件数	341,431件

※なお、新規申請件数の中には、要介護認定を受けている者が要支援となった場合、要支援認定を受けている者が要介護1~5になった場合も含まれる。

イ また、本年3月末現在のデータ(全国で約250万人の方が要介護認定申請(数%が非該当の見込み))から、サービスの利用の状況を粗く推計すると、以下のとおりとなっている。

- ・在宅サービス利用者 約150万人
- ・施設サービス利用者 約60万人

※残りの約20数万人については、病院に入院したり、認定は受けたが当面サービスの利用を希望しない者。

(2) サービスの利用状況

ア サービス利用量の増加

介護保険の導入によりサービスが利用しやすくなり、導入した4月段階において、サービスの利用者が20%以上増加。また、サービスの利用量全体も相当程度増加。

※厚生省が実施した96市町村の調査(本年4月時点)では、サービス利用者が23%増加。また、従来からのサービス利用者の63%がサービス量が増加したと回答。

※全国老人クラブ連合会の調査(本年7月時点)では、サービス利用者が29%増加。また、従来からのサービス利用者の29%がサービス量が増加と回答。

イ 利用者の満足度及びサービスの質についての評価

利用者の介護保険のサービスに対する満足度は、各種調査でもかなり高くなっている。

また、サービスの質が全般的に良くなったとする意見や、サービスに対する苦情が言やすくなったとする意見は多い。

※全国老人クラブ連合会の調査によると、

- ・サービス内容に概ね満足とする意見が84%、不満があるとする意見が9%。
- ・サービスの質が良くなったとする意見は28%、悪くなったとする意見は3%。
- ・苦情を言やすくなったとする意見は30%

そのほか、介護保険の利用に伴う家族関係の変化について、「毎日の生活に張りが出てきた」、「在宅生活に意欲的になった」、「家庭内の雰囲気明るくなった」、「引き続き在宅生活を送れる」等の肯定的な回答が多かった。

※神戸市の調査(5月実施)では、91%の人が現在受けているサービスに「満足」又は「ほぼ満足」と回答。

2. 事業者のサービス提供状況

(1) サービス利用量の増加を背景に、事業者の活動は全般として活発。特に、従来から地域に密着した活動を展開し、利用者との信頼関係が築けた事業者が、概ね良好な成績。また、NPOなどのサービス実績も増加。

※指定事業所の指定件数の状況(在宅サービス)

総数	54,826件(4月) → 58,404件(7月: +3,578件)
営利法人	13,450件(4月) → 15,541件(7月: +2,091件)
NPO	539件(4月) → 672件(7月: +133件)

(2) 営利法人についても、4月以降も引き続き参入は進んでおり、4月から7月までの3カ月間で、総数で、2,091件、訪問介護で688件、居宅介護支援事業で400件、福祉用具で686件、指定件数が増加している。

一部、新規参入の民間企業が苦戦しているとされているが、これは、

- ・新規に参入して、地域に十分に浸透できていない、
- ・訪問介護とケアプラン作成のみのサービス提供に止まっており、サービスのメニューが少ない、

といった状況で、利用者を獲得できていないことによるものと見込まれる。

※利用可能な事業所数でみた場合、訪問介護(ホームヘルプサービス)で2.3倍、訪問看護で1.6倍(86市町村の集計結果。1年前との比較)に拡大。(厚生省調査(4月))

(3) 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、施行当初において、業務に十分に慣れていなかったり、新規ケースが集中した結果、支給限度額の範囲内にサービス量が収まっているかの確認で業務が手一杯の状況であった。

ただ、利用者の抱えている課題の分析やサービス事業者との連絡調整まで十分に手が回っていない状況にある。

(4) 訪問介護については、身体介護中心型、家事援助中心型及び両者の複合型の3区分があるが、この当てはめが不適切になっている場合がある。

3. 介護報酬の請求の状況

(1) 介護報酬の請求については、フロッピーディスクなどの磁気媒体や電話回線を用いた伝送方式により行うことが原則である。

5月請求分(4月サービス分)では紙による請求が多かった(約7割の事業所)が、6月請求分(5月サービス分)では、改善傾向が見られた。

※請求状況(事業所数:全国集計値)

5月審査分	紙: 70.6%、磁気媒体: 23.9%、伝送: 5.5%
6月審査分	紙: 58.0%、磁気媒体: 27.8%、伝送: 14.2%

(注) 5月分は都道府県からの報告をもとにまとめたもの。6月分は国保中央会が集計した速報値。

(2) 5月請求分については、請求書の記載漏れや受給者台帳、事業者台帳との不具合など、適正な請求であることが確認できないことにより、通常の支払いが受けられないケースがあった。

こうした事例の多い都道府県を中心に、事業者が資金繰りに困ることのないよう、都道府県、国保連に対し、保険者と十分に連携を取った上で、概算払いなどの措置を実地していただくよう依頼した。

○サービスに関する状況等

(受けているサービスの種類—複数回答)

サービスの利用状況は、「訪問介護」が360件で一番高く、続いて「通所介護」が272件となっており、これらは他のサービスに比べ高い。次に「訪問入浴介護」「福祉用具貸与」「通所リハ」「訪問看護」「短期入所」と続いているが、それらの利用回数に大きな差はない。

Table with 3 columns: サービス区分, 回答件数, 備考. Lists services like 訪問介護, 通所介護, etc.

(サービス内容の評価)

受けているサービスに対する評価は、「概ね満足している」が677件と8割強を占めており、「不満がある」が69件で1割弱であった。

(サービスの選択)

サービスを受けるに当たって、その選択の幅はこれまでと比較して、「特に変わらない」が449件と最も多く、続いて「広がった」が216件、「狭くなった」が53件という状況である。

(サービスの質)

受けているサービスの質はこれまでと比較して、「どちらともいえない」が464件と6割強を占め最も多く、続いて「良くなった」が220件、「悪くなった」が27件と続いている。

(サービスに対する苦情)

サービスに対する苦情については、これまでと比較して「どちらともいえない」が433件と5割強を占め最も多く、「言いやすくなった」が244件、「言いにくくなった」が26件と続いている。

Table with 4 columns: サービス内容の評価, サービスの選択, サービスの質, サービスに対する苦情. Shows percentages for various categories.

○利用料

受けているサービスの量や内容等サービス全体から見て、その利用料については「概ね妥当な額だと思う」が367件と最も多く、「分からない」が168件で約2割あった。また、「高い方だと思う」が110件、「安い方だと思う」が105件と続いている。

Table with 2 columns: 回答内容, 回答件数. Lists responses like 概ね妥当な額だと思う, etc.

介護支援専門員に対する支援体制の整備 厚生省・介護支援専門員 支援会議を開催 趣旨 ○今後、介護保険制度が真に定着していくためには、介護現場において、介護支援専門員がサービスの要として期待される役割を十分に果たすことが不可欠である。しかし、介護支援専門員は、新たな制度として今回初めて導入されたものであり、しかも介護保険制度導入時における事務対応に追われていたため、現状では必ずしも期待されている役割を十分に果たせていない状況が見られる。 ○こうした状況を踏まえ、介護支援専門員の健全な育成を図り、その活動を支援するために、厚生省に「介護支援専門員支援会議」を組織するとともに、地方自治体における支援体制の整備...

(介護保険の利用に伴う家族関係等の変化)

介護保険でサービスを受けることによって家族の生活意識や家族関係の変化については、あまり差はないものの「毎日の生活に張りが出てきた」が104件と最も多く、「在宅生活を送ることに意欲的になった」が88件、「家庭内の雰囲気明るくなった」が81件と続いており、精神的な負担軽減につながるような変化が伺える。

また、少数ではあるが、具体的な変化として、「引き続き在宅で生活を送ることになった」が22件、「家族と同居することになった」が5件あった。

なお、「特に変化はなかった」が72件で全体の約2割あった。

Table with 3 columns: 家族関係等の変化, 回答件数, 備考. Lists changes like 毎日の生活に張りが出てきた, etc.

※選択肢の原文

- A 通所サービスなどの利用により、本人が外出する機会が増え、毎日の生活に張りが出てきた
B 日常生活が楽になり、継続して在宅生活を送ることに意欲的になった
C 家族の介護負担が軽くなり、家族間の会話が多くなるなど、家庭内の雰囲気が明るくなった
E 施設への入所を希望していたが、在宅の介護サービスが増えたので、引き続き在宅で生活を送ることとした
G 従来は施設に入所するなど家族と別居していたが、在宅サービスが増えたので家族と同居することとなった

○要介護認定の状況

(要介護認定結果)

認定結果は、「要介護1」が172件と最も多く、以下「要介護5」が124件と続いているが、「要介護2」から「要介護5」までは、ほとんど差はない。

なお、無回答も75件と1割近くあった。

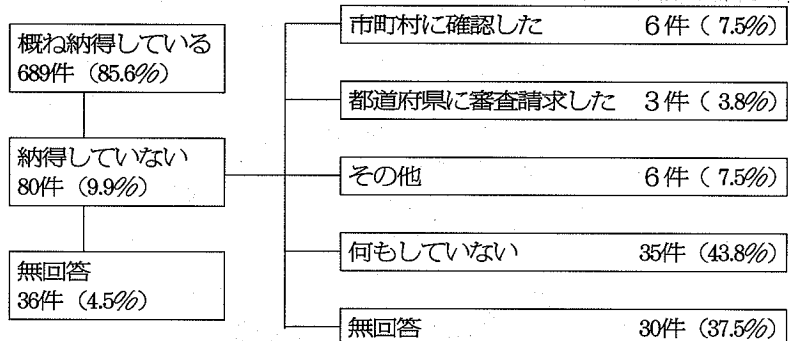
Table with 3 columns: 要介護度区分, 件数(占有率), 全国の状況(平成12年3月末時点). Shows data for 要支援, 要介護1-5, etc.

(認定結果の評価)

認定結果については、「概ね納得している」が689件と多数を占めているが、「納得していない」も80件と約1割あった。

「納得していない」という80件のうち、とった対応としては、「市町村に確認した」が6件でとった行動の内では最も多く、次いで「都道府県に審査請求した」が3件となっている。

なお、80件のうち、「何もしていない」が35件、「無回答」が30件とそれぞれ4割前後あった。



○ケアプランの作成等

(サービスの選択)

ケアプランを作成するにあたり、希望するサービスを選べるのができたかについては、「選ぶことができた」が675件で8割強と多数を占めており、「選べなかった」が56件で1割弱という状況である。

なお、無回答も74件と1割近くあった。

(ケアプランに対する評価)

作成されたケアプランに対する評価は、「概ね満足している」が600件と最も多く、続いて「どちらともいえない」が110件、「満足していない」が53件となっている。

Table with 2 columns: サービスの選択, ケアプランに対する評価. Shows percentages for 選ぶことができた, etc.

福利厚生センターご加入のおすすめ

- 選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。
◆厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター 他
■24時間、365日。職員と家族の健康を見守っています。
◆電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成 他
■ガンバツてくれる職員の「万が一」に何がしてあげられますか?
◆甲斐金、見舞金
■ソウエルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を新たに用意しました。
◆自動車保険、団体死亡保険
■職員の豊かな暮らしをバックアップします。
◆住宅ローン、特別資金ローン

- 持って便利、使ってお得なカードです。
◆クレジットカードサービス
■全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を自分の目で見、肌で感じてきませんか。
◆海外研修
■職員の「学びたい」気持ちを応援しませんか。
◆広報・レクリエーター講習会、生涯生活設計セミナー
■ガンバツてくれる職員に、思いきりリフレッシュさせてみませんか。
◆クラブサークル活動助成、テーマパーク 他
■「おめでとう」と「ありがとう」の気持ちを、職員と一緒に分かち合いませんか。
◆永年勤続者・資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員その他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人あたり毎年度1万円。
■掛金は各法人の口座から自動引き落としになります。
■掛金は全額が事業費に充てられます。(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウエルクラブにお任せください。

Sowel CLUB logo and contact information: 加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル TEL 0120-292-711 FAX 0120-292-722

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください。

第7回全国研究大会開催要綱

1. 期 日 11月17日(金)～18日(土)
2. 受講対象者
 - ・日本介護福祉士会会員
 - ・社会福祉業務従事者・社会福祉協議会・行政機関等の職員
 - ・介護福祉士養成校学生・福祉関係学生
 - ・福祉・保健・医療関係者・その他一般
3. 会 場
 - ホテル新潟(17日)
 - 〒950-0088 新潟市万代5-11-20 電話 025-245-3331
 - 新潟ユニゾンプラザ(18日)
 - 〒950-0994 新潟市上所2-2-2 電話 025-281-5511
4. 日 程(予定)
 - 11月17日(金) 第1日目
 - 13:00～13:30 開会式典 主催者挨拶・来賓挨拶
 - 13:40～15:10 基調講演 厚生省(予定)
 - 15:30～17:00 記念講演 衆議院議員 田中眞紀子氏(予定)
 - 「21世紀の介護とは」(仮題)
 - 18:00～20:00 懇親会
 - 11月18日(土) 第2日目
 - 9:00～11:30 分科会
 - 第1分科会 介護保険(現状報告)
 - 第2分科会 介護実践研究(事例発表)
 - 第3分科会 権利擁護(学びの場・事例発表)
 - 第4分科会 人材育成(支部活動報告)
 - 12:20～14:50 分科会
 - 第1分科会 介護保険(シンポジウム)
 - 第2分科会 介護実践研究(事例発表)
 - 第3分科会 権利擁護(シンポジウム)
 - 第4分科会 人材育成(事例発表)
 - 15:50～16:00 閉会式典 研修委員長挨拶・次期開催支部より挨拶

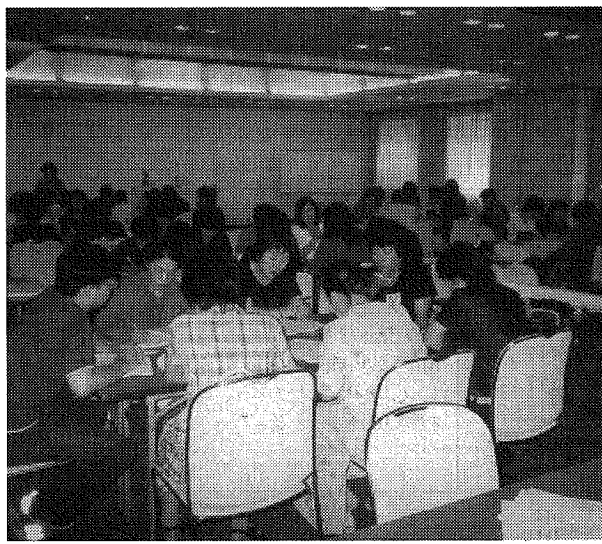
全国一斉介護相談実施要綱

1. 期 間 9月15日(金)～21日(木)(期間は前後でも可)
2. 場 所 (社)日本介護福祉士会 都道府県支部
3. 内 容
 - ①各支部による会場での介護相談
 - ②フリーダイヤルによる介護相談等(電話 0120-008-294)
 - ③各支部による介護講習・実技指導等
 - ④その他、各支部の企画によるもの(期間内に行うものであり、広く地域住民への普及啓発活動につながるもの介護福祉士の社会的貢献とPR効果が期待できるもの)
4. 標 語 「みんなで支える 明るく豊かな長寿社会」
一敬老の日・老人保健福祉週間 提唱50周年一
5. 主 催 日本介護福祉士会・都道府県介護福祉士会

サービス提供責任者研修会

1. 期 日 9月23日(土)～24日(日)
2. 場 所 安田生命アカデミア
〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-40 電話 042-351-8311
3. 受講対象・受講人数
 - ・現にサービス提供責任者である者又は将来その職務に従事予定の者で本会会員
 - ・100名
4. 趣 旨 介護保険制度施行後、半年が経過、現場では訪問介護等に関する解決すべき重要な問題が山積している。この現状を踏まえ、自立支援の立場から、安全でよりよいサービス提供の責を負う者に対し、適切な介護計画の立て方等、課題解決に必要な講義を実施する。
5. 問い合わせ 日本介護福祉士会事務局 電話 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

東京と大阪でリーダー研修会を開催



介護福祉士の資格の向上並びにリーダー的立場に立つものを育成するために、各支部ですでにリーダー的立場の者や講師となつてい

支部の事例研究のための講師養成を行うものとして、各支部ですでにリーダー的立場の者や講師となつてい

東京は七月二十八日(三十日(四十五名の参加)、大阪は八月四日～六日迄(八十五名の参加)、三日間の研修であった。

内容は両会場とも同じで、行政説明(東京は厚生省社会援護局施設人材課長・森山幹夫氏、大阪は厚生省施設人材課マンパワー企画係長・中村修司氏)、身体拘束の廃止に向けて(日本介護福祉士会会長・田中眞紀子氏)、事例研究の意義と実践事例展開方法

中国・四国ブロック研修会に350名参加

「改革の時代の中で」をテーマに六月二十四日(土)、愛媛県の「愛媛県民文化会館」で第六回中国・四国ブロック研修会が開催された。

午前中は、行政説明として厚生省社会・援護局施設人材課福祉人材課保対策室、マンパワー企画係、資格・試験係長・中村修司氏を講師に迎え、基礎構造改革の内容など最新の厚生行政についての説明等があった。

次に「新時代に求められる介護福祉士であるために」と題して浦和短期大学福祉教育センター長・黒澤貞夫氏による基調講演があり、「日々の経験を吟味して、それを普遍的な介護理論として構築することなどが介護福祉士の資質の向上につながる」などの話があった。

また、午後は「公正なケアプラン作りを目指して

論・事例研究の進め方、(大原医療福祉専門学校介護福祉科学科長・平祥子氏)、医療・保健職とのネットワーク形成及び基本的医学知識(浦和短期大学助教授・矢野和彦氏)、福祉専門教育のあり方(静岡県

立大学短期大学部社会福祉学科教授・岩橋成子氏)の講義がそれぞれ行われた。

立、お互いに介護保険施行後の現状についての悩みなどの意見交換を活発に行った。

最後に「顧客を満足させるために」と題して愛媛県ピンク新聞社編集長・小原明美氏が特別講演を行い、一般市民の目から福祉への期待やプロの自覚についてなどを話された。

来年の中国・四国ブロック研修会は、鳥取県で開催する予定。

「教員養成研修」介護及び教育に関する講座を開設

現在、介護福祉士養成施設において介護福祉士が教員養成研修を受ける機会が多くなつてきたことを受け、本年度が初めて「教員養成」一介

今後、介護福祉士が養成施設等で更に活動する機会が多くなることから、受講生は各講義へ熱心に耳を傾けていた。

TOKYOで六十八名の受講生を集めて開催された。

内容は、上智大学文学部助教授・橋本二三郎氏による「教授法」、静岡県立大学短期大学部助教授・石野育子氏による「介護課程(展開と評価)」、愛知教育大学非常勤講師・高岡睦美氏による「教育方法と教育評価」、静岡県立吉田高等学校教頭・遠藤孝子氏による「討議法」、聖徳大学短期大学部・福田幸夫氏による「教育原理」の講義があり、教育に関する基本的な知識・技術・倫理を学習することができた。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

社団法人設立記念祝賀会に700人参加

利用者本位の介護を誓う

九月一日(金)午後五時より、(社)日本介護福祉士会の社団法人設立記念祝賀会が東京・赤坂プリンスホテルで開催された。職能団体として日本介護福祉士会が設立されて六年目の今年、六月二十六日に社団法人としての設立認可を受け、その後、法人手続きを終えて名実ともに法人格を備えた団体となった。祝賀会の席上、田中雅子会長は「全国二十万人の介護福祉士の仲間とともに、時代の要請に応え、利用者本位の質の高い介護サービスを実践していく」と決意を表明した。



朗参議院議長(元厚相)。「皆様方のご努力によってこの日を迎えられることに敬意を表したい。介護福祉士の資格が法律で決まってきた経緯が、当時の厚生大臣だったことで招かれ、感銘している。



ライトフルとグリーン
の明るい照明の上にくっきりと浮かび出した「社団法人 日本介護福祉士会法人設立記念祝賀会」の文字。会場には、来賓の方々や、全国の介護福祉士と関係者、約七百人が参集した。

冒頭、石橋真二副会長が「全国各地からの参集ありがとうございます。社団法人化も皆様方の支援、ご協力のおかげ」と開会の辞を述べた。続いて、田中会長が挨拶を行った。【別掲】
祝辞のトップは、斎藤十

20万人の仲間とともに資質の向上を



本日の祝賀会を迎えられたのは、会員の地道な活動によるものであり、また、厚生省を始めとする皆さまの支援と指導によるもの

の感謝しております。新しい福祉の時代の始まりとなるミレニアム2000年に、社団法人となることができましたのは感慨深いものがあります。平成六年二月に五百名余の会員によって発足し、職業倫理の確立と社会福祉の貢献に邁進してきました。

昭和六十二年に国家資格として介護福祉士制度が創

設され、すでに十三年が経過し、現在では、二十万人の介護福祉士の仲間が誕生しています。介護保険制度でもサービスの中心となる訪問・通所介護および施設介護サービスにおいて、介護福祉士は介護従事者の中核的役割を果たしており、国民の期待も大きく、社会的責務を痛感しております。

田中雅子会長の挨拶

これまで以上に資質の向上を進めていかなければなりません。そのためにも社団法人化は、社会の貢献できるための礎を築いたものと確信しております。

私たちはこれからもより一層、利用者本位の自立支援の立場から時代の要請に応え、質の高い介護サービスの実践に努めていくことを誓います。

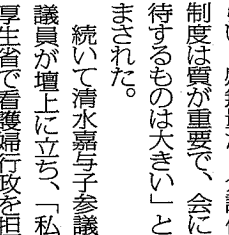
介護福祉士も本年は二十万人を超えた。平成六年に発足した介護福祉士会も今年、法人認可となり、十三年間で成人式を迎えた。一人前として歩いていくこととなり、介護保険制度の発足とともに大きな期待をもたれ、貢献していく節目の年である。これを契機に、



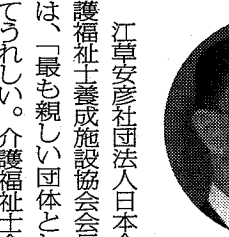
の高い福祉サービスが求められる時代となった。介護福祉士会が法人化したことと音頭をとった。



来賓として、丹羽雄哉前厚生大臣・衆議院議員は、「私の在職中に社会福祉事業法が改正され、利用者本意の社会福祉事業を実施していく中で社団法人化されたことは時を得たものだ。この設立認可は私が厚



生大臣として関わらせてもらい、感無量だ。介護保険制度は質が重要で、会に期待するものは大きい」と励まされた。



続いて清水嘉与子参議院議員が壇上に立ち、「私が厚生省で看護婦行政を担当していたとき、日本は患者を病院に入れて看ることが定着しており、地域での看護ケアが少ないと感じていた。これからは地域での介護が大事で、皆さんと協力して相乗効果を出していきたい。女性の多い団体なので、その点でも力を合わせていきたい」と述べた。



社団法人全国老人保健施設協会会長の山口昇氏の代読を平山登志夫副会長が行い、「介護保険制度の大部分は介護サービスである。利用者ニーズを把握し、専門知識を持つた介護福祉士の活躍は必

要不可欠だ。今後、資質の向上を目指し、研修に励み、発展していただきたい」と語った。

山崎摩耶社団法人日本看護協会常任理事からは、「高齢者のケアの仕組みが二十世紀中に着手できた。二十一世紀は心のケアが求められている。強力な執行部が会員を引っ張っていくことを期待する」と励まされ、会場ではあちこちに歓談の輪ができていた。

終わりに、社団法人日本介護福祉士の理事・監事が登壇し、戸来睦雄副会長から紹介され、大橋佳子副会長が閉会の謝辞を述べて祝賀会は終了した。



7回目の全国一斉介護相談

介護福祉士の専門的知識・技術を提供し、その普及を図るとともに、地域福祉に貢献することを目的として、今年で七回目、社団法人化後、初めてとなる全国一斉介護相談が以下のように全国各地で実施された。

今年は一斉介護相談が開始され、要介護認定に関することや保険料、サービスの利用方法などを中心に介護保険制度に関する相談が多かった。

●香川県介護福祉士会

九月九日(土)に、高松市内の大型スーパー「ゆめタウン高松」にて介護相談を行った。当日は会員三十名の協力を得て、介護相談コーナー、住宅改修相談コーナー、介護機器展示コーナー、介護実技コーナーを設けて介護相談を実施した。

当日の相談件数は十四件あり、介護機器の選定方法、高齢社会の到来にもなつて、介護に関する関心が高まりつつあることや、介護福祉士の知名度も高まりつつあることも、社会的な関心と役割が強くなっていることを感じることができた。



当日の相談件数は十四件あり、介護機器の選定方法、高齢社会の到来にもなつて、介護に関する関心が高まりつつあることや、介護福祉士の知名度も高まりつつあることも、社会的な関心と役割が強くなっていることを感じることができた。

●京都府介護福祉士会

九月十二日(日)、京都生協で介護相談を行った。相談内容については、将来の介護に関する不安、介護件があった。

●群馬県介護福祉士会

群馬県介護福祉士会では九月十五日(金)の敬老の日、前橋市にある群馬県社会福祉総合センターにて介護相談とミニ介護教室を行った。

介護相談は六件あり、介護保険制度、福祉用具に関する相談が多かった。



介護相談は六件あり、介護保険制度、福祉用具に関する相談が多かった。

●愛知県介護福祉士会

九月三日(日)、豊田市のデパートで、会員スタッフ等が介護相談を行い、介護機器購入や介護実技指導について等の相談を受けた。

また、今年九月二十三日(土)にも西加茂郡三好町の健康フェスティバルで介護相談を行った。相談内容は、介護保険制度についてや介護の方法などが多かった。

●長野県介護福祉士会

九月十五日(金)に長野県社会福祉総合センターにて、面接相談、電話相談と介護技術の指導を行った。また、この日の活動は地元新聞に掲載され、介護福祉士会活動のアピールなどについて、また、介護技術指導では衣類の更衣、洗髪など日常生活の介護の方法などについて指導を行った。なほ、この日の活動は地元新聞に掲載され、介護福祉士会活動のアピールなどについて、また、介護技術指導では衣類の更衣、洗髪など日常生活の介護の方法などについて指導を行った。

●兵庫県介護福祉士会

八月五日(土)、九月六日(土)の両日、兵庫県福祉センターで電話相談を行った。また九月二日(土)には神戸ハーバーランドにて、福祉人材センター主催の「福祉の仕事休日相談会」に協力し、基本介護教室、介護の悩み相談コーナーを設けて実施した。

●千葉県介護福祉士会

九月十七日(日)、JR千葉駅東口広場において、介護相談、駅にルートを設定し、車椅子での視野の違うアンケート調査も行った。

スタッフには介護福祉士とともに社会福祉士会の皆さんの協力もあり、参加者には手作りの箸置きや風船などを配布し、会場を盛り上げた。

●山梨県介護福祉士会

山梨県介護福祉士会では九月九日(土)、今年度の活動の一環として「いきい」エア事業内にて介護相談、パネル展示を行った。

今回は介護保険制度についての相談がほとんどであったが、介護福祉士や介護支援専門員の資格取得についての相談も多かった。

●福岡県介護福祉士会

九月十日(日)に、博多駅でチラシ配りを行い、十社社会事業部にて電話相談を行った。

多くの会員の協力を得て、チラシは三千枚配布し、街頭相談は四十件あった。電話相談は二十一件あり、テレビ局四局の取材があった。

●石川県介護福祉士会

九月十六日(土)、石川県社会福祉会館で電話相談を実施した。

相談件数は十一件あり、介護保険料の額や要介護認定の方法、サービス利用方法など、介護保険制度に関する相談がほとんどであった。

祝賀会スナップ



(社) 日本介護福祉士会専用福利厚生制度

「安心三重奏」現在募集中!

- 介護現場における事故は高齢者等が相手となるため、回復が遅く賠償額が高額になるおそれがあります。
 - ・骨折等の事故でも後遺障害が残り、すぐに百万円を超える賠償事故となります。
- 既に医療の世界では、病院賠償保険(施設補償)と勤務医賠償保険(個人補償)が制度上整備されています。賠償事故に対する責任割合は、過去の判例統計によれば、おおむね施設:個人=8:2という状況になっています。
 - ・個人の責任は問われないというのは昔の話。内容によっては、施設と併せて個人が訴えられるケースも想定されます。自分の身は自分で守る時代に!
- 措置から契約に移行し、サービス利用者の権利意識が高まるにつれて賠償事故件数も増加しています。

☆どのような職場にいてもポータブルな補償が受けられる介護福祉士個人に対する保障が求められています。(※介護先進国の欧米ではもはや常識)

☆介護福祉士会の会員でなければ得られない補償内容です。(市販されていません)

積極的にご加入ください!!
加入促進月間を12月までとしました。

九月十五日(金)、新潟県市万代シティ広場において、電話相談(フリーダイヤル)、車椅子体験、視覚障害者体験、ベッドの介助体験などを実施した。

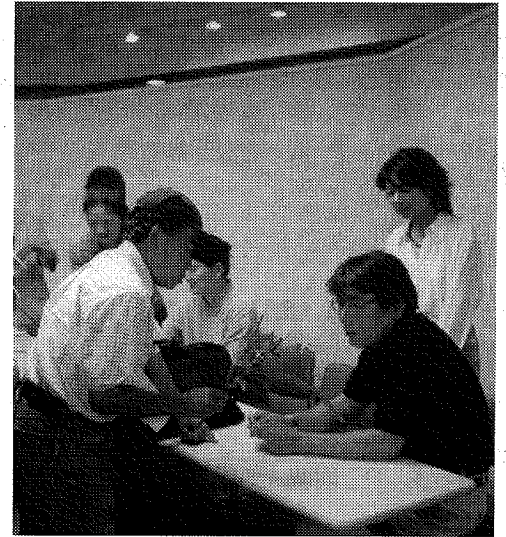
今回は、待っている相談から町に出て、多くの人が特に若い人の介護に関心をもち、機会をもちたいと

●新潟県介護福祉士会

九月三日(日)、岐阜市内の「マササ21」センターで、介護相談、介護用品展示、コピーサービス

●岐阜県介護福祉士会

スなどを行った。相談件数は十一件あり、介護保険制度や福祉機器の使用方法などがほとんどであった。



●大阪府介護福祉士会

九月十五日(金)に大阪府南港ATCエイシレスセンターで、「心の時代―園芸療法」と題して、適寿リハビリテーション病院理事長・公文康氏を講師に迎えて講習会を開催した。

医師であり、園芸療法研究者である公文康氏から、「心のケアとして園芸療法を取り入れ、生きる価値を万分の一でも日々甘受するための援助を目指す」などの理念についての話があった。

第5回東海・北陸ブロック研修会実施要綱

1. テーマ 「利用者本位の介護サービス―利用者満足の見点とは―」
2. 期日 平成13年2月3日(土)～4日(日)
3. 参加定員 230名
4. 会場 「瑠璃光」
石川県加賀市山代温泉19-58-1
TEL (0761) 77-2323
5. 日程
 - 第1日目 2月3日(土)
 - 12:00～13:00 受付
 - 13:00～13:20 開会式
 - 13:20～14:20 行政説明 厚生省(予定)
 - 14:20～14:30 休憩
 - 14:30～17:00 記念講演「利用者満足と介護福祉士の専門性」
講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏
 - 17:00～18:00 休憩・チェックイン
 - 18:00～20:00 懇親会
 - 第2日目 2月4日(日)
 - 9:00～12:00 実践事例研究会
日本医科大学教授 竹内孝仁氏
テーマ「嚥下障害、口腔ケア」
「人間性の回復とリハビリテーション」
「利用者のQOLを高める福祉用具」
「介護現場における人権擁護」
 - 12:00 散会
6. 参加・宿泊費
 - (1) 参加費 ①会員・学生1,000円 ②会員外7,000円
 - (2) 宿泊費・懇親会費 14,000円
 - (3) 懇親会(宿泊なし) 7,000円
7. 申し込み・問い合わせ先
社会福祉法人石川県社会福祉協議会
石川県福祉人材センター
〒920-0964金沢市本多町3丁目1番10号
TEL (076) 234-1151 FAX (076) 234-1153

近畿ブロック研修会実施要綱

1. テーマ 「介護保険がはじまって1年～介護福祉士への評価と課題」
2. 期日 平成13年2月25日(日)～2月26日(月)
3. 参加定員 150名
4. 会場 三井ガーデンホテル奈良
奈良市三条本町8番1号(JR奈良駅すぐ)
5. 日程
 - 第1日目 2月25日(日)
 - 12:00～13:00 受付
 - 13:00～13:30 開会式
 - 13:30～14:40 行政説明 厚生省(予定)
 - 14:40～14:50 休憩
 - 14:50～16:20 特別講演「古都奈良と福祉事業」(仮題)
講師 奈良県老人福祉施設協議会会長 辻村泰範氏
 - 18:00～20:30 交流会
 - 第2日目 2月26日(月)
 - 9:00～12:00 シンポジウム
(シンポジスト)
国見苑苑長 南 徳子氏
(株)まごころ福祉社長 勝田芳枝氏
奈良県看護協会 中村麻美氏
奈良県社会福祉士会 東 祐子氏
奈良県介護福祉士会 喜多久美子
 - 12:00～13:00 昼食休憩
 - 13:00～14:30 基調講演
講師 立正大学社会福祉学部教授 小笠原祐次氏
 - 14:30～15:00 閉会式
6. 研修会及び交流会参加に必要な費用について
 - (1) 参加費 ①会員3,000円 ②会員外8,000円 ③学生3,000円
 - (2) 宿泊費(※希望者のみ必要)
トリプル7,000円 ツイン8,500円 シングル10,000円
 - (3) 交流会費(※希望者のみ必要) 8,000円(税込、飲み物代を含む)
7. 申し込み・問い合わせ先
奈良県介護福祉士会事務局
〒639-2244 奈良県御所市柏原1594-1 国見苑内
TEL 0745-63-1102 FAX 0745-63-1104

福利厚生センターご加入のおすすめ

- 選べる、使える、全国224カ所の指定保養所。
 - ◆厚生年金宿泊施設、国民年金保養センター 他
- 24時間、365日。職員と家族の健康を見守っています。
 - ◆電話健康医療相談、生活習慣病予防検診費用助成 他
- ガンバッテくれている職員の「万が一」に何がしてあげられますか?
 - ◆弔慰金、見舞金
- ソウエルクラブの会員に、手厚い暮らしの保障を新たに用意しました。
 - ◆自動車保険、団体死亡保険
- 職員の豊かな暮らしをバックアップします。
 - ◆住宅ローン、特別資金ローン
- 持って便利、使ってお得なカードです。
 - ◆クレジットカードサービス
- 全国の仲間と一緒に、海外の社会福祉施設を自分の目で見、肌で感じてきませんか。
 - ◆海外研修
- 職員の「学びたい」気持ちを応援しませんか。
 - ◆広報・レクリエーター講習会、生涯生活設計セミナー
- ガンバッテくれている職員に、思いきりリフレッシュさせてみませんか。
 - ◆クラブサークル活動助成、テーマパーク 他
- 「おめでとう」と「ありがとう」の気持ちを、職員と一緒に分かち合いませんか。
 - ◆永年勤続者・資格取得記念品贈呈、結婚・出産お祝い

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください。

加入できる職員

- 社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人あたり毎年度1万円。
- 掛金は各法人の口座から自動引き落としになります。
- 掛金は全額が事業費に充てられます。(福利厚生センターの運営費は国の補助金でまかなわれています)

職員の福利厚生はソウエルクラブにお任せください。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎0120-292-711
FAX ☎0120-292-722

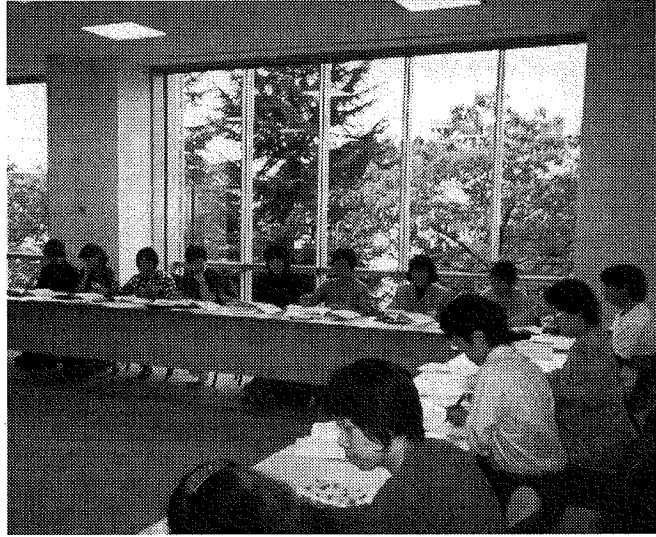
社会福祉法人 福利厚生センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

北海道・東北ブロック研修会実施要綱

1. テーマ 「新世紀に輝いて生きる～自立支援と介護福祉士」
2. 期日 11月24日(金)～11月25日(土)
3. 参加定員 200名
4. 会場 秋田県社会福祉会館大会議室
秋田県秋田市旭北栄町1-5
5. 日程
 - 第1日目 11月24日(金)
 - 13:00～13:30 開会式
 - 13:30～14:20 講演「輝いて生きる～介護福祉士のこれから」(仮題)
講師 日本介護福祉士会会長 田中雅子氏
 - 14:20～14:30 休憩
 - 14:30～16:30 講演「新世紀を迎えて～介護保険の現状と今後の福祉の動向」(仮題)
講師 厚生省(交渉中)
 - 18:30～ 懇親会(秋田パークホテル予定)
 - 第2日目 11月25日(土)
 - 9:00～11:30 シンポジウム
「新世紀に輝いて生きる～自立支援と介護福祉士」
(シンポジスト) 龍谷大学社会学部地域福祉学科助教授 久田則夫氏
全国自立生活センター協議会代表 樋口恵子氏
特別養護老人ホーム「平成園」施設長 栗林孝得氏
(コーディネーター) 大館桂城短期大学人間福祉学助教授 渡部誠氏
 - 11:30～ 閉会式
6. 研修会及び交流会参加に必要な費用について
 - (1) 参加費(25日弁当代含む)
 - ①会員1,000円 ②会員外2,000円 ③学生 無料(学生証の提示)
 - (2) 懇親会費 5,000円
7. 問い合わせ先 特別養護老人ホーム「大平荘」内
担当 桜井亮子 TEL 018-838-2338

利用者本位の訪問計画作成

サービス提供責任者研修会



介護保険制度が施行されて半年、「介護の専門性を活かした訪問介護計画書」についての考え方や作成方法について研修の場を設けてほしい」との要望が多くなってきたことを受け、初の「サービス提供責任者研修会」が、九月二十三、二十四日に安田生命アカデミーで四十名の受講生を集め開催された。

内容は、名古屋大学大学院法学研究科助教授・古都賢一氏による「リスクマネジメント」、厚生省老人保健福祉局振興課課長補佐・

野村知司氏による「訪問介護計画書の適正化について」、長野大学福祉学助教授・須加美明氏と社団法人日本介護福祉士会副会長・大橋佳子による「訪問介護計画書の作成演習」の講義・演習があり、サービス提供責任者の重要性や役割を再確認することができた。

九州ブロックが研修会

第七回九州ブロック研修大会が八月二十四、二十五日の二日間、鹿児島県霧島ロイヤルホテルで開催され、二百四十名が参加した。一日目は、基調講演に「介護保険下における介護福祉士の専門性」と題し、長崎純心大学教授・一番ヶ瀬康子氏の講演があった。一番ヶ瀬氏は、「終末を迎えて人に対する人間の尊厳を考へるとき、人間の命と生活に直接関わる専門職、

等)、第三分科会「契約制度への対応と課題」(身体障害児者施設・知的障害児者施設等)に分かれ、記録の重要性、家族とのコミュニケーションを密に、ヘルパー自身の介護保険の理解が不十分であった、利用料の支払いなどで緊急時の対応をどうしたらよいか、介護職も契約のことをよく理解することなど、介護保険施行から五カ月が経った現場の状況と問題点などについて、さまざまな意見交換がなされた。

書評

二日目は、記念講演として厚生省社会・援護局施設人材課長の森山幹夫氏が、「社会福祉基礎構造改革の現状と今後の課題」と題した講演を行った。森山氏は、「社会福祉の基礎構造改革が始まり、ゴールドプラン21(高齢者保険福祉推進21カ年戦略)、新エンゼルプラン、障害者プランなどが

ラン、障害者プランなどが総合的に推進され、医療や年金までも含んだ社会保障全体の構造改革が進んでいる。高齢者や障害者を持つ者が、QOLを高めながら、地域の中で共に生きる道を探り、社会的にシステムを整備していくことが必要である。また、福祉・保健・医療の連携の下に、情報を共有・提供するWAMN EITの活用を強調した。

2001年度版 介護福祉士手帳を配布します

2001年度版介護福祉士手帳は、12月上旬に各県支部を通じて配布します。内容は、本年12月から平成14年3月までの16カ月間となっていて、介護保険用語集、行政ガイド等が付いています。

関東・甲信越ブロックも研修会を開催

八月二十六日に実施された第七回関東・甲信越ブロック研修会は、社団法人化して初めての研修会となった。五百名の参加者で会場の大宮ソニックシティ小ホールは満席になり、厚生省社会・援護局施設人材課長 森山幹夫氏をはじめ、埼玉県内の保健・医療・福祉関係各団体代表者の臨席のもと、盛大に開会式が行われた。

社会福祉事業法が社会福祉法と改称、その法律が一部改正・施行となって「措置から利用制度へ」の見直しを含む社会福祉基礎構造改革により、「個人の尊厳・利用者主体の理念」をもって利用者の真のニーズに十分に耳を傾け運用されることを求められている。

その中で、「介護福祉士と自立支援地域でみんなが普通に生きられる・求められる介護とは」をメインテーマに実施した。

午前中は「これから求められる地域ケア・障害者が望む介護とは」をテーマに、障害者の生活改善のための現状報告、午後は介護保険制度の施行に伴う

現状報告や適切な制度運用について、介護福祉士として求められる介護・望ましい介護サービス提供のあり方等について報告しあい、介護福祉士として共通認識の機会となった。

昼食時のアトラクションは、大宮市を拠点に活動している視覚障害者も一緒にいる視覚障害者も一緒にいる「コラスグループ」の「ファミリー」の方々の合唱と、「サファリアオーケストラ」の室内楽で優しく心揺らへんと時を過ごし、会場全体が一体となった研修会であった。

次回、第八回関東・甲信越ブロック研修会は茨城県で行われる。

私たちが福祉や介護に関して確認したい時に使え、その幅の広さと実用性にも驚かされる。巻末に簡潔で正確な現場で役立つ用語集があるのは嬉しい。

日本実業出版社
定価一五〇〇円(税別)

新事務局員の紹介

はじめまして。砂川陽子と申します。青山学院大学文学部第二部英文文学科を卒業し、現在二十六歳になります。よろしくお願いたします。



専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511